

平成24年9月

第180回国会（常会）  
通過議案要旨集  
（速報版）

衆議院調査局

# 目 次

第180回国会（常会）議案審議等概況.....	1
第180回国会（常会）議案審査経過	
閣法.....	3
衆法.....	12
参法.....	17
予算.....	22
条約.....	23
承認.....	24
承諾.....	25
決算・国有財産等.....	27
決議案.....	28
両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
内閣委員会.....	31
総務委員会.....	43
法務委員会.....	57
外務委員会.....	62
財務金融委員会.....	68
文部科学委員会.....	76
厚生労働委員会.....	79
農林水産委員会.....	95
経済産業委員会.....	104
国土交通委員会.....	110
環境委員会.....	119
予算委員会.....	125
決算行政監視委員会.....	141
議院運営委員会.....	143
災害対策特別委員会.....	145
沖縄及び北方問題に関する特別委員会.....	149
消費者問題に関する特別委員会.....	153
郵政改革に関する特別委員会.....	159
東日本大震災復興特別委員会.....	162
社会保障と税の一体改革に関する特別委員会.....	167
決議案	
本会議.....	181
委員会.....	185
通過議案概要一覧.....	197
【参考】 閉会中審査議案概要一覧.....	221

会派の正式名称と略称は次のとおりです。

会派名	会派略称
民主党・無所属クラブ	民主
自由民主党・無所属の会	自民
国民の生活が第一・きづな	生活
公明党	公明
日本共産党	共産
社会民主党・市民連合	社民
みんなの党	みんな
国民新党・無所属会	国民
改革無所属の会	改会
減税日本・平安	減税
新党大地・真民主	大地
たちあがれ日本	日本
無所属	無

## 第180回国会（常会）議案審議等概況

### 1 会 期

平成24年1月24日から9月8日までの229日間

### 2 議案件数

閣 法	106件（成立 61件、継続 33件、審査未了 3件、 撤回 5件、参議院未付託未了 4件）
衆 法	65件（成立 24件、継続 33件、参議院未付託未了 1件、 撤回 7件）
参 法	47件（成立 7件、継続 3件、参議院継続 16件、 参議院審査未了 3件、参議院未付託未了 11件、 参議院撤回 7件）
予 算	8件（成立 8件）
条 約	11件（承認 4件、継続 7件）
承認を求めるの件	6件（承認 2件、継続 3件、撤回 1件）
承諾を求めるの件	13件（承諾 6件、継続 7件）
決 算 等	8件（継続 6件、審査未了 2件）
決 議 案	
本 会 議	6件（可決 5件、否決 1件）
委 員 会	7件（総務委員会、農林水産委員会、国土交通委員会、 環境委員会 2件、決算行政監視委員会、 災害対策特別委員会）

# 第180回国会（常会）議案審査経過

〔閣法〕

太字は成立議案

提出 回次	議案件名	衆議院						参議院				公布日 (法律番号)	
		委員会					本会議		委員会		本会議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	経済産業	1/24					閉会中 審査					
174	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）	厚生労働	1/24	3/7	修正	有	3/8	修正	3/27	可決	3/28	可決	4/6 (27)
176	郵政改革法案（内閣提出、第176回国会閣法第1号）（撤回承諾要求）	郵政改革	1/24				3/30	撤回 承諾					
176	日本郵政株式会社法案（内閣提出、第176回国会閣法第2号）（撤回承諾要求）	郵政改革	1/24				3/30	撤回 承諾					
176	郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第3号）（撤回承諾要求）	郵政改革	1/24				3/30	撤回 承諾					
176	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	倫理選挙	1/24					閉会中 審査					
176	地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	環境	1/24					閉会中 審査					
177	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	経済産業	1/24	4/18	可決	有	4/26	可決	7/26	可決	7/27	可決	8/3 (55)
177	交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	国土交通	1/24					閉会中 審査					
177	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	内閣	1/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第74号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
177	国家公務員の労働関係に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第75号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
177	公務員庁設置法案(内閣提出、第177回国会閣法第76号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
177	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第77号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
177	国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第78号)	総務	1/24		審査 未了								
177	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第79号)	法務	1/24	2/22	修正		2/23	修正	2/28	可決	2/29	可決	2/29 (4)
177	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第80号)	法務	1/24	2/22	修正		2/23	修正	2/28	可決	2/29	可決	2/29 (5)
179	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第179回国会閣法第9号)	総務	1/24	6/7	可決		6/8	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (36)
179	裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、第179回国会閣法第12号)	法務	1/24	6/1	修正	有	6/8	修正	7/26	可決	7/27	可決	8/3 (54)
179	刑法等の一部を改正する法律案(第179回国会内閣提出第13号、参議院送付)	法務	1/24					閉会中 審査					
179	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案(第179回国会内閣提出第14号、参議院送付)	法務	1/24					閉会中 審査					
179	国民年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、第179回国会閣法第15号)	厚生労働	1/24					閉会中 審査					
179	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(内閣提出、第179回国会閣法第16号)	厚生労働	1/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第1号)	総務	2/2	2/3	可決		2/3	可決	2/8	可決	2/8	可決	2/15 (1)
180	平成24年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第2号)	財務金融	2/21				7/31	承諾 (注)					
180	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出第2号)(内閣修正)			8/24	可決		8/28	可決				審議 未了	
180	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	財務金融	2/21	3/8	可決		3/8	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (15)
180	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	財務金融	3/16	3/21	可決		3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (21)
180	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	財務金融	3/16	3/21	可決	有	3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (22)
180	保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	財務金融	3/21	3/23	可決		3/27	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (23)
180	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	法務	7/26	7/31	可決		7/31	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (75)
180	租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	財務金融	2/21	3/8	可決	有	3/8	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (16)
180	現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第9号)	厚生労働	3/8	3/14	可決	有	3/16	可決	3/27	可決	3/28	可決	3/31 (9)
180	児童手当法の一部を改正する法律案(内閣提出第10号)	厚生労働	3/15	3/21	修正		3/23	修正	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (24)
180	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第11号)(撤回承諾要求)	環境	5/29				6/15	撤回 承諾					

(注) 7月31日内閣から議案修正承諾要求書が提出され、同日本院承諾

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
180	原子力安全調査委員会設置法案(内閣提出第12号)(撤回承諾要求)	環 境	5/29				6/15	撤回 承諾					
180	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第13号)	総 務	2/21	3/8	可決		3/8	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (17)
180	地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第14号)	総 務	2/21	3/8	可決		3/8	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (18)
180	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	財務金融	3/13	3/16	可決	有	3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (19)
180	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	内 閣	6/1	7/27	可決		7/31	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (74)
180	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	内 閣	6/1	7/27	可決		7/31	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (73)
180	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)	外 務	6/1	8/1	修正	有	8/2	修正	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (70)
180	国民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第19号)	厚生労働	3/22	3/28	修正		3/30	修正	4/3	可決	4/5	可決	4/6 (28)
180	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案(内閣提出第20号)	農林水産	8/1	8/2	修正	有	8/2	修正	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (83)
180	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第21号)	経済産業	3/14	3/21	可決	有	3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (11)
180	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第22号)	国土交通	3/15	3/21	可決	有	3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	4/6 (26)
180	福島復興再生特別措置法案(内閣提出第23号)	震災復興	3/5	3/8	修正	有	3/8	修正	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (25)
180	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)	沖縄北方	3/13	3/21	修正	有	3/23	修正	3/28	可決	3/30	可決	3/31 (13)
180	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)	沖縄北方	3/13	3/21	修正	有	3/23	修正	3/28	可決	3/30	可決	3/31 (14)



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第26号)(内閣修正)(注)	厚生労働	9/6				閉会中 審査						
180	災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第27号)	経済産業	6/1	7/27	可決		7/31	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (76)
180	経済社会課題対応事業の促進に関する法律案(内閣提出第28号)	経済産業	8/2					閉会中 審査					
180	防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第29号)	安全保障	9/6		審査 未了								
180	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第30号)	内閣	8/2					閉会中 審査					
180	内閣府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)	内閣	6/1	6/14	修正		6/15	修正	6/20	可決	6/20	可決	6/27 (35)
180	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(内閣提出第32号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第33号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	消費者安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	消費者問題	7/25	8/1	修正	有	8/2	修正	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (77)
180	地方公共団体情報システム機構法案(内閣提出第35号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(内閣提出第36号)	農林水産	9/6					閉会中 審査					
180	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)	内閣	3/13	3/16	可決		3/23	可決	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (12)

(注) 7月31日内閣から修正申入書を受領した。

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)(参議院送付)	環 境	8/2	8/7	可決	有	8/10	可決	6/18	可決	6/20	可決	8/22 (58)
180	海上運送法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)(参議院送付)	国土交通	8/28	8/31	可決		9/6	可決	7/26	可決	7/27	可決	
180	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)(参議院送付)	国土交通	8/28	8/31	可決		9/6	可決	7/26	可決	7/27	可決	
180	船員法の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)(参議院送付)	国土交通	8/28	8/31	可決		9/6	可決	7/26	修正	7/27	修正	
180	競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	農林水産	3/16	3/27	可決		3/27	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (37)
180	都市の低炭素化の促進に関する法律案(内閣提出第43号)	国土交通	7/24	7/27	可決		7/31	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (84)
180	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)	国土交通	9/6					閉会中 審査					
180	海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)	国土交通	7/26	8/3	可決	有	8/10	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (71)
180	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	内 閣	7/19	7/20	可決	有	7/26	可決	6/20	可決	6/20	可決	8/1 (53)
180	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	財務金融	3/16	3/21	修正	有	3/23	修正	3/29	可決	3/30	可決	3/31 (20)
180	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)(参議院送付)	消費者問題	7/31	8/7	可決	有	8/10	可決	6/20	修正	6/20	修正	8/22 (59)
180	消防法の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)(参議院送付)	総 務	6/1	6/19	可決	有	6/19	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/27 (38)
180	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第50号)(参議院送付)	農林水産	4/16	6/20	可決	有	6/21	可決	4/12	可決	4/16	可決	6/27 (42)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)(参議院送付)	経済産業	6/15	6/20	可決		6/21	可決	4/19	可決	4/20	可決	6/27 (44)
180	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	法 務	9/6					閉会中 審査					
180	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案(内閣提出第53号)	国土交通	9/6					閉会中 審査					
180	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案(内閣提出第54号)	国土交通	9/6					閉会中 審査					
180	少年院法案(内閣提出第55号)											審議 未了	
180	少年鑑別所法案(内閣提出第56号)											審議 未了	
180	少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第57号)											審議 未了	
180	新型インフルエンザ等対策特別措置法案(内閣提出第58号)	内 閣	3/16	3/28	可決	有	3/30	可決	4/24	可決	4/27	可決	5/11 (31)
180	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第59号)	総 務	9/6					閉会中 審査					
180	地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第60号)	総 務	7/23	8/7	修正	有	8/10	修正	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (72)
180	電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第61号)	総 務	9/6					閉会中 審査					
180	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案(内閣提出第62号)	法 務	9/6					閉会中 審査					
180	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第63号)	財務金融	9/6					閉会中 審査					



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
180	子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第77号)	社会保障・税	5/10	6/26	修正	有	6/26	修正	8/10	可決	8/10	可決	8/22 (67)
180	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第78号)	社会保障・税	5/8	6/26	修正		6/26	修正	8/10	可決	8/10	可決	8/22 (63)
180	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(内閣提出第79号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第80号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第81号)	災害対策	6/13	6/19	修正	有	6/19	修正	6/20	可決	6/20	可決	6/27 (41)
180	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案(内閣提出第82号)	国土交通	6/12	6/15	可決		6/15	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (52)
180	年金生活者支援給付金の支給に関する法律案(内閣提出第83号)	厚生労働	9/6					閉会中 審査					

## 〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果		
173	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案(大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号)	倫理選挙	1/24						閉会中 審査					
173	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号)	法 務	1/24						閉会中 審査					
173	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案(井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号)	内 閣	1/24						閉会中 審査					
173	国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律案(田村憲久君外5名提出、第173回国会衆法第12号)	厚生労働	1/24	4/18	撤回 許可									
174	政党助成法の一部を改正する法律案(林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号)	倫理選挙	1/24						閉会中 審査					
174	教育公務員特例法の一部を改正する法律案(下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号)	文部科学	1/24						閉会中 審査					
174	低炭素社会づくり推進基本法案(野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号)	環 境	1/24						閉会中 審査					
174	北海道観光振興特別措置法案(佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号)	国土交通	1/24						閉会中 審査					
174	気候変動対策推進基本法案(江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号)	環 境	1/24						閉会中 審査					
174	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号)	倫理選挙	1/24						閉会中 審査					
174	国際平和協力法案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号)	安全保障	1/24						閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
174	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号)	安全保障	1/24					閉会中 審査					
174	死因究明推進法案(下村博文君外5名提出、第174回国会衆法第30号)	内閣	1/24	5/18	撤回 許可								
174	自衛隊法の一部を改正する法律案(小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号)	安全保障	1/24					閉会中 審査					
174	国家公務員法の一部を改正する法律案(井上信治君外6名提出、第174回国会衆法第32号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
174	離島の振興に関する施策の拡充のための離島振興法等の一部を改正する法律案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第33号)	国土交通	1/24	6/15	撤回 許可								
174	離島航路航空路整備法案(武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号)	国土交通	1/24					閉会中 審査					
174	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案(加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号)	農林水産	1/24					閉会中 審査					
176	国家公務員法等の一部を改正する法律案(河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第5号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
176	幹部国家公務員法案(河野太郎君外6名提出、第176回国会衆法第6号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
176	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案(高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号)	国土交通	1/24					閉会中 審査					
177	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案(宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号)	農林水産	1/24					閉会中 審査					
177	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案(辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号)	法務	1/24					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
177	国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(野田毅君外2名提出、第177回国会衆法第31号)	内閣	1/24					閉会中 審査					
177	アレルギー疾患対策基本法案(江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号)	厚生労働	1/24					閉会中 審査					
179	一般職の国家公務員の給与の改定及び臨時特例等に関する法律案(平井たくや君外4名提出、第179回国会衆法第1号)	総務	1/24	2/23	撤回 許可								
180	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案(稲見哲男君外4名提出、衆法第1号)	総務	2/22	2/23	修正		2/23	修正	2/28	可決	2/29	可決	2/29 (2)
180	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第2号)	審査省略					2/23	可決	2/29	可決	2/29	可決	2/29 (3)
180	特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第3号)	審査省略					3/16	可決	3/22	可決	3/23	可決	3/30 (7)
180	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案(法務委員長提出、衆法第4号)	審査省略					3/16	可決	3/22	可決	3/23	可決	3/29 (6)
180	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第5号)	審査省略					3/16	可決	3/23	可決	3/28	可決	3/31 (8)
180	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公一君外5名提出、衆法第6号)	郵政改革	4/3	4/11	可決	有	4/12	可決	4/26	可決	4/27	可決	5/8 (30)
180	行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案(長妻昭君外15名提出、衆法第7号)	内閣	9/6					閉会中 審査					
180	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第8号)	審査省略					4/26	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (50)
180	地方自治法の一部を改正する法律案(菅義偉君外4名提出、衆法第9号)				7/30 撤回								



提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	原子力規制委員会設置法案(塩崎恭久君外3名提出、衆法第10号)	環 境	5/29	6/15	撤回 許可								
180	国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案(議院運営委員長提出、衆法第11号)	審査省略					4/26	可決	4/27	可決	4/27	可決	4/27 (29)
180	死因究明等の推進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第12号)	審査省略					5/22	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (33)
180	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第13号)	審査省略					5/22	可決	6/14	可決	6/15	可決	6/22 (34)
180	刑法の一部を改正する法律案(高市早苗君外3名提出、衆法第14号)	法 務	9/6					閉会中 審査					
180	国土強靱化基本法案(二階俊博君外10名提出、衆法第15号)	国土交通	9/6					閉会中 審査					
180	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案(総務委員長提出、衆法第16号)	審査省略					6/8	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (39)
180	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第17号)	審査省略					6/8	可決	6/15	可決	6/15	可決	6/22 (32)
180	大都市地域における地方公共団体の設置等に関する特例法案(逢坂誠二君外4名提出、衆法第18号)				7/30 撤回								
180	原子力規制委員会設置法案(環境委員長提出、衆法第19号)	審査省略					6/15	可決	6/20	可決	6/20	可決	6/27 (47)
180	離島振興法の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出、衆法第20号)	審査省略					6/15	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (40)
180	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第21号)	審査省略					6/15	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (46)
180	公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(樽床伸二君外9名提出、衆法第22号)	倫理選挙	6/26	8/27	可決		8/28	可決				審議 未了	
180	養ほう振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第23号)	審査省略					6/19	可決	6/19	可決	6/20	可決	6/27 (45)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
180	社会保障制度改革推進法案(長妻昭君外5名提出、衆法第24号)	社会保障・税	6/21	6/26	可決		6/26	可決	8/10	可決	8/10	可決	8/22 (64)
180	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(和田隆志君外5名提出、衆法第25号)	社会保障・税	6/21	6/26	可決	有	6/26	可決	8/10	可決	8/10	可決	8/22 (66)
180	南海トラフ巨大地震対策特別措置法案(二階俊博君外16名提出、衆法第26号)	国土交通	9/6					閉会中 審査					
180	衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案(細田博之君外2名提出、衆法第27号)	倫理選挙	8/23					閉会中 審査					
180	大都市地域における特別区の設置に関する法律案(逢坂誠二君外8名提出、衆法第28号)	総務	7/30	8/7	可決		8/10	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (80)
180	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外3名提出、衆法第29号)	倫理選挙	9/6					閉会中 審査					
180	古典の日に関する法律案(文部科学委員長提出、衆法第30号)	審査省略					8/24	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (81)
180	カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第31号)	審査省略					8/24	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (82)
180	地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案(平井たくや君外4名提出、衆法第32号)	総務	9/6					閉会中 審査					
180	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第33号)	審査省略					8/28	可決	8/28	可決	8/29	可決	9/5 (79)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第34号)	審査省略					9/6	可決	9/7	可決	9/7	可決	
180	医薬品等行政評価・監視委員会設置法案(長妻昭君外3名提出、衆法第35号)	厚生労働	9/6					閉会中 審査					
180	大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案(逢坂誠二君外5名提出、衆法第36号)	総務	9/6					閉会中 審査					
180	公職選挙法の一部を改正する法律案(村田吉隆君外2名提出、衆法第37号)	倫理選挙	9/6					閉会中 審査					
180	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出、衆法第38号)	審査省略					9/6	可決	9/7	可決	9/7	可決	
180	脱原発基本法案(山岡賢次君外12名提出、衆法第39号)	経済産業						閉会中 審査					

## 〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
176	インド洋におけるテロ対策海上阻止活動及び海賊行為等対処活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法案(佐藤正久君外1名提出、第176回国会参法第1号)											閉会中 審査	
176	子宮頸がん予防措置の実施の推進に関する法律案(松あきら君外5名提出、第176回国会参法第3号)											閉会中 審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
176	郵政民営化の確実な推進のための日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律を廃止する等の法律案（中西健治君提出、第176回国会参法第4号）								審査 未了			
177	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案(林芳正君外7提出、第177回国会参法第7号)											閉会中 審査
177	国家公務員等が不正に資金を保管するために虚偽の請求書の提出を要求する行為等の処罰に関する法律案（林芳正君外7名提出、第177回国会参法第8号）											閉会中 審査
177	原子力発電所等の緊急安全評価等に関する法律案（松田公太君提出、第177回国会参法第10号）								審査 未了			
177	東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案(橋本聖子君外6名提出、第177回国会参法第21号)	文部科学	1/24					閉会中 審査				
177	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案(野村哲郎君外2名提出、第177回国会参法第23号)								3/22	撤回 許可		
179	雨水の利用の推進に関する法律案(加藤修一君外1名提出、第179回国会参法第3号)								7/25	撤回		
180	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(上野ひろし君提出、参法第1号)											審議 未了
180	国家公務員の給与の減額措置等による国家公務員の人件費の総額の削減に関する法律案（小野次郎君提出、参法第2号）								審査 未了			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法案(川口順子君外6名提出、参法第3号)											審議 未了	
180	地方自治法の一部を改正する法律案(柴田巧君外1名提出、参法第4号)								7/30 撤回				
180	違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(小野次郎君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	
180	会計検査院法の一部を改正する法律案(小野次郎君提出、参法第6号)											審議 未了	
180	国家賠償法の一部を改正する法律案(小野次郎君提出、参法第7号)											審議 未了	
180	平成23年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案(森まさこ君外9名提出、参法第8号)								6/14	撤回 許可			
180	歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(中西健治君提出、参法第9号)											閉会中 審査	
180	特定原子力被災地域の土地等の利用に関する施策及びこれに関連して必要となる地域住民等の生活再建等の促進に資する施策の国の取組による推進に関する法律案(小野次郎君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
180	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、参法第11号)	農林水産	3/23	3/27	可決	有	3/27	可決			3/23	可決	3/31 (10)
180	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(加藤修一君外8名提出、参法第12号)									8/23 撤回			

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公 布 日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(谷岡郁子君外5名提出、参法第13号)								6/14	撤回 許可			
180	道州制への移行のための改革基本法案(江口克彦君提出、参法第14号)											閉会中 審査	
180	平成23年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案(加藤修一君外8名提出、参法第15号)											閉会中 審査	
180	日本銀行法の一部を改正する法律案(桜内文城君提出、参法第16号)											審議 未了	
180	内閣総理大臣の指名に係る国民投票制度の創設に関する法律案(松田公太君提出、参法第17号)											閉会中 審査	
180	国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(桜内文城君提出、参法第18号)											審議 未了	
180	地方教育行政改革の推進に関する法律案(江口克彦君提出、参法第19号)											審議 未了	
180	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案(渡辺孝男君外7名提出、参法第20号)									8/27 撤回			
180	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案(文教科学委員長提出、参法第21号)	文部科学	6/15	6/20	可決		6/21	可決			6/15	可決	6/27 (49)
180	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守るための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(東日本大震災復興特別委員長提出、参法第22号)	震災復興	6/15	6/19	可決		6/21	可決			6/15	可決	6/27 (48)
180	資源の確保の推進に関する法律案(片山さつき君外5名提出、参法第23号)											閉会中 審査	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	公職の選挙におけるインターネットの活用の促進を図るための公職選挙法の一部を改正する等の法律案(松田公太君提出、参法第24号)											閉会中 審査	
180	無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案(山谷えり子君外2名提出、参法第25号)											閉会中 審査	
180	消費者教育の推進に関する法律案(島尻安伊子君外5名提出、参法第26号)	消費者問題	6/20	8/7	可決		8/10	可決	6/20	可決	6/20	可決	8/22 (61)
180	消費者基本法の一部を改正する法律案(島尻安伊子君外5名提出、参法第27号)	消費者問題	6/20	8/7	可決		8/10	可決	6/20	可決	6/20	可決	8/22 (60)
180	首都直下地震対策特別措置法案(脇雅史君外4名提出、参法第28号)											閉会中 審査	
180	雨水の利用の推進に関する法律案(国土交通委員長提出、参法第29号)	国土交通	7/27					閉会中 審査			7/27	可決	
180	下水道法等の一部を改正する法律案(武内則男君外4名提出、参法第30号)											閉会中 審査	
180	放射線業務従事者の被ばく線量の管理に関する法律案(加藤修一君外8名提出、参法第31号)											閉会中 審査	
180	化学物質による子どもの健康への悪影響の防止のための調査その他の施策の推進に関する法律案(加藤修一君外7名提出、参法第32号)											閉会中 審査	
180	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(経済産業委員長提出、参法第33号)	経済産業	8/29	9/5	可決		9/6	可決			8/29	可決	
180	防災・減災体制再構築推進基本法案(木庭健太郎君外1名提出、参法第34号)											閉会中 審査	
180	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第35号)	厚生労働	8/29	9/5	可決		9/6	可決			8/29	可決	
180	公職選挙法の一部を改正する法律案(一川保夫君外3名提出、参法第36号)	倫理選挙						閉会中 審査	9/5	可決	9/7	可決	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
180	児童の通学安全対策の推進に関する法律案 (小野次郎君提出、参法第37号)											審議 未了	
180	麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部 を改正する法律案(浜田昌良君外5名提出、 参法第38号)											審議 未了	

〔 予 算 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
180	平成23年度一般会計補正予算(第4号)	予 算	1/24	2/3	可決		2/3	可決	2/8	可決	2/8	可決
180	平成23年度特別会計補正予算(特第4号)	予 算	1/24	2/3	可決		2/3	可決	2/8	可決	2/8	可決
180	平成24年度一般会計予算	予 算	1/24	3/8	可決		3/8 4/5	可決 (注)	4/5	否決	4/5	否決
180	平成24年度特別会計予算	予 算	1/24	3/8	可決		3/8 4/5	可決 (注)	4/5	否決	4/5	否決
180	平成24年度政府関係機関予算	予 算	1/24	3/8	可決		3/8 4/5	可決 (注)	4/5	否決	4/5	否決
180	平成24年度一般会計予算、平成24年度特別会計予 算及び平成24年度政府関係機関予算につき撤回 のうえ編成替えを求めるの動議						3/8	否決				
180	平成24年度一般会計暫定予算	予 算	3/29	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決
180	平成24年度特別会計暫定予算	予 算	3/29	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決
180	平成24年度政府関係機関暫定予算	予 算	3/29	3/30	可決		3/30	可決	3/30	可決	3/30	可決

(注) 憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。



## 〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
180	投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第2号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第3号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガーンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第4号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第5号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第6号)	外 務	9/6				閉会中 審査					
180	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第7号)	外 務	8/28				閉会中 審査					
180	欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第8号)(参議院送付)	外 務	8/28	8/31	承認		9/6	承認	7/31	承認	8/3	承認
180	偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)(参議院送付)	外 務	8/28	8/31	承認		9/6	承認	7/31	承認	8/3	承認
180	2006年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)(参議院送付)	外 務	8/28	8/31	承認		9/6	承認	7/31	承認	8/3	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
180	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(条約第11号)(参議院送付)	外 務	8/28	8/31	承認		9/6	承認	7/31	承認	8/3	承認

〔 承 認 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、第177回国会承認第6号)	内 閣	1/24					閉会中 審査				
180	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第1号)(撤回承諾要求)	環 境	5/29				6/15	撤回 承諾				
180	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第2号)	総 務	3/16	3/22	承認	有	3/23	承認	3/29	承認	3/30	承認
180	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)	国土交通	9/6					閉会中 審査				
180	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第4号)	経済産業	9/6					閉会中 審査				

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
180	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第5号)	環 境	6/15	6/15	承認		6/15	承認	6/20	承認	6/20	承認

〔 承 諾 〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
177	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾
177	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾
177	平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾
177	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第177回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/24	7/26	承諾		7/31	承諾	8/20	承諾	8/22	承諾

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院			
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日
180	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				
180	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	9/6				閉会中 審査				

[ 決算・国有財産等 ]

< 決 算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/24				閉会中審査	/
	平成21年度特別会計歳入歳出決算							
	平成21年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成21年度政府関係機関決算書							
179	平成22年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
	平成22年度特別会計歳入歳出決算							
	平成22年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成22年度政府関係機関決算書							

< 国有財産 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
176	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	/
176	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	
179	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/24				閉会中審査	

< N H K 決算 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
177	日本放送協会平成21年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/24		審査未了			/

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
180	日本放送協会平成22年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総 務	9/6		審査未了			

## 〔決議案〕

### < 本会議決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
180	北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案(小平忠正君外14名提出、決議第1号)	審査省略				4/12	可決
180	北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案(小平忠正君外14名提出、決議第2号)	審査省略				4/13	可決
180	日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案(小平忠正君外16名提出、決議第3号)	審査省略				4/17	可決
180	野田内閣不信任決議案(渡辺喜美君外5名提出、決議第4号)	審査省略				8/9	否決
180	李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案(小平忠正君外11名提出、決議第5号)	審査省略				8/24	可決
180	香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案(小平忠正君外11名提出、決議第6号)	審査省略				8/24	可決

< 委員会決議 >

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
180	地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件	総 務	3/8
180	平成24年度畜産物価格等に関する件	農林水産	3/21
180	離島の振興に関する件	国土交通	6/15
180	原子力規制委員会設置等に関する件	環 境	6/15
180	動物の愛護及び管理の推進に関する件	環 境	8/28
180	「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」のフォローアップに基づく決議	決算行政監視	9/7
180	豪雪地帯対策の充実強化に関する件	災害対策	3/16

## 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

### 【内閣委員会】

#### 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 政府は、地域再生基本方針に特定政策課題（地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成その他の地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるものをいう。以下同じ。）に関する基本的事項を定めるものとする。
- 二 内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として、地域における特定政策課題の解決に資する事業であって次に掲げるもの（以下「特定地域再生事業」という。）に関する事項を追加すること。
  - 1 地域住民の交通手段の確保のために行う事業その他の内閣府令で定める事業であって金融機関から当該事業を行うのに必要な資金の貸付けを受けて行われるもの
  - 2 地域住民の生活の利便性の向上に資する施設その他の施設の整備又は福祉サービスその他のサービスの提供に関する事業として内閣府令で定めるものであって地方公共団体、地域再生推進法人、株式会社その他内閣府令で定める者により行われるもの
  - 3 老朽その他の事由により地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業
- 三 内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対する特別の措置として、二の1の事業に係る金融機関に対する特定地域再生支援利子補給金の支給、二の2の事業に係る株式会社への出資者に対する課税の特例、二の3の事業に係る地方公共団体に対する地方債の特例について定めること。
- 四 地方公共団体の長は、営利を目的としない法人であって、地域再生の推進のために必要な業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、地域再生推進法人（以下「推進法人」という。）として指



定することができること。

五 推進法人について、推進法人の業務、推進法人の業務に係る公有地の拡大の推進に関する法律の特例、地方公共団体の長による監督等について定めること。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加すること等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 関連する施策との連携

国及び地方公共団体は、構造改革特別区域において、経済社会の構造改革の推進及び地域の活性化に関する施策を推進するに当たっては、関連する施策との連携を図るよう努めなければならないこと。

#### 二 酒税法の特例の拡充

特産酒類の製造事業に係る酒税法の特例に関し、果実酒又はリキュールに使用することができる原料の追加を行うこと。

#### 三 認定を受けた構造改革特別区域における規制の特例に関する措置の追加

##### 1 河川法及び電気事業法の特例等

河川法の規定による許可を受けた水利使用のために取水した流水のみを利用する水力発電事業について、河川法上定められている手続の一部を不要等とするものとする。

##### 2 地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置

政令又は主務省令により規定された規制（地方公共団体の事務に関するものに限る。）に係る事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用するものとする。

四 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限（平成24年3月31日）を、平成29年3月31日まで延長すること。

五 構造改革特別区域計画の認定を申請する期限（平成24年3月31日）を、平

成29年3月31日まで延長すること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

七 政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 内閣府設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、宇宙の開発及び利用に関する施策を一体的に推進するため、宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等を内閣府の所掌事務に追加するとともに、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備するため、他省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職することができるようにする等の所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 内閣府設置法の一部改正

- 1 内閣府の所掌事務に、宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する事項の企画立案及び総合調整並びに準天頂衛星システムの整備及び管理に関する事務等を追加すること。
- 2 内閣府に、他省の副大臣の職を占める者をもって充てられる副大臣を置くことができるとともに、他省の大臣政務官の職を占める者をもって充てられる大臣政務官を置くことができること。
- 3 内閣府に、審議会等として、宇宙政策委員会を置くこと。
- 4 宇宙政策委員会は、内閣総理大臣等の諮問に応じて宇宙開発利用に関する政策に関する重要事項等について調査審議するとともに、当該事項に関し内閣総理大臣等に意見を述べ、さらに必要な勧告をすることができること。

#### 二 文部科学省設置法の一部改正

文部科学省の審議会等である宇宙開発委員会を廃止すること。

#### 三 独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の一部改正

- 1 独立行政法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、人工衛星等の開発等の業務を、宇宙基本法第2条の宇宙の平和的利用に関する基本理念にのっとり行うこと。
- 2 人工衛星等の開発等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

3 主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、必要な措置をとることを求めることができること。

4 主務大臣として、内閣総理大臣、経済産業大臣及び政令で定める大臣を追加すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日が経過したことに伴い、所要の規定の整理を行うこと。

### 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 識別符号の不正流通の防止

1 不正アクセス行為の用に供する目的で、他人の識別符号を取得する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰すること。

2 不正アクセス助長行為として規制されている他人の識別符号の提供行為の範囲を拡張し、どの特定電子計算機の特定利用に係るものであるかが明らかでない識別符号を提供する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰すること。

3 不正アクセス行為の用に供する目的で、不正に取得された他人の識別符号を保管する行為を禁止するとともに、その違反者を処罰すること。

4 アクセス管理者になりすまし、その他アクセス管理者であると誤認させて、次に掲げる行為をすることを禁止するとともに、その違反者を処罰すること。

(一) アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信

- ( 公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。 ) を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く行為
- (二) アクセス管理者が利用権者に対し識別符号を特定電子計算機に入力することを求める旨の情報を、電子メールにより利用権者に送信する行為
- 二 不正アクセス行為からの防御に関する啓発及び知識の普及に努める者に都道府県公安委員会を加えること。
- 三 国家公安委員会、総務大臣及び経済産業大臣は、アクセス管理者によるアクセス制御機能の高度化等の措置を支援することを目的として組織する団体であって、当該支援を適正かつ効果的に行うことができると認められるものに対し、必要な情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこと。
- 四 不正アクセス行為をした者及び相手方に不正アクセス行為の用に供する目的があることの情を知って他人の識別符号を提供した者に係る罰則の法定刑を引き上げること。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。

### **暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案 ( 内閣提出第46号 ) ( 参議院送付 ) 要旨**

本案は、最近における暴力団情勢に鑑み、市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、都道府県暴力追放運動推進センターによる事務所使用差止請求制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等の強化等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市民生活に対する危険を防止するための規定の整備
- 1 指定暴力団等の相互間に対立抗争が発生した場合において、人の生命等に重大な危害を加える方法による暴力行為が行われ、かつ、更に同様の暴力行為が行われるおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等を特定抗争指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において暴力団の事務所を新たに設置すること等を罰則による処罰の対象とすること。
- 2 指定暴力団等の指定暴力団員が暴力的要求行為等に関連して人の生命等

に重大な危害を加える方法による暴力行為を行い、かつ、更に反復して同様の暴力行為を行うおそれがある場合に、都道府県公安委員会がその指定暴力団等を特定危険指定暴力団等として指定し、その所属する指定暴力団員が警戒区域内において行う暴力的要求行為等を罰則による処罰の対象とすること。

二 国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが、指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて、裁判上又は裁判外において、自己の名をもって当該事務所の使用等の差止めを請求することができること。

三 暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制の強化等

1 指定暴力団員が金融商品取引業者等一定の事業者に対して行う不当な取引の要求等を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、国等が行う公共工事の契約又は入札に関する暴力的要求行為の規制について、国等の契約又は入札全般にその対象を拡大すること。

2 指定暴力団員が準暴力的要求行為を助けることを禁止するとともに、準暴力的要求行為を行うことが禁止される者として、一定の者を追加すること。

3 指定暴力団員が縄張内で営業を営む者のために用心棒の役務を提供すること等を禁止し、都道府県公安委員会が当該行為の中止又は防止のための命令をすることができること。

4 暴力的要求行為に対する中止命令違反等に係る罰則を強化すること。

四 国及び地方公共団体の責務を追加し、並びに事業者の責務を新たに規定すること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 指定暴力団等による対立抗争及び暴力的要求行為等によって住民の平穏な生活が危険にさらされることのないよう、本法を効果的に運用すること。なお、本法の規定に基づく職権を運用するに当たっては、恣意的にならないよう十分留意すること。

二 警察において、規制による取締りの端緒となる市民等からの通報を適切に

受け付け、処理することができる体制を整備すること。

三 本法の施行に伴う規制の強化の実効性を確保する観点から、暴力団周辺者の利用による規制逃れが生じないように、暴力団周辺者の実態を的確に把握すること。

四 都道府県暴力追放運動推進センターが、暴力団事務所に係る使用差止請求関係業務を含めた各種事業を適切に行えるよう、人員及び人材の充実、財政状況の改善など環境整備のための方策を検討すること。

五 暴力団との関係の遮断を図る企業及び市民等に対する危害行為が相次いでいることに鑑み、保護対象者の指定及び身辺警護等の保護対策を講ずるための体制整備を早期に実現すること。

六 暴力団から離脱する意志を表明する者に対しては、その意志を確認した上で十分な援護措置を講ずること。また、暴力団から離脱した者についても社会から孤立することのないよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して、就労等の観点から十分な援護措置を講ずること。

七 暴力団事務所の使用差止請求等に係る訴訟においては、証言を行う者が暴力団等から精神的な圧迫や危害を受けることがないように、十分な配慮が望まれる。特に、証人尋問における遮へい等の措置が認められるよう、都道府県暴力追放運動推進センター等と連携して情報提供等の支援を行うこと。

八 国及び地方公共団体の責務を果たすため、各府省の連携を一層強化するほか、暴力団排除条項の整備をはじめとした地方公共団体の取組に対する支援を行うこと。

### **新型インフルエンザ等対策特別措置法案（内閣提出第58号）要旨**

本案は、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### **一 総則的事項**

- 1 国、地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民の責務を定めること。
- 2 国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものでなければならないこと。
- 3 政府及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の発生に備えて行動計画を作成すること。

#### **二 新型インフルエンザ等の発生時における措置**

- 1 国及び都道府県は対策本部を設置すること。
- 2 政府対策本部長は特定接種を実施するよう指示できること。
- 3 検疫に関して、停留施設の確保や、発生国からの航空機等の運航制限を要請できること。
- 4 都道府県知事は医療関係者に対し医療等を行うよう要請及び指示できること。

### 三 新型インフルエンザ等緊急事態措置

- 1 政府対策本部長は、一定の要件に該当する新型インフルエンザ等が国内で発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、市町村長は市町村対策本部を設置すること。
- 2 都道府県知事は、住民に対し不要不急の外出の自粛を要請でき、学校や興行場等の管理者等に施設の使用の制限等を要請及び指示できること。
- 3 政府対策本部は市町村の実施する住民に対する予防接種について、その実施指示を行うこと。
- 4 医療機関が不足する場合に、都道府県知事が臨時の医療施設を開設し、土地等を一時的に使用することができること。
- 5 都道府県知事は医薬品、食品等について、売渡しを要請及び収用できること。

### 四 財政上の措置等

- 1 国及び都道府県は、特別の処分が行われたときは損失を補償しなければならないこと。
- 2 都道府県は、要請等に従って医療の提供を行う医療関係者の損害を補償しなければならないこと。
- 3 国は、地方公共団体の実施する措置に要する費用に対して、標準税収入に応じて負担割合をかさ上げすること。

- 五 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 本法の新型インフルエンザ等対策等が円滑に実施されるよう、地方公共団体、指定公共機関等、事業者及び国民に対し、本法の内容を周知徹底すること。

- 二 政府行動計画を策定する際の根拠となる被害想定については、最新の科学的知見を踏まえ、いたずらに過大なものとするものないようによること。
- 三 本法の規定に基づく私権の制限に係る措置の運用に当たっては、その制限を必要最小限のものとするよう、十分に留意すること。
- 四 新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うに当たっては、科学的根拠を明確にし、恣意的に行うものないようによること。
- 五 放送事業者である指定公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策については、放送の自律を保障することにより、言論その他表現の自由が確保されるよう特段の配慮を行うこと。
- 六 平時から新型インフルエンザ発生に対応できるよう、医療体制の整備を図るとともに、特に患者が急増するまん延期においては、一般の医療機関も含め、入退院措置など適切な措置により医療提供体制の維持を図ること。
- 七 患者等に対する医療等の実施に関する医療関係者の協力については、医療関係者の理解が得られるよう、各種の安全対策や実費弁償、損害補償の枠組みを十分に説明すること。
- 八 独居世帯を含めた在宅患者への薬剤処方への在り方を明示し、周知徹底を図るとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者など社会的弱者に対しては、市町村と協力し、見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等の適切な支援を図ること。
- 九 先行接種するプレパンデミックワクチンの製造備蓄を万全なものとするとともに、特定接種の対象者及び優先順位の在り方を明示すること。
- 十 全国民分のパンデミックワクチンをより短期間に製造するための研究開発を推進・支援するとともに、接種の優先順位の在り方を明示すること。
- 十一 新型インフルエンザ等対策等については引き続き国際的な連携を図るとともに、特に発展途上国での医療体制や公衆衛生の向上に積極的に貢献すること。

## 死因究明等の推進に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 総則



- 1 本法は、我が国において死因究明等の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。
- 2 基本理念として、死因究明の推進及び身元確認の推進は、死因究明及び身元確認が生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする事等を定めること。
- 3 国は、基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することなど、国及び地方公共団体の責務を定めること。

## 二 死因究明等の推進に関する基本方針

死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策として、死因究明を行う専門的機関の全国的な整備、法医学に係る教育及び研究の拠点の整備等を定めること。

## 三 死因究明等推進計画

政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、二の基本方針に即し、講ずべき必要な措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならないこと。

## 四 死因究明等推進会議

内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議を置き、同会議は、死因究明等推進計画の案を作成する事務等をつかさどること。

- ## 五 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討
- 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする事。

## 六 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、施行の日から起算して2年を経過した日に、その効力を失うこと。

## 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案（内閣委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 本法は、警察等が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穩を確保することを目的とすること。
- 二 警察署長は、警察が取り扱う死体であって、犯罪捜査の手續が行われるもの以外の死体（以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の検査を実施することができ、当該検査は、医師に行わせるものとする。
- 三 警察署長は、取扱死体について、法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、その必要性を遺族に説明した上で、その承諾を得ることなく、解剖を実施することができ、当該解剖は医師に行わせるものとする。
- 四 警察署長は、一定の基準に該当すると都道府県公安委員会が認めた法人又は機関に、三の解剖の実施を委託することができる。
- 五 警察署長は、取扱死体の身元を明らかにするため必要があると認めるときは、血液、歯牙、骨等の当該取扱死体の組織の一部を採取し、又は当該取扱死体から人の体内に植え込む方法で用いられる医療機器を摘出するために当該取扱死体を切開することができ、当該措置は医師又は歯科医師に行わせるものとする。
- 六 警察署長は、一連の措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。
- 七 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱

死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因等の説明を行うとともに、当該取扱死体を引き渡さなければならないこと。

八 この法律は、平成25年4月1日から施行すること。

## 【総務委員会】

### 東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第9号）要旨

本案は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長しようとするもので、その内容は次のとおりである。

#### 一 題名の変更

題名を「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」に改めること。

#### 二 趣旨規定の変更

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律は、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる期間の特例を定めるものとする。

#### 三 地方債の特例

平成23年度において旧合併特例法第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村に対する同項の規定の適用については、同項中「10年度」とあるのは、「15年度（合併市町村が東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体である場合又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする市町村である場合にあつては、20年度）」とすること。

#### 四 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

### 東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）要旨

本案は、平成23年度の第2次補正予算及び第4次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できるとしようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 題名を「東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の

総額の特例等に関する法律」に改めること。

- 二 平成23年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税5,455億円のうち1,000億円及び平成23年度の第4次補正予算により増額された同年度分の地方交付税3,608億円の全額を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとする。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、地方税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、自動車取得税に係る環境への負荷の少ない自動車を対象とした税率の軽減等の特例措置について要件を変更して延長するとともに、土地に係る固定資産税及び都市計画税について住宅用地に係る据置特例を廃止しつつ平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人住民税において、年金所得者の申告手続の簡素化を行うほか、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を平成25年12月31日まで延長すること。
- 二 自動車取得税において、環境への負荷の少ない自動車の取得に係る税率の軽減等の特例措置の適用要件について、最新の燃費基準に切替えを行うとともに、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するなど所要の見直しを行った上、適用期限を平成27年3月31日まで延長すること。
- 三 固定資産税において、地方団体の自主性・自立性を高める観点から、一部の課税標準の特例措置について、軽減の割合を一定の範囲内で条例に委任すること。
- 四 固定資産税及び都市計画税において、平成24年度の評価替えに当たり、原則として、現行の土地に係る負担調整措置等を継続すること。なお、住宅用地に係る据置特例については、経過的な措置を講じた上で平成26年度に廃止すること。
- 五 不動産取得税、固定資産税及び都市計画税において、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人又は一般財団法人が平成20年12月1日前から設置

している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供する不動産又は固定資産について、非課税とする措置を講ずること。

六 固定資産税及び都市計画税において、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に係る避難等の指示が解除されていない区域内の土地及び家屋に係る課税免除措置等を、平成25年度以後当分の間継続すること。

七 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。

八 この法律は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行すること。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

### 一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

#### 1 地方交付税の総額の特例等

(一) 平成24年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方の財源不足の状況を踏まえて行う加算及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1兆9,700億円、平成24年度における法定加算額9,251億8,500万円並びに臨時財政対策のための特例加算額3兆8,361億750万円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額1,000億円及び同特別会計借入金利子支払額2,428億円等を控除した額17兆4,545億4,360万円とすること。

(二) 平成25年度から平成39年度までの各年度における地方交付税の総額について、644億円を加算すること。

(三) 財政投融资特別会計の投資勘定に帰属させる地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の交付税及び譲与税配付金勘定への繰入れの特例を設けること。

#### 2 基準財政需要額の算定方法の改正

平成24年度から平成26年度までの間における措置として「地域経済・雇用対策費」を設けるほか、平成24年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用の改正等を行うこと。

#### 3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成24年度分の地方交付税の総額に5,490億2,978万9,000円を加算するほか、震災復興特別交付税の額の決定に関する特例等を設けること。

### 二 当せん金付証券法の一部改正

電磁的記録による当せん金付証券の作成を可能とするとともに、当せん金付証券の当せん金の最高金額に係る倍率制限の緩和等を行うこと。

### 三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

児童手当及び子ども手当特例交付金及び市町村の自動車取得税交付金の減収額の一部を埋めるための減収補填特例交付金を廃止すること。

### 四 東日本大震災に対処する等のための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部改正

平成23年度の震災復興特別交付税額について、そのうち1,365億円を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとすること。

### 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成24年4月1日から施行すること。

## 消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における火災の実態等に鑑み、火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 共同防火管理制度及び共同防災管理制度の整備

1 高層建築物等で管理権原が分かれている防火対象物について、その管理権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから、防火対象物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体についての消防計画の作成、避難訓練の実施、防火対象物の廊下等の共用部分の管理等の防火管理業務を行わせるものとする。

2 高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な防火対象物について、その管理権原を有する者は、一定の資格を有する者のうちから、防火対象物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者を協議して定め、防火対象物全体についての防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施等の防災管理業務を行わせるものとする。この場合において、統括防災管理者に、統括防火管理者の行うべき業務を行わせなければならないものとする。

### 二 消防用機械器具等の違法な流通を防止するための措置の拡充

- 1 日本消防検定協会又は登録検定機関は、不正の手段によって型式適合検定に合格した検定対象機械器具等の合格の決定を取り消せるものとするとともに、総務大臣は、検定に合格していない消防用機械器具等が市場に流通した場合に、販売業者等に対し、回収等を命ずることができるものとする。
- 2 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、これが技術上の規格に適合しているかどうかについて検査を行い、検査に係る記録を作成・保存しなければならないものとするとともに、総務大臣は、技術上の規格に適合していない自主表示対象機械器具等が市場に流通した場合に、販売業者等に対し、回収等を命ずることができるものとする。

### 三 火災の調査に関する制度の整備

火災の原因調査のため必要があるときは、消防長又は消防署長は、火災の原因である疑いがある製品の製造業者又は輸入業者に対して、資料提出等を命ずることができるものとする。

### 四 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行すること。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一 統括防火管理者等の選任及びその防火管理業務等の遂行が円滑に行われるよう助言・指導等に努めるとともに、統括防火管理者等が選任された場合においても、消防機関による各管理権原者及び防火管理者等に対する行政指導が適切に行われるようにすること。
- 二 東日本大震災における大規模建築物等の防災管理に係る教訓を踏まえ、管理権原者等への情報提供や防災管理講習への反映等を行うことにより、様々な災害事象を想定した訓練の実施、各事業所等の円滑な相互連携等、実効的な防災管理体制が構築されるようにすること。
- 三 製品火災に係る火災原因調査の結果について、消防機関とその他の関係機関との情報共有等を強化することにより、消費者の安心・安全の確保や製品火災の再発防止に有効活用されるようにすること。
- 四 消防用機械器具等に係る品質を確保するため、自主表示対象機械器具等の



規格適合性に係る検査の方法を製造業者等に周知徹底するとともに、消防用機械器具等の違法な市場流通の早期発見に努めること。また、消防用機械器具等の普及状況や防火対策上の重要性の変化等を勘案して、検定及び自主表示の対象品目を適宜見直すこと。

五 近年、比較的小規模な福祉施設において多数の人的被害を伴う火災が発生していることを踏まえ、福祉施設における防火・防災上の対策が施設の運用実態に即したものとなるよう、法制的手当を含め検討すること。

六 小規模雑居ビル等の複合用途建築物において火災による人的被害が多数発生していることを踏まえ、その予防のため、査察及び防火管理者の選任等の防火管理体制の確立に係る職務に従事する消防職員の「消防力の整備指針」を踏まえた充足と職務能力の向上に努めること。

### 地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）要旨

本案は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、議会の招集手続及び会期制度並びに再議及び専決処分の制度の見直し等の措置を講ずるとともに、直接請求に必要な署名数要件の緩和を行い、あわせて国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合の制度の見直し等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 議会制度の見直しに関する事項

普通地方公共団体の議会は、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とできるものとする。また、議長等による臨時会の招集請求のあった日から20日以内に普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集できるものとする。

#### 二 議会と長との関係に関する制度の見直しに関する事項

条例又は予算に関する議決について異議があるときの再議について、その対象を全ての議決に拡大すること。また、専決処分の対象から副知事又は副市町村長の選任の同意を除外するとともに、条例又は予算に関する専決処分について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、必要と認める措置を講じ、その旨を議会に報告しなければならないものとする。

#### 三 直接請求制度の見直しに関する事項

選挙権を有する者の総数が80万を超える普通地方公共団体につき、議会の解散並びに議員、長及び主要公務員の解職請求に必要な署名数に係る要件を緩和すること。

#### 四 国等による違法確認訴訟制度の創設に関する事項

是正の要求又は是正の指示を行った各大臣又は都道府県の執行機関は、当該是正の要求又は是正の指示を受けた普通地方公共団体の長その他の執行機関が、国地方係争処理委員会等に対する審査の申出をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は是正の指示に係る措置を講じないとき等に、高等裁判所に対し、訴えをもって当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができるものとする。

#### 五 一部事務組合及び広域連合等の制度の見直しに関する事項

協議会、機関等の共同設置又は一部事務組合の関係地方公共団体は、脱退する日の2年前までに他の全ての関係地方公共団体に予告をすることにより、当該協議会等から脱退することができるものとする。また、一部事務組合は、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織できるものとするとともに、広域連合には、執行機関として、長に代えて理事をもって組織する理事会を置くことができるものとする。

#### 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行するものとする。

##### (修正要旨)

#### 一 百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化

普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限るものとする。

#### 二 政務調査費の名称の変更等

政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めるとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする。また、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする規定を追加すること。

#### 三 普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加 会期を通年とした普通地方公共団体の議会の議長は、当該普通地方公共団

体の長及び委員長等に議場への出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする規定を追加すること。

#### 四 その他

所要の規定の整備を行うこと。

#### (附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

- 一 本法による改正事項のうちには、地方側から意見が寄せられたものも多いことを踏まえ、改正内容の周知と適切な助言に努めるとともに、適宜その運用状況を把握し、必要に応じ、制度の見直し等適切な対応を図ること。
- 二 議会に付与された極めて強力な権限である、いわゆる百条調査権については、その運用状況を踏まえ、引き続き、その在り方について総合的な検討を行うこと。
- 三 政務調査費制度の見直しについては、議員活動の活性化を図るためにこれを行うものであることを踏まえ、その運用につき国民の批判を招くことのないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、使途の透明性の向上が図られるよう、特段の配慮を行うこと。
- 四 通年会期方式については、これを選択する場合、長等の執行機関や職員の事務処理に及ぼす影響に配慮する必要があるものとされていることを踏まえ、適正な運用が図られるよう、改正趣旨の周知徹底を図ること。
- 五 第30次地方制度調査会の地方自治法改正案に関する意見を踏まえ本法による改正から除外された、地方税等に関する事項の条例制定・改廃請求の対象化及び大規模な公の施設の設置に係る住民投票制度の導入について検討を行う場合には、同意見に示された考え方を踏まえるとともに、国と地方の協議の場等を通じて地方側と十分な協議を行うこと。
- 六 地方議会の議員に求められる役割及び在り方等を踏まえ、その位置付け等を法律上明らかにすることについて検討すること。

#### 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（稲見哲男君外4名提出、衆法第1号）要旨

本案は、平成23年9月30日付けの一般職の職員の給与の改定に関する人事院勧告に鑑み、一般職の職員、内閣総理大臣等の特別職の職員及び防衛省の職員の給与の改定について定めるとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大

震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国家公務員の人件費を削減するため、一般職の職員の給与に関する法律等の特例を定める措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 一般職の国家公務員の給与に関し、人事院勧告どおり、医療職(一)及び若年層を除き、平均0.23%俸給表を引き下げるとともに、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じ、内閣総理大臣は205万円、国務大臣等は149万5,000円、内閣法制局長官等は143万4,000円とする等の改定を行うこと。

二 一般職の国家公務員及び内閣総理大臣等の給与の臨時特例等

1 本法施行の日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、一般職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、係員級職員は100分の4.77、係長及び課長補佐級職員は100分の7.77、課室長級職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員は100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減額することとし、期末手当及び勤勉手当の支給に当たっては、減額前の俸給月額等を基礎に算定した支給額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずること。

2 特例期間においては、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額の支給に当たっては、俸給月額に、内閣総理大臣は100分の30、国務大臣級又は副大臣級の俸給月額を受ける者は100分の20、大臣政務官、常勤の委員長等、大公使は100分の10、特別職の職員の給与に関する法律別表第三に掲げる5号俸以上の秘書官等は100分の9.77、1号俸から4号俸までの秘書官は100分の7.77を乗じて得た額に相当する額を減額する等の措置を講ずること。

三 防衛省の職員の給与に関する法律において、防衛省の職員の俸給月額の支給に当たって一及び二1の一般職の職員に準じた措置を講ずること。

四 関係する法律について必要な特例を定めるとともに、所要の経過措置等を定めること。

五 この法律は、一部の規定を除き、公布の日の属する月の翌月の初日から施行することとするとともに、自衛官並びに自衛隊の部隊及び機関に勤務する事務官等に係る規定の適用については、その施行の日から6月を超えない範囲内で政令で定める日までの間、政令で特別の定めができること。

(修正要旨)

地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする。

## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第16号）要旨

本案は、東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を平成33年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

## 大都市地域における特別区の設置に関する法律案（逢坂誠二君外8名提出、衆法第28号）要旨

一 この法律において「関係市町村」とは、人口200万以上の指定都市又は一の指定都市及び当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内の1以上の市町村（当該市町村が指定都市である場合にあっては、当該指定都市に隣接する同一道府県の区域内のものを含む。）であって、その総人口が200万以上のものをいい、「関係道府県」とは、関係市町村を包括する道府県をいい、「特別区の設置」とは、特別区を包括する道府県における特別区の設置の場合を除き、関係市町村を廃止し、当該関係市町村の区域の全部を分けて定める区域をその区域として、特別区を設けることをいうこと。

### 二 特別区を設けるための手続

- 1 特別区の設置を申請しようとする関係市町村及び関係道府県は、特別区設置協定書の作成その他特別区の設置に関する協議を行う特別区設置協議会を置くものとする。
- 2 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協議会が特別区設置協定書に、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する事項のうち政府が法制上の措置その他の措置を講ずる必要があるものを記載しようとするときは、共同して、あらかじめ総務大臣に協議しなければならないこと。
- 3 関係市町村の長及び関係道府県の知事は、特別区設置協定書について、それぞれの議会の承認を求めなければならないこととし、特別区設置協議会から、特別区設置協議会が全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から議会が承認した旨の通知を受けた日を通知された関係市町村の選挙管理委員会は、その日から60日以内に、特別区の設置について選挙人の投票に付さなければならないこと。
- 4 関係市町村及び関係道府県は、全ての関係市町村における選挙人の投票

においてそれぞれその有効投票の総数の過半数の賛成があったときは、共同して、総務大臣に対し、特別区の設置を申請することができることとし、特別区の設置は、この申請に基づき、総務大臣がこれを定めることができること。

5 政府は、特別区の設置の申請があった場合において、特別区設置協定書の内容を踏まえて新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、当該申請があった日から6月を目途に必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

三 一の道府県の区域内の全ての特別区及び当該道府県は、それぞれの議会の議決を経て、共同して、特別区とこれを包括する道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整の在り方に関し、政府に対し意見を申し出ることができること。

四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨**

本件は、日本放送協会の平成24年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるもので、その主な内容は次のとおりである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成24年度収支予算等について、「受信料の値下げを実施し、サービスの充実や増収等に向けて取り組むとともに、東日本大震災を踏まえた公共放送の機能強化にも取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められる」としたうえで、「平成24年度下期から実施予定の受信料値下げ（受信料収入の7%相当）」に関して、「平成24年度から、受信料収入の10%の還元を実行」するとしていたところであるが、近年の経済状況や東日本大震災の影響を勘案すれば、やむを得ないものと認められるものの、さらなる業務の効率化等、不断の取組を行っていくことが期待される」とされている。

#### **一 収支予算**

(1) 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ114億円減の6,489億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ74億円減の6,489億円となっている。

なお、財政安定のための繰越金の一部400億円を建設積立金に組み替える。

- (2) 受信料の額は、月額で、平成24年9月30日まで、地上契約1,345円、衛星契約2,290円等、前年度どおりであるが、同年10月1日以降、口座振替及びクレジットカード継続払の場合、地上契約1,225円、衛星契約2,170円、継続振込等の場合、地上契約1,275円、衛星契約2,220円等に改定する。

## 二 事業計画

- (1) 安全・安心を守る公共放送の機能強化に向け、いかなる災害時にも対応できる放送設備の整備を行う。また、安定的な放送を継続するための設備更新を行うとともに、緊急報道の強化や地域放送の充実、新たなサービスへの対応等に必要な設備を整備する。
- (2) 国内放送は、国民の生命・財産を守るため、災害時の報道及び番組制作体制を強化して、正確で迅速な報道に万全を期すとともに、東日本大震災を検証し、復興を支援する番組を放送する。テレビジョン放送の開始から60年を迎え、公共放送として幅広い視聴者層に親しまれ、多様で質の高い番組を放送するとともに、地域の特性や視聴者の関心に応じた放送・サービスを充実し、日本や地域の発展に寄与する。

このほか、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、第30回オリンピック・ロンドン大会の放送を実施する。

- (3) 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、英語ニュース等テレビジョン国際放送の充実を図るとともに、ラジオ国際放送については迅速かつ的確な情報発信に努める。
- (4) 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度に対する理解促進を図り、支払率と収納率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。
- (5) 調査研究については、放送と通信の融合時代にふさわしい新たなサービスに向けた放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。
- (6) アーカイブス番組等を電気通信回線により、有料で一般の利用に直接提供するサービスについては、提供番組の充実や利便性の向上等により、利用者の拡大を目指す。
- (7) 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協

会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

- (8) 公共放送としての役割を達成するため、計画の進捗状況を適切に評価・管理する仕組みを確立し、マネジメントを強化するとともに、業務の棚卸し等により要員の見直しを図り、子会社等を含めた効率的な業務体制を構築する。また、放送会館の省エネルギー化を推進する等、環境経営に着実に取り組む。さらに、放送・サービスの質を向上させるため、公共放送を担う人材の確保と育成に努めるとともに、職員の士気の向上と活力ある職場づくりを進める。

### 三 資金計画

平成24年度の資金計画は、受信料等による入金総額7,049億円、事業経費、建設経費等による出金総額7,078億円をもって施行する。

#### (附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 協会は、受信料の値下げを含む業務の確実な実施及びさらなる効率化等の取組を適切に行うこと。また、政府は、その取組が確実に実施されるよう配意すること。
- 二 協会は、コンプライアンスの徹底に努めるとともに、公共放送を担う者として職員の倫理意識を向上させ、組織一体となって信頼確保に取り組むこと。また、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明すること。
- 三 協会は、グループとしてのガバナンスにより、子会社等からの適切な還元を推進するとともに、子会社等の重複業務の整理等を推進し、効率的なグループ経営を推進すること。
- 四 協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を強く自覚し、国民・視聴者の多様な要望に応えるとともに、自律性、不偏不党性を確保して、正確かつ公平な報道に努めること。
- 五 地上デジタル放送の東北3県を含めた本年3月末の完全移行後も、混信対策及び新たな難視聴対策に努め、暫定的措置である衛星セーフティネットの終了に向け、恒久対策の着実な実施に努めること。
- 六 協会は、国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公平負担の観点からも、契約の締結と受信料の収納が確保されるよう、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進に努めること。
- 七 協会は、東日本大震災の経験を踏まえ、いかなる災害時にも公共放送とし



て対応できるよう、災害対応設備等の機能強化や体制整備に努めるとともに、東日本大震災の復興に資する震災報道に努めること。

さらに、災害報道を的確に伝えるに当たり、高齢者、障害者に関わるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送等のさらなる拡充を図ること。

八 受信料で運営されている特殊法人である協会は、給与等について国民・視聴者に対しその説明責任を十分果たしていくこと。

九 デジタル放送への移行を経て、放送をめぐる環境が大きく変化する中において、引き続き協会が、新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、受信料制度の在り方を含むデジタル時代の公共放送の役割についてその方向性を示すこと。

## 【法務委員会】

### 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第79号）要旨

本案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬に関する臨時特例を定める措置を講ずるものであり、一般の政府職員について、平成26年3月31日までの間、給与の支給に当たって職務の級に応じた割合等の減額支給措置を講ずることに伴い、裁判官の報酬についても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌々の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日）から施行することとしている。

#### （修正要旨）

- 一 題名を「裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案」に改めること。
- 二 一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額改定等を行うこと。
- 三 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するものとする。ただし、裁判官の報酬に関する臨時特例措置に係る部分は、平成24年4月1日から施行するものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第80号）要旨

本案は、一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、検察官の俸給に関する臨時特例を定める措置を講ずるものであり、一般の政府職員について、平成26年3月31日までの間、給与の支給に当たって職務の級に応じた割合等の減額支給措置を講ずることに伴い、検察官の俸給についても、おおむねこれに準じて減額支給措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日の属する月の翌々の初日（公布の日が月の初日であるときは、公布の日の属する月の翌月の初日）から施行することとしている。

### (修正要旨)

- 一 題名を「検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案」に改めること。
- 二 一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額改定等を行うこと。
- 三 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行するものとする。ただし、検察官の俸給に関する臨時特例措置に係る部分は、平成24年4月1日から施行するものとする。
- 四 その他所要の規定の整備を行うこと。

### 裁判所法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第12号）要旨

本案は、司法修習生がその修習に専念することを確保するための修習資金を国が貸与する制度について、修習資金を返還することが経済的に困難である場合における措置を講ずるため、最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるものとするものである。

なお、この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行することとしている。

### (修正要旨)

原案の全部を修正し、「裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案」とするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 裁判所法の一部改正
  - 1 最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について、修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるものとする。
  - 2 修習資金の貸与については、二の法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。
- 二 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、一の1は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとする。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第2条の規定による合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備すること。
- 二 一の合議制の組織においては、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探求の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を1年以内に取りまとめ、政府においては、講ずべき措置の内容及び時期を直ちに明示することとする。
- 三 二の検討に当たっては、以下の点に特段の配慮をすること。
  - 1 法科大学院教育、司法試験及び司法修習等の法曹の養成に関する各課程の役割と相互の連携を十分に踏まえたものとする。
  - 2 我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。
  - 3 司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

## 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を30人増加すること。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を30人減少すること。
- 三 この法律は、平成24年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

## 東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第4号）要旨

本案は、東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について東日本大震災法律援助事業を行うものとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 現行の民事法律扶助事業からの要件緩和等
  - 1 東日本大震災法律援助事業においては、援助を受ける被災者の資力の状況を問わないものとする。
  - 2 民事裁判等手続（裁判所における民事事件、家事事件又は行政事件に関する手続）に加え、裁判外紛争解決手続又は行政不服申立手続の準備及び追行（民事裁判等手続に先立つ和解の交渉を含む。）を援助の対象とすること。
  - 3 援助を受ける被災者に係る民事裁判等手続その他の手続の準備及び追行がされている間、立替金の償還及び支払を猶予するものとする。
- 二 長期借入金  
日本司法支援センターは、総合法律支援法の規定にかかわらず、東日本大震災法律援助事業に必要な費用に充てるため、法務大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができるものとする。
- 三 施行期日等
  - 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

- 2 この法律は、施行の日から起算して3年を経過した日に、その効力を失うものとする。
- 3 その他所要の規定を整備すること。

## 【外務委員会】

### 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、在外公館の新設及び廃止を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定、住居手当の一括支給に関する制度の導入等を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設するとともに、同大使館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 二 在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 四 在外公館に勤務する外務公務員の住居手当の支給方法を改定すること。
- 五 在外公館に勤務する外務公務員の研修員手当の号を追加すること。
- 六 この法律は、平成24年4月1日から施行すること。ただし、二については、政令で定める日から施行すること。

#### （修正要旨）

- 一 原案では「平成24年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。
- 二 この法律による改正後の在勤基本手当の基準額及び研修員手当に関する規定は、平成24年4月1日から適用すること。

#### （附帯決議）

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から既に1年4箇月余りが経過した。この間、国際社会から我が国に対して多くの支援が寄せられた。これらの支援をこれまでの我が国の外交活動に対する評価の表れと捉え、我が国は引き続き積極的な外交活動を行う必要がある。また、我が国を取り巻く国際情勢は不確実性を増しており、とりわけ、本年4月13日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことで、北東アジアの安全保障環境は以前よりも緊張の度合いを高めている。さらに、本年は、ロシア及びフランスで5月に新大統領が就任したほか、中国、米国、韓国などでも大統領選挙や指導者の交代が予定されており、核軍縮・不拡散問題や気候変動問題、貧困削減、平和構築といった国際社会が一致結束して取り組むべき地球規模問題の解決を左右する転機となる。そのような中、我が国に求められているものは、国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、諸課題に毅然と対応する外交力である。そのためには、

外務省の外交体制の強化や危機管理体制の改革が不可欠である。

他方、国内においては、厳しい財政事情及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が求められており、在外職員に支給される在勤手当など、在外公館に係る様々な経費についても、国民から厳しい視線が注がれている。外交体制強化等への取組に際しては、こうした国内事情を重く受け止め、国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は、本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 我が国の外交力強化の観点から、外交の最前線基地である在外公館の重要性に鑑み、我が国の国益、相手国との相互主義等を踏まえつつ、戦略的に大使館の実館化を進めること。特に、国連南スーダン共和国ミッションが展開され、我が国も自衛隊を派遣している南スーダンについては、国造りを継続的に支援し、緊密な二国間関係を構築するため、一刻も早く実館を設置すること。なお、実館開設までは、在スーダン大使館が在南スーダン大使館を兼轄するが、南スーダンにおける外交活動に遺漏なきよう万全を期すること。
- 一 在外公館においては、大規模自然災害、治安情勢の悪化、犯罪・テロ等の緊急事態の際、在外邦人に対して迅速かつきめ細やかな支援を行えるよう、情報の日常的な提供・共有体制等も含めて危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 一 我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 一 在勤手当については、各任地の事情を勘案するとともに、民間企業や諸外国外交官の給与・手当の水準、為替・物価の変動など客観的な基準を踏まえ、必要に応じて全般にわたる見直しを行うこと。見直しに際しては、国内の財政事情及び外交活動を推進する上での必要性の双方を考慮し、適切な額を算出すること。
- 一 国際社会のグローバル化による海外渡航者や在外邦人の増加に伴って領事業務の重要性が高まっていることに鑑み、邦人の活動環境を向上させるため、国民の視点に立った領事サービスの不断の向上に努めること。
- 一 外務省においては、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。



- 一 在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。  
右決議する。

#### **欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件 (条約第8号)(参議院送付)要旨**

本件は、標記の協定の改正の受諾について、国会の承認を求めるものである。  
この改正は、欧州復興開発銀行(以下「銀行」という。)の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること等について定めるものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 銀行は、現在の受益国(支援対象国)である中欧及び東欧の各国並びにモンゴルに加え、銀行が決定する地中海の南部及び東部の加盟国においても、その目的を達成することができること。
- 二 銀行は、受益国でない加盟者からの要請に基づき、一定の条件の下で当該加盟者が潜在的な受益国としての資格を有することを決定し、当該潜在的な受益国において、特別基金を使用することができること。

#### **偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)(参議院送付)要旨**

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。  
この協定は、知的財産権を侵害する物品の拡散を防止するため、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、知的財産権の行使に関する民事上の司法手続において、自国の司法当局が知的財産権を侵害しないことを命ずる権限を有し、及び知的財産権侵害物品の流通経路への流入を防止するため命令を発する権限を有することについて定めること。
- 二 各締約国は、少なくとも著作権侵害物品及び不正商標商品について、自国の司法当局が権利者の申立てにより、補償なしに廃棄することを命ずる権限を有することについて定めること。
- 三 各締約国は、輸入貨物及び輸出貨物に関し、自国の税関当局が侵害の疑いのある物品の解放を停止するために職権により行動することができる手続及び権利者が自国の権限のある当局に対し解放停止を申し立てることができる手続を採用し、又は維持すること。また、通過貨物等についても同様の手続

を採用し、又は維持することができること。

四 各締約国は、三の手續の開始後合理的な期間内に自国の権限のある当局が侵害の有無を認定することができる手續を採用し、又は維持すること。

五 各締約国は、自国の領域において登録されている商標と同一の標章又は当該商標と識別することができない標章が、許諾なしにラベル又は包装に付されていること、及び当該商標が登録されている物品と同一の物品について又は当該商標が登録されているサービスと同一のサービスに関連して商業上使用するためのものであること、の両要件を満たすラベル又は包装の故意による輸入及び国内における使用であって、商業上かつ商業的規模のものについて適用される刑事上の手續及び刑罰を定めること。

六 締約国は、五などの犯罪であって自国が刑事上の手續及び刑罰を定めるものに関し、ほう助及び教唆に対する刑事上の責任を自国の法令に基づいて追及することができることを確保すること。

七 締約国は、商標権又は著作権等の侵害に使用されたと申し立てられたアカウントを保有する者を特定することができる情報が求められている場合には、オンライン・サービス・プロバイダに対し、当該情報を権利者に速やかに開示するよう命ずる権限を自国の権限のある当局に付与することができること。

八 各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ、法令で許容されていない行為がその著作物、実演及びレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段の回避を防ぐための適当な法的保護及び効果的な法的救済について定めること。

#### **2006年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）（参議院送付）要旨**

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、国際労働機関において採択された船員に関する既存の国際労働基準を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国による検査等の措置について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 加盟国は、適切な雇用に関する全ての船員の権利を確保するため、この条約の規定を完全に実施することを約束すること。

二 この条約は、通常、商業活動に従事する全ての船舶であって、漁ろう又はこれに類する業務に従事する船舶及びダウ、ジャンクその他の伝統的構造の

船舶以外のものについて適用すること。

- 三 全ての船員は、安全な職場、公正な雇用条件、船舶における適切な労働条件及び生活条件、健康の保護、医療、厚生に係る措置その他の形態の社会的な保護についての権利を有し、加盟国は、自国の管轄権の範囲内で、これらの権利がこの条約上の義務に従って完全に実現されることを確保すること。
- 四 16歳未満の者の船舶における雇用、従業又は労働は、禁止すること。
- 五 船員は、訓練を受け、又は資格を有しない限り、船舶において労働してはならないこと。
- 六 加盟国は、船員が公正な雇用契約を有することを確保するため、関連する要件及び船員の雇用契約に含まれるべき事項を定める法令を制定すること。
- 七 加盟国は、自国を旗国とする船舶の居住設備及びレクリエーション用の設備に関する最低基準を満たすこと並びに当該最低基準の遵守を確保するため検査を受けることを要求する法令を制定すること。
- 八 加盟国は、自国を旗国とする船舶において労働する船員について陸上の労働者が一般的に受けることができる健康の保護及び医療と可能な限り同等のものが与えられることを確保すること。
- 九 加盟国は、自国を旗国とする船舶における船員の労働条件に関する検査及び証明のための効果的な制度を構築すること。
- 十 この条約の適用を受ける船舶は、旗国以外の加盟国の港にある場合には、国際法に従い、当該船舶がこの条約上の義務を遵守しているか否かを決定するため、当該加盟国による検査を受けることがあること。
- 十一 加盟国は、この条約を批准していない国を旗国とする船舶がこの条約を批准している国を旗国とする船舶よりも有利な取扱いを受けないことを確保するような方法でこの条約に基づく自国の責任を果たすこと。

**1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（条約第11号）（参議院送付）要旨**

本件は、標記の確認書の締結について、国会の承認を求めるものである。

この確認書は、世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、特定の医薬品及びその中間原料（以下「医薬品等」という。）の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医薬品等の関税撤廃の対象製品の4回目の見直しによって追加される産品を掲げるため、我が国の譲許表の附属書に新たな付表を加えること。
- 二 追加される産品は、付表 E（指定を受けた医薬の有効成分）に掲げるアログリプチン（抗糖尿病の有効成分）等286品目及び付表 E（完成品である医薬の製造に用いられるその他の産品）に掲げる2 - クロロ - 4 - ニトロ - 1 H - イミダゾール（抗結核薬の製造に用いられる化学物質）等349品目とすること。

## 【財務金融委員会】

### 特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）附則第17条第1項の規定を踏まえ、東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 復興特会の目的

東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすること。

#### 二 復興特会の管理

衆議院議長、参議院議長を含む全省庁の長等の共管とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣から委任を受けた場合には復興大臣）は、復興特会全体の計算整理事務を行うこと。

#### 三 復興特会の歳入及び歳出等

歳入は、復興特別所得税及び復興特別法人税の収入、一般会計からの繰入金、復興債の発行収入金等とし、歳出は、復興事業に要する費用、各特別会計への繰入金、復興債の償還金及び利子、復興債の発行及び償還に関する諸費等とするとともに、歳出予算について組織の別に区分して計上すること。

#### 四 その他

- 1 復興特会は復興庁が廃止されたときには、別に法律で定めるところにより、廃止すること。
- 2 平成23年度に一般会計において発行した復興債に関する権利義務等は、復興特会に帰属すること。

#### 五 施行期日

この法律は、平成24年4月1日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律の規定は、平成24年度の予算から適用すること。

### 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を1年間延長する

もので、その内容は次のとおりである。

- 一 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が失効するものとされる期限（平成24年3月31日）を、平成25年3月31日までに延長すること。
- 二 この法律は、公布の日から施行すること。

### **銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第5号）要旨**

本案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）による銀行等が保有する株式等の買取り等の業務の期限の延長等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構が行う会員等からの株式等の買取り等の業務の期限を平成29年3月31日まで延長すること。
- 二 機構の存続期限を平成39年3月31日まで延長すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

#### **（附帯決議）**

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 欧州債務危機等を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続く中、銀行等保有株式取得機構が金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは重要であるとの認識の下、今般、銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りの期限を延長するという措置を決定したことを重く受け止め、的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。
- 一 銀行等保有株式取得機構による株式等の買取りに当たっては、市場の状況を十分に勘案すること。例えば、株価の上昇が続き、銀行等保有株式取得機構があえて買取りを行う必要がないと認められるような場合には、買取期間を設定しないことにより、株式等の買取りを停止する等、銀行等保有株式取得機構の本来の目的を適切に果たすことができるよう努めること。
- 一 持合事業法人からの銀行株の買取りに当たっては、他の銀行の株主との公平性に配慮し、持合解消に資する場合等に限定するといった運用を図ること。

## 保険業法等の一部を改正する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を的確に行うため、子会社の業務範囲、保険契約の移転等に関する規制の緩和、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社対象会社以外の会社を子会社としている保険業を行う外国の会社を保険会社が子会社とする場合には、子会社業務範囲規制を適用しないこと。ただし、当該保険会社は、原則として当該会社が子会社となった日から5年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならないこと。

### 二 保険契約の移転に関する規制の見直し

- 1 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならないとの規制を撤廃すること。
- 2 保険契約の移転手続中は、移転対象となる契約と同種の保険契約を締結してはならないとの規制を撤廃すること。

### 三 保険募集の再委託制度の導入

保険募集の再委託について、一定の要件に該当する場合において、当該再委託をする者及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けて、行うことができること。

### 四 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

平成24年3月31日までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の特例措置を平成29年3月31日まで5年間延長すること。

### 五 少額短期保険業者に関する経過措置の延長

少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例について、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定めることとした上で、その期間を5年間延長すること。

### 六 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、国税に関し、新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、個人所得課税、法人課税、資産課税、消費課税、国際課税等について所要の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 個人所得課税について、認定低炭素住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の創設、給与所得控除の上限設定、勤続年数5年以内の法人役員等の退職所得課税の見直し等を行うこと。
- 二 法人課税について、環境関連投資促進税制の太陽光発電設備及び風力発電設備に係る即時償却制度の創設、中小企業投資促進税制の拡充等を行うこと。
- 三 資産課税について、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長等を行うこと。
- 四 消費課税について、自動車重量税に係る税率の見直し及び環境性能に優れた自動車に対する軽減措置の拡充・延長、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等を行うこと。
- 五 国際課税について、国税に係る徴収及び送達に共助に係る国内法の整備、国外財産調書制度の創設等を行うこと。
- 六 試験研究費に係る税額控除制度における試験研究費が増加した場合の特例の適用期限を延長するなど、適用期限の到来する特別措置の延長、既存の特別措置の整理合理化等の措置を講ずること。
- 七 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成24年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

地球温暖化対策のための税の導入に当たっては、現下の厳しい電力需給の状況や長引く円高・デフレによる企業収益の悪化等を踏まえ、産業面に過度な負担とならないよう、その影響を十分見極めるとともに、森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策のための諸施策の推進に配慮すること。

## 関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの強化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。



一 暫定関税率等の適用期限の延長

平成24年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率等について、その適用期限の延長を行うこと。

二 貿易円滑化のための税関手続の改善

輸出入申告に際して、税関に提出しなければならないこととしている仕入書について、必要な場合に提出を求めることとするほか、再輸出されることを条件として関税等の免除を受けて輸入されるコンテナについて、国内運送への使用に係る条件等を緩和すること。

三 税関における水際取締りの強化

外国貿易船の積荷に関する事項について、外国貿易船の運航者等及び積荷の荷送人は、船積港を出港する前に税関に原則として電子的に報告しなければならないこととするほか、財務大臣は、外国税関当局に提供した情報について、外国税関当局から刑事手続に使用することにつき要請があった場合に、一定の要件の下に同意できることとする等の改正を行うこと。

四 その他

個別品目の関税率の改正、沖縄県における関税制度上の特例措置の延長等のほか、所要の規定の整備を行うこと。

五 施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成24年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 東日本大震災により、多大な被害を受けた地域における復旧・復興のためにも、引き続き被災者の状況に十分配慮し、地震の被害に対応した税関手続きの簡素化等により、適正かつ円滑な通関が行われるよう、柔軟な対応に努めること。
- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図るため、税関職員の定員の確保、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の処遇改善、機構の充実及び

職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

## 株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案（内閣提出第47号） 要旨

本案は、最近の経済金融情勢及び金融機関の金融の円滑化への対応状況に鑑み、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を延長することに伴い、過大な債務を負っている事業者の事業の再生を支援するため、株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が支援決定を行うことができる期限の延長等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 機構が支援決定を行うことができる期限を延長し、平成25年3月31日までとすること。
- 二 支援決定を行うことができる新たな期限より前に主務大臣の認可を受けた事業者については、平成25年9月30日まで支援決定を行うことができることとするとともに、当該事業者に対し支援決定を行った場合には、当該支援決定に係るすべての再生支援を完了するよう努めなければならない期限を、改正後の支援決定を行うことができる本来の期限から3年となる平成28年3月31日までとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### （修正要旨）

機構による再生支援の申込みをすることができる事業者から、大規模な事業者として政令で定める事業者を除くこと。

### （附帯決議）

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 株式会社企業再生支援機構の主たる目的は地域の中堅・中小企業の事業再生であるにもかかわらず、地域経済と関わりの薄い大企業も支援対象としてきたことについて、真摯に検証するとともに、今後は、「株式会社企業再生支援機構法」制定時の趣旨に則り、地域経済活性化のために、中堅・中小企業を主たる支援対象とするよう留意すること。
- 一 再生支援を行っている事業者について、出資した株式等の処分に際して、国民負担ができる限り生じることのないよう適切な進捗管理等に努めること。
- 一 株式会社企業再生支援機構の役職員については、業務がより円滑に遂行されるよう、適正な人材登用に努めること。

## 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出第67号）（参議院送付）要旨

本案は、資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、一定の商品を金融商品として他の多様な金融商品とともに取り扱うことのできる総合的な取引所の実現に向けた制度の整備を行うとともに、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 総合的な取引所の実現に向けた制度整備

- 1 金融商品の定義に、商品先物取引法に規定する商品のうち、政令で定めるものを追加することとし、当該商品等に係る市場デリバティブ取引を金融商品市場において行えることとすること。
- 2 株式会社金融商品取引所及び株式会社商品取引所を当事者とする合併について、規定を整備すること。
- 3 内閣総理大臣と商品市場所管大臣（農林水産大臣及び経済産業大臣）との協議等に関する規定を整備すること。

### 二 店頭デリバティブ取引等の公正性・透明性の向上

金融商品取引業者等は、取引の概要に関する情報の迅速な開示が必要であると認められる店頭デリバティブ取引を行う場合には、金融商品取引業者等又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用しなければならないこと。

### 三 適切な不公正取引規制の確保

- 1 合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継をインサイダー取引規制の対象とするとともに、合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の承継資産に占める割合が特に低い場合及び合併等の対価として自己株式を交付する場合等について、インサイダー取引規制を適用しないこと。
- 2 発行者等が虚偽開示書類等を提出等した場合において、その提出等を容易にすべき行為又は唆す行為を行った者に対し課徴金を課すほか、金融商品取引業者等以外の者が、自己以外の者の計算において不公正取引をした場合に課徴金を課すこと。

### 四 施行期日

この法律は、一については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において、二については公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、三については公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、それぞれ政令で定める日から施行すること。

## 【文部科学委員会】

### 著作権法の一部を改正する法律案（内閣提出第64号）要旨

本案は、著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、写真の撮影等の対象となる事物等に係る付随対象著作物の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるほか、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 権利制限規定の改正

- 1 著作権者等の利益を不当に害しないような著作物等の利用であっても形式的には違法となるものについて、著作権等の侵害とならないことを明確にすることにより、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講じること。
- 2 国立国会図書館が、電子化された絶版等資料を公立図書館等に対して自動公衆送信を行うことができるようにすること、また、当該公立図書館等において、その利用者の求めに応じて、送信された絶版等資料の一部分の複製物を一部提供することについて、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講じること。
- 3 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長が公文書等の永久保存や写しの交付等を行うに当たっての著作物等の利用について、権利者の許諾なく行えるようにするための措置を講じること。

#### 二 技術的保護手段に係る規定の整備

DVD等に用いられている暗号型技術を回避するプログラム等が規制の対象となるよう、暗号型技術を技術的保護手段の対象に加えること。

#### 三 施行期日

この法律は、平成25年1月1日から施行すること。ただし、一の3及び二に関する事項は、平成24年10月1日から施行すること。

#### （修正要旨）

- 一 私的使用の目的をもって、録音又は録画された有償著作物等の著作権又は著作隣接権を侵害する自動公衆送信を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、自らその事実を知りながら行って著作権又は著作隣接権を侵害する行為（特定侵害行為）を行った者は、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科すること。
- 二 特定侵害行為の防止に関して、国及び地方公共団体の国民に対する啓発等、

未成年者に対する教育の充実及び関係事業者の措置について規定を設けること。

三 一の規定の運用に当たっては、インターネットを利用して行う情報の収集等の行為が不当に制限されないよう配慮する規定を設けること。

四 罰則等に関しては、法施行後1年を目途とする検討条項等を設けること。

五 一及び三の規定等は平成24年10月1日から施行すること。二及び四の規定は公布の日から施行すること。

### 古典の日に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第30号）要旨

本案は、古典が、我が国の文化において重要な位置を占め、優れた価値を有していることに鑑み、古典の日を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 定義

この法律において「古典」とは、文学、音楽、美術、演劇、伝統芸能、演芸、生活文化その他の文化芸術、学術又は思想の分野における古来の文化的所産であって、我が国において創造又は継承され、国民に多くの恵沢をもたらすものとして、優れた価値を有すると認められるに至ったものをいうこと。

#### 二 古典の日

1 国民の間に広く古典についての関心と理解を深めるようにするため、古典の日を設けること。

2 古典の日は、11月1日とすること。

3 国及び地方公共団体は、古典の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。また、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場における古典に関する学習及び古典を活用した教育の機会の整備等の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

## 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案（参議院提出、参法第21号）要旨

本案は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 二 基本的施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興等、国際的な交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進並びに学校教育との連携について必要な施策を講ずるものとする。
- 三 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。
- 四 施行期日等
  - 1 この法律は、公布の日から施行すること。
  - 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 【厚生労働委員会】

### 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）要旨

本案は、近年、労働者派遣事業をめくり様々な問題が生じていることにかんがみ、常時雇用する労働者以外の派遣及び物の製造の業務に対する派遣を原則として禁止するとともに、派遣労働者の保護の充実を図る等所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に派遣労働者の保護を明記するとともに、法律の題名を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に改めるものとする。
- 二 常時雇用する労働者でない者について、いわゆる専門26業務への労働者派遣等の場合を除き、労働者派遣を行ってはならないものとする。なお、雇用の安定に大きな支障が生じていなかったと認められる業務等で政令で定める業務については、その施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、常時雇用する労働者でない者について労働者派遣を行うことを認めるものとする。
- 三 物の製造の業務について、常時雇用する労働者を派遣する場合を除き、労働者派遣を行ってはならない業務に追加するものとする。
- 四 日々又は2月以内の期間を定めて雇用する労働者について、専門的な知識等を必要とする業務のうち、適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと政令で定める業務を除き、労働者派遣を行ってはならないものとする。
- 五 派遣元事業主は、派遣労働者の賃金について、派遣先の労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容等を勘案して決定するように配慮しなければならないものとする。また、派遣料金の平均額と派遣労働者の賃金の平均額の差額が派遣料金の平均額に占める割合等について情報提供しなければならないものとする。
- 六 適用除外業務への従事、無許可事業主等からの労働者派遣の受入れ等派遣先が違法であると知りながら派遣労働者を受け入れている場合には、その時点において、派遣先は当該派遣労働者に対して、労働契約の申込みをしたものとみなすものとする。
- 七 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から起算して3



年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### (修正要旨)

- 一 労働者派遣が禁止される日雇労働者とは、日々又は30日以内の期間を定めて雇用される労働者をいうこととするとともに、日雇派遣労働の禁止の例外として雇用機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合等を追加すること。
- 二 違法派遣の場合の派遣先の派遣労働者に対する労働契約申込みみなし規定の施行期日をこの法律の施行の日から起算して3年を経過した日とすること。
- 三 物の製造の業務についての労働者派遣の禁止に関する規定及び常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣の禁止に関する規定を削除すること。
- 四 政府は、この法律の施行後、常時雇用する労働者でない者についての労働者派遣、物の製造の業務についての労働者派遣等の在り方について、速やかに検討を行うものとする。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 登録型派遣の在り方、製造業務派遣の在り方及び特定労働者派遣事業の在り方については、本法施行後1年経過後をめぐり、東日本大震災による雇用状況、デフレ・円高等の産業に与える影響及び派遣労働者の就労機会の確保等も勘案して論点を整理し、労働政策審議会での議論を開始すること。
- 二 いわゆる専門26業務に該当するかどうかによって派遣期間の取扱いが大きく変わる現行制度について、派遣労働者や派遣元・派遣先企業に分かりやすい制度となるよう、速やかに見直しの検討を開始すること。検討の結論が出るまでの間、期間制限違反の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に、必要な限度においてのみ実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定の適用に当たっては、事業者及び労働者に対し、期間制限違反に該当するかどうか等の助言を丁寧に行うこと。

- 三 いわゆる偽装請負の指導監督については、労働契約申込みみなし制度が創設されること等も踏まえ、丁寧・適切に実施するよう改めること。

労働契約申込みみなし規定が適用される「偽装する意図を持っているケース」を、具体的に明確化すること。併せて、事業者及び労働者に対し、偽装請負に該当するかどうかの助言を丁寧に行うとともに、労働者派遣と請負の

区分基準を更に明確化すること。

- 四 労働契約申込みみなし制度の創設に当たり、派遣労働者の就業機会が縮小することのないよう、周知と意見聴取を徹底するよう努めること。
- 五 派遣労働者に対する労働・社会保険適用を一層促進するため、現行の派遣元指針及び派遣先指針に記載されている労働・社会保険適用の促進策の法定化を含む抜本強化について検討すること。
- 六 優良な派遣元事業主が育成されるよう、法令遵守の一層の徹底、派遣労働者の労働条件の改善等、労働者派遣事業適正運営協力員制度の活用も含めた適切な指導、助言等を行うこと。
- 七 派遣労働者の職業能力の開発を図るため、派遣元事業主は派遣労働者に対し教育訓練の機会を確保し、労働者派遣業界が派遣労働者の雇用の安定等に必要な職業能力開発に取り組む恒久的な仕組みを検討すること。

## 現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）要旨

本案は、依然として厳しい現下の雇用情勢を踏まえ、労働者の生活と雇用の安定を図るため所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 雇用保険法の一部改正

- 1 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者等について、所定給付日数を倒産、解雇等による離職者と同様とする暫定措置の期限を、平成26年3月31日までの2年間延長すること。
- 2 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者と倒産、解雇等による離職者のうち、再就職のための支援が特に必要な者について、所定給付日数を延長して基本手当を支給することができる暫定措置を平成26年3月31日までの2年間延長すること。

### 二 特別会計に関する法律の一部改正

雇用調整助成金の支出に必要な額について、失業等給付の積立金を使用することができる暫定措置の期間を、平成24年度及び平成25年度の2年間延長すること。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

## ( 附帯決議 )

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 非常に厳しい雇用情勢の中、経済対策を実施し、景気の回復、雇用失業情勢の改善を図るまでの間の措置として、前回の法律改正において、3年間の給付日数に係る暫定措置が講じられたところである。

しかしながら、本措置の期限が到来する3月末を目前にしても未だ厳しい雇用情勢が続いており、様々な世界経済の要因があるとはいえ、この間の政府の対応が必ずしも十分ではなかった結果といっても過言ではない。そもそも、給付日数に係る暫定措置は、非常に厳しい雇用情勢に緊急に対応するための対症療法である。未だ厳しい雇用情勢から脱却できていないことを真摯に受け止め、円高・デフレからの脱却、さらには、景気回復や経済成長に資する施策の推進により日本経済の持続的な成長を図り、安定的な雇用を確保すること。

二 給付日数を拡充する暫定措置は、あくまでも緊急避難的措置であり、再就職の促進をより一層図るために、運用面において必要な見直しを図るとともに、関係機関との連携強化などその促進に資する必要な対策を実施すること。

三 雇用保険2事業については、更なる効率化・重点化により不要不急な事業の廃止を行う等の見直しにより、その安定的な運営の確保に向けて財政の改善を図ること。

雇用調整助成金の支出のための失業等給付の積立金からの借入れについては、あくまでも緊急的かつ例外的な暫定措置として前回の法改正時に講じられたものであるとの趣旨を踏まえて運用を行うこと。

## 児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちに資することを目的として、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、子どものための手当を支給しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の題名を「子どものための手当の支給に関する法律」に改めるとともに、手当の名称を「子どものための手当」に改めること。

二 「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

であって、日本国内に住所を有するもの又は留学等の理由により日本国内に住所を有しないものをいうこと。また、「施設入所等子ども」とは、里親等に委託されている子ども又は児童養護施設等に入所している子どもをいうこと。

三 子どものための手当は、中学校修了前の子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又はこれら父母等が指定する者等（以下「一般受給資格者」という。）に支給すること。中学校修了前の施設入所等子どもについては、里親等又は児童養護施設等の設置者に支給すること。

四 子どものための手当の額は、1月につき、次に掲げる手当の区分に応じ、それぞれ定める額とすること。

1 子どものための手当（施設入所等子どもを除く中学校修了前の子どもに係る部分に限る。）1万5,000円に3歳未満の子どもの数を乗じて得た額、1万円に3歳以上小学校修了前の第1子及び第2子の子どもの数を乗じて得た額、1万5,000円に3歳以上小学校修了前の第3子以後の子どもの数を乗じて得た額及び1万円に小学校修了後中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額を合算した額

2 子どものための手当（中学校修了前の施設入所等子どもに係る部分に限る。）1万5,000円に3歳未満の施設入所等子どもの数を乗じて得た額と、1万円に3歳以上中学校修了前の施設入所等子どもの数を乗じて得た額とを合算した額

五 平成24年6月分以降、一般受給資格者の前年の所得が政令で定める額以上である場合の子どものための手当の額は、1月につき、5,000円に中学校修了前の子どもの数を乗じて得た額とすること。

六 子どものための手当の支給に要する費用については、被用者に係る費用のうち3歳未満の子どものに係る部分（五に係る費用を除く。）は、その15分の7を事業主が、それ以外の費用は、その3分の2を国庫が、その3分の1を地方公共団体が負担すること。なお、公務員に係る費用は、全額所属庁が負担すること。

七 受給資格者の申出により、子どものための手当を学校給食費等の支払に充てることができることとし、保育料については、市町村長が子どものための手当の支払をする際に徴収することができること。

八 この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行すること。

### (修正要旨)

- 一 法律の題名及び手当の名称を改める規定を削除すること。また、「子ども」を「児童」に改めること。
- 二 この法律の目的として、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを規定すること。
- 三 平成24年6月分以降の児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、児童を養育している者の所得が、政令で定める額以上であるときは、支給しないこと。
- 四 当分の間、三により児童手当が支給されない者に対し、国庫及び地方公共団体の負担等による給付を行うこと。当該給付の額は、1月につき、5,000円に中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすること。
- 五 政府は、速やかに、子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、この法律による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 六 四の給付の在り方について、五の結果に基づき、必要な措置を講ずること。
- 七 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法に基づく子ども手当の支給及び額の改定に係る請求期限を、平成24年9月30日まで延長すること。

### 国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村が行う国民健康保険における保険給付等に要する費用に対する都道府県調整交付金の割合を引き上げるとともに、これに応じて、当該費用に対する国庫負担の割合を引き下げること。
- 二 所得の少ない者の数に応じて国及び都道府県が市町村を財政的に支援するための制度について、平成26年度まで継続し、平成27年度から恒久化すること。
- 三 医療に要する費用を市町村が共同で負担するための交付金事業について、

平成26年度まで継続し、平成27年度から恒久化すること。また、恒久化と合わせ、財政運営の都道府県単位化を推進するために事業対象を全ての医療費に拡大すること。

四 この法律は、一部を除き、平成24年4月1日から施行すること。

**(修正要旨)**

原案において「平成24年4月1日」となっている施行期日を「公布の日」に改めること。

**高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）要旨**

本案は、急速な高齢化の進展等に対応し、高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、継続雇用制度の対象者の限定を可能とする仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 継続雇用制度の対象となる高年齢者について、事業主が労使協定で定める基準により限定することを可能とする仕組みを廃止すること。ただし、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の者については、平成37年3月31日までの間、事業主による当該基準の利用を可能とする経過措置を設けること。
- 二 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲を子会社、関連会社等一定の範囲のグループ企業まで拡大する仕組みを設けること。
- 三 厚生労働大臣は、事業主が高年齢者雇用確保措置に関する勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。
- 四 高年齢者等職業安定対策基本方針に定めるべき高年齢者の雇用機会の増大の目標に関する事項について、当該高年齢者を65歳未満に限定していることを削除すること。

五 この法律は、平成25年4月1日から施行すること。

**(修正要旨)**

厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含めた事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとする。

## 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第68号）要旨

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めること。
- 二 目的規定に、障害福祉サービスに係る給付に加えて、地域生活支援事業等を総合的に行うものとするを明記すること。また、基本理念に関する規定を設け、法に基づく支援が、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生並びに社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われなければならないものとする。
- 三 障害者及び障害児の範囲に難病等により障害がある者を加えること。
- 四 重度訪問介護の対象を拡大し、肢体不自由以外の常時介護を要する障害者も対象とすること。
- 五 共同生活介護を共同生活援助に一元化し、共同生活援助において、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うものとする。
- 六 市町村が行う地域生活支援事業として、障害者等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行う事業、手話通訳者を養成する事業等を加えること。
- 七 基本指針に定める事項に、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項を加えること。
- 八 障害福祉計画に定めるよう努める事項に、関係機関との連携に関する事項を加えること。
- 九 自立支援協議会の名称を協議会に改めるとともに、協議会を構成する者に障害者等が含まれることを明記すること。
- 十 政府は、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、施行後3年を目途として、障害福祉サービスの在り方、障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方等について検討することとし、その検討に当たっては障害者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 十一 この法律は、一部を除き、平成25年4月1日から施行すること。

## (修正要旨)

- 一 指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。
- 二 市町村が行う地域生活支援事業として、意思疎通支援を行う者の派遣等の便宜を供与する事業及び意思疎通支援を行う者を養成する事業を、また、都道府県が行う地域生活支援事業として、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業及び意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等の広域的な対応が必要な事業を加えるものとする。
- 三 市町村及び都道府県が障害福祉計画に定める事項に、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項並びに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を加えるものとする。
- 四 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改めるとともに、「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいうものとする。また、政府は、「障害支援区分」の認定が、知的障害者及び精神障害者の特性に応じて適切に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 五 政府がこの法律の施行後3年を目途として検討を加える内容に、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方を加えるものとする。

## (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応でき



るよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援等の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

### **労働契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）要旨**

本案は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するため、有期労働契約の適正な利用のためのルールを整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 同一の使用者ととの間で締結された有期労働契約の契約期間が反復更新により通算5年を超える労働者が使用者に無期労働契約の締結の申込みをしたと

きは、使用者はその申込みを承諾したものとみなすこと。

- 二 有期労働契約について、反復更新により無期労働契約と実質的に異ならない状態で存在している場合、又は契約期間満了後の雇用継続に合理的期待が認められる場合において、使用者が労働者からの有期労働契約の更新又は締結の申込みを拒絶することが、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前と同一の労働条件でその申込みを承諾したものとみなすこと。
- 三 有期契約労働者の労働条件が、期間の定めがあることにより無期契約労働者と相違する場合には、その相違が、職務の内容、その職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならないものとする。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一及び三は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### **国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律案 (厚生労働委員長提出、衆法第8号) 要旨**

本案は、障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資するため、国等による障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進等に関し所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び独立行政法人等は、物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないこと。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めなければならないこと。
- 二 国は、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 三 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならないが、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表するものとする。
- 四 地方公共団体及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの

物品等の調達を円滑にするための方針を作成しなければならず、当該年度の終了後、遅滞なく、物品等の調達の実績を取りまとめ、公表するものとする  
こと。

五 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定障害者雇用率を満たしていることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。また、地方公共団体及び地方独立行政法人は、国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

六 この法律は、平成 25 年 4 月 1 日から施行すること。

### **ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (厚生労働委員長提出、衆法第21号) 要旨**

本案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成29年8月6日までとしようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

### **カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第31号) 要旨**

本案は、食品を介してポリ塩化ビフェニル等を摂取したこと等を原因とする特殊な健康被害その他のカネミ油症患者が置かれている事情に鑑み、カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに基本指針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 カネミ油症患者に関する施策は、カネミ油症患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切なカネミ油症に係る医療を受けることができるようにするとともに、カネミ油症患者の生活の質の維持向上が図られるようにすること等を、基本理念として行われなければならないものとする。

二 カネミ油症患者に関する施策に関し、国、関係地方公共団体、原因事業者及び国民の責務を定めること。

- 三 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進を図るため、カネミ油症患者に関する施策の推進に関する基本的な指針を策定しなければならないものとする。
- 四 国は、原因事業者によるカネミ油症患者に対する医療費の支払その他カネミ油症患者のカネミ油症事件に係る被害の回復を支援するために必要な施策、カネミ油症患者の健康状態を把握するために必要な施策、カネミ油症の診断基準の科学的知見に基づく見直し並びに診断、治療等に関する調査及び研究が促進され、及びその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。
- 五 国及び関係地方公共団体は、医療機関と原因事業者の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策等を講ずるものとする。
- 六 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 七 経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 八 この法律は、公布の日から施行すること。

**特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）要旨**

本案は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅲ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限の延長等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 給付金の支給の請求の期限を、平成30年1月15日又は損害賠償の訴えの提起若しくは和解若しくは調停の申立てを平成30年1月15日以前にした場合における当該損害賠償についての判決が確定した日若しくは和解若しくは調停が成立した日から起算して1月を経過する日のいずれか遅い日までとすること。

- 二 追加給付金の支給対象者を、給付金の支給を受けた特定C型肝炎ウイルス感染者であって、身体的状況が悪化したため、当該給付金の支給を受けた日から起算して20年以内に新たに慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、若しくは死亡したもの又は慢性C型肝炎に罹患したものとすること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

### 母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第38号）要旨

本案は、子育てと就業との両立が困難であること、就業に必要な知識及び技能を習得する機会を必ずしも十分に有してこなかったこと等の母子家庭の母が置かれている特別の事情並びに子育てと就業との両立が困難であること等の父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣は母子及び寡婦福祉法に規定する基本方針において、同法に規定する母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定する都道府県等は母子家庭及び寡婦自立促進計画において、同法に掲げる事項のほか、父子家庭の父の就業の支援に関する事項を併せて定めるものとする。また、当該基本方針及び母子家庭及び寡婦自立促進計画について、母子家庭の母及び父子家庭の父の安定した就業を確保するための支援に特別の配慮がなされたものとしなければならないこと。
- 二 国及び地方公共団体は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るための措置を講ずるに当たっては、情報通信技術等に関する職業能力の開発及び向上並びに情報通信ネットワークを利用した在宅就業等多様な就業の機会の確保並びにこれらに関する業務に従事する人材の養成及び資質の向上に留意しなければならないこと。
- 三 政府は、毎年1回、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこと。
- 四 国は、民間事業者に対し、母子家庭の母及び父子家庭の父の優先雇用その他の母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。
- 五 国及び独立行政法人等は、物品及び役務の調達に当たっては、母子福祉団

体等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に母子福祉団体等から物品及び役務を調達するように努めなければならないこと。

六 地方公共団体は、四及び五に基づく国の施策に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な施策を講ずるように努めるものとする。また、地方独立行政法人は、物品及び役務の調達に当たっては、その設立に係る地方公共団体が講ずる措置に準じて、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

七 国は、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の促進を図るため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めなければならないこと。

八 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（参議院提出、参法第35号）要旨**

本案は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資するため、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢<sup>しゆう</sup>造血幹細胞提供あっせん事業及び臍<sup>さい</sup>帯血供給事業について必要な規制及び助成を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念として、造血幹細胞移植を必要とする者がこれを受ける機会が十分に確保されることを旨として移植に用いる造血幹細胞の提供の促進が図られなければならないこと、造血幹細胞の提供は任意にされたものでなければならないこと等を定めること。

二 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。また、骨髓・末梢造血幹細胞提供あっせん事業者及び臍帯血供給事業者（以下「造血幹細胞提供関係事業者」という。）並びに造血幹細胞提供支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の提供において中核的な役割を果たすべきことに鑑み、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めなければならないこと。

- 三 厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。
- 四 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のため、国民の理解の増進、情報の一体的な提供、提供者等の健康等の状況の把握及び分析のための取組の支援等の必要な施策を講ずるものとする。
- 五 骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業又は臍帯血供給事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととする。また、当該許可を受けた事業者の義務等について定めること。また、国は、当該許可を受けた事業者に対し、各事業に要する費用の一部を補助することができること。
- 六 厚生労働大臣は、移植に用いる骨髄又は末梢血幹細胞を提供する意思がある者の登録その他造血幹細胞提供関係事業者の行う事業に必要な協力等を、適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人を、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関として指定することができること。
- 七 この法律の規定については、この法律の施行後3年を経過した場合において、施行の状況等を勘案して必要があると認められるときは、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 八 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 【農林水産委員会】

### 株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案（内閣提出第20号）要旨

本案は、我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社である農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）について、会社法に定められていない特別な規定等を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 機構の設立等

機構は、農林水産大臣の認可により一を限って設立される株式会社とし、政府は、機構に対し出資することができることとともに、常時、機構の発行済株式総数の2分の1以上を保有していなければならないこと。

#### 二 機構の組織

支援の対象となる事業者や支援内容、株式や債権の処分等、機構の業務運営に関する重要事項の決定を客観的・中立的に行うため、機構に農林漁業成長産業化委員会（以下「委員会」という。）を置くこと。

#### 三 機構の業務

- 1 機構は、出資や資金の貸付け、専門家の派遣や助言等の業務を営み、農林水産大臣が定める支援基準に従って、支援の対象となる事業者や支援の内容を決定すること。
- 2 機構は平成45年3月31日までに、保有する全ての株式や債権の処分等を行うように努め、業務の完了により解散すること。

#### 四 機構の財務及び会計

政府は、機構に対し、資金の貸付け等を行うことができること。

#### 五 機構の監督等

- 1 農林水産大臣は、機構の役員を選任や予算の認可等の必要な監督を行うこと。
- 2 農林水産大臣は、機構に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる旨の規定、機構の役職員等による贈収賄や秘密漏洩に対する罰則規定等を措置すること。

#### 六 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。



### (修正要旨)

- 一 機構の目的に、「農林漁業者の経営の安定向上」、「地域との調和への配慮」等の事項を追加すること。
- 二 委員会の支援決定、農林水産大臣による支援基準の策定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可の各手続等において、農林漁業者等の意向を反映させるための規定を追加すること。
- 三 機構の支援対象を「対象事業者」と「対象事業活動支援団体」とに区別して規定し、対象事業活動支援団体の位置付けを明確化するとともに、機構及び委員会による対象事業活動支援団体に対する指導等に関する規定を追加すること。
- 四 農林水産大臣が定める支援基準を明確化すること。
- 五 機構の支援決定等における農林水産大臣の関与を強化すること。
- 六 国による財政上の措置等に関する規定、地方公共団体及び農林漁業関係団体による対象事業者及び対象事業活動支援団体に対する支援に関する規定並びに関係者相互の連携及び協力に関する規定を設けること。
- 七 政府がこの法律の施行状況について検討を加える時期を、法律の施行後5年以内から、3年を目途とすることに改めること。

### (附帯決議)

我が国の農林漁業・農山漁村をめぐる厳しい状況に対処し、食と農林漁業を再生するため、民間の資金・ノウハウを十分に生かし、官民が連携した新たな資金循環等による農林漁業の成長産業化が求められている。同時に、農林漁業者の所得の向上、農山漁村における雇用機会の創出と拡大、若い世代も定住できる地域社会の構築により、農山漁村の活性化とその持続可能な発展を図ることが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 我が国農林漁業は、家族経営及び地域に根差した法人等による経営が中心であり、これらの農林漁業者の経営の安定と所得の向上が農山漁村の活性化に必要不可欠であることを十分認識し、本法に基づく制度の運用に当たること。
- 二 本法に基づく制度については、関連対策の活用も含め、特に、東日本大震災からの農林漁業・農山漁村の復興に向けた被災地域における取組が円滑か

つ着実に進むよう、その運用に十分配慮すること。

- 三 農林漁業成長産業化委員会の支援決定及び支援決定に係る農林水産大臣の認可を行う際には、本法の運用の透明性を確保し、民間の資金・ノウハウを生かすことによって農林漁業の成長産業化を支援するという本法の趣旨に即し、農山漁村における意欲ある新たな取組の成長発展を促すよう努めること。
  - 四 機構が行う支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に対する出資については、支援対象事業活動支援団体に対する民間等の出資の意向、対象事業活動を行おうとする地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握するとともに、必要な財源を確保し、支援対象事業者の資金需要に的確に対応すること。
  - 五 機構の支援決定等を農林水産大臣の認可に係らしめること及び六次産業化・地産地消法の認定事業者に支援対象を限定することについて、民間資金を活用して新しい政策を行うという本法の趣旨に即し、農山漁村の活性化に資する創意工夫を生かした新しい取組が支援の対象となるよう、その運用に配慮すること。
  - 六 修正後の本法第27条の運用に当たっては、対象事業者及び対象事業活動支援団体に対し、政府が損失補償の責任を負うことなどのないよう、本法の趣旨に即した適切な対応を図ること。
  - 七 修正後の本法第40条に規定する地方公共団体及び農林漁業関係団体による対象事業者及び対象事業活動支援団体に対する必要な支援が適切に行われるよう、環境整備に努めること。
  - 八 本法の施行後3年以内に施行状況について検討を行うに当たっては、本附帯決議に即した運用が行われているか十分に確認するとともに、機構等に関する国の関与の在り方等を含め、総合的な検討を行うこと。
- 右決議する。

### 競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）要旨

本案は、近年の競馬の売上額の継続的な減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、競馬の振興を図るため、払戻金の算出方法を改めるとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 払戻金の算出方法の改正

払戻金を、勝馬投票法の種類ごとに、売得金に100分の70以上の一定の範

囲内で競馬主催者が定める率を乗じて得た金額を的中した勝馬投票券に按分した金額とすること。

## 二 地方競馬主催者に対する必要な支援の延長

- 1 地方競馬全国協会が地方競馬の活性化や競走馬の生産振興のために行う補助業務に必要な資金を確保するため、日本中央競馬会から資金を交付する措置等の期限を5年間延長すること。
- 2 競馬の事業の収支が著しく不均衡な状況にある地方競馬主催者に対し、競馬場の改修等の収支改善措置に要した費用に充てるため、当該主催者が地方競馬全国協会に交付した金額の一部を還付する措置の期限を5年間延長すること。

## 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から施行するものとする。

## 国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第50号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における森林及び林業をめぐる諸情勢の変化に鑑み、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るため、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林について、国が森林所有者等と協定を締結してその整備及び保全を行う制度を創設するとともに、国有林野事業を企業的に運営するために設置された国有林野事業特別会計を廃止する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 1 農林水産大臣及び森林管理局長が定める国有林野の管理経営の計画に、国有林と民有林の一体的な整備及び保全に関する基本的な事項を定めるものとする。
- 2 分収造林及び分収育林の制度について、長伐期施業を推進するため、契約の存続期間を延長できるよう見直すこと。
- 3 共用林野制度について、国有林野内の林産物をエネルギー源として共同の利用に供するため、その採取を、国有林所在市町村の住民が国との契約により、行うことができるものとする。

## 二 森林法の一部改正

森林管理局長は、国有林と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林の森林所有者等と協定を締結し、森林の整備及び保全を行うことができる制度を創設すること。

## 三 特別会計に関する法律の一部改正

- 1 企業の運営のための国有林野事業特別会計を廃止し、平成25年度から国有林野事業を一般会計の事業とすること。
- 2 同特別会計の負担に属する借入金に係る債務を国民の負担とせず、国有林野の林産物収入等によって処理することを明確にするため、その処理を経理するための暫定的な特別会計を設置すること。

## 四 特定独立行政法人等の労働関係に関する法律の一部改正等

国有林野事業について企業の運営を廃止することに伴い、国有林野事業に係る労働関係や給与に関する特例等を廃止すること。

## 五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行すること。

### (附帯決議)

我が国の森林面積の3割を占める国有林野は、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、厳しい状況に置かれている林業を活性化するとともに、東日本大震災からの復旧・復興の円滑かつ迅速な推進を図る上で、その果たすべき役割は極めて重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

### 記

- 一 国有林野事業の一般会計化に伴い、新たに設置する国有林野事業債務管理特別会計において既存債務の処理を経理するに当たっては、新たな国民負担を生じさせないとの基本的な方針の下、従前どおり、毎年度、利子補給に係る必要な予算措置を講ずること。
- 二 国有林野事業債務管理特別会計が承継する債務については、林産物収入等により着実な償還が図られるよう、国有林野事業の一層効率的かつ適正な運営に取り組むこと。その際、国有林野の有する公益的機能の維持増進に十分配慮すること。
- 三 公益的機能の維持増進、民有林との一体的な整備及び保全の推進等国有林野事業に求められる多様な役割が確実に果たされるよう、厳しい財政状況や国有林野事業の現場管理の実情を踏まえた適正な定員規模等の確保、組織体

制の構築、人材の育成、技術の継承等を図るとともに、国有林野事業の職員の労働条件を整備すること。

四 新たに創設される国有林と民有林の一体的な整備及び保全を推進する仕組みについては、森林の有する公益的機能の維持増進が図られるよう、地域の実情に応じて適切に活用すること。また、森林の整備・水源林の保全に係る施策については、国と地方公共団体・森林組合・林業事業体・森林所有者等の連携を一層深めることにより、着実に推進するとともに、必要な地籍調査への取組を強化すること。

五 平成25年から開始される京都議定書第二約束期間への参加の有無に関わらず、平成25年以降の森林吸収源対策に必要な財源を確保すること。併せて、石油石炭税に係る「地球温暖化対策のための課税の特例」による税収の使途に、森林吸収源対策が位置付けられるよう検討を進めること。

六 木材価格が安定的に推移し、山元への収益の還元が図られるよう、外材価格及び為替レートにも留意しつつ、地域ごとの木材価格や需給動向を把握、分析し、木材供給の調整を図ること。また、間伐材の活用や公共建築物等における木材利用の促進など国産材の需要拡大に全力を挙げること。

七 東日本大震災からの復旧・復興に向け、海岸防災林の再生、復興需要に応じた木材の安定供給、地域雇用の創出、森林の除染等を着実に進めるため、国有林野事業の組織・技術・資源を積極的に活用すること。

八 多額の累積債務を抱える都道府県林業公社について、都道府県の要望、厳しい財政状況や低迷する木材価格の動向を踏まえ、着実な債務返済が図られるよう、その一層効率的かつ効果的な森林経営の推進に必要な対策を検討すること。また、平成25年以降の温室効果ガス削減目標を確実に達成するため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法による地方財政措置の継続について、速やかに検討の上、法的措置を講ずること。

右決議する。

### **特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第3号）要旨**

本案は、特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良の対策事業を引き続き実施することにより、法に定める所期の目的を達成するため、法律の有効期限を平成29年3月31日まで5年間延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

## 養ほう振興法の一部を改正する法律案（農林水産委員長提出、衆法第23号）要旨

本案は、近年の養蜂を取り巻く環境の変化等に鑑み、養蜂の振興を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

### 一 目的の改正

法の目的において、養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等について言及するとともに、増産を図る対象にローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物を加えること。

### 二 養蜂の届出義務の見直し

- 1 養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を、養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課することとする。ただし、養蜂業者以外の者が蜜蜂の飼育を行う場合であって、農作物等の花粉受精の用に供するために蜜蜂の飼育を行う場合その他の蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合として農林水産省令で定める場合は、届出を要しないこととする。
- 2 1の届出を受けた都道府県知事は、当該届出の内容に他の都道府県の区域を飼育の場所とするものがあるときは、当該届出の内容を当該他の都道府県の知事に通知しなければならないこととする。

### 三 蜜蜂の適切な管理

- 1 蜜蜂の飼育を行う者は、衛生的な飼養管理を行う等蜜蜂の適切な管理に努めることとする。
- 2 都道府県は、蜜蜂の適切な管理が確保されるよう、蜜蜂の管理に関する指針の策定及び周知その他の必要な措置を講ずることとする。

### 四 蜜源植物の保護及び増殖

国及び地方公共団体は、蜜源植物の病虫害の防除及び蜜源植物の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずることとする。

### 五 蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等

- 1 都道府県は、当該都道府県の区域における蜂群配置の適正及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜜蜂の飼育の状況等の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずることとする。
- 2 都道府県は、1の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、養蜂業者その他の関係者に対し、蜜蜂の飼育の状況等の把握に関し、情報

の提供その他の必要な協力を求めることができること。

## 六 施行期日

この法律は、平成25年1月1日から施行すること。

### **鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）要旨**

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 住民に被害が生ずるおそれがある場合等の対処

市町村の被害防止計画において定める事項として、対象鳥獣による住民の生命等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項を加えること。また、鳥獣被害対策実施隊員の職務として、市町村長の指示を受け、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等で住民の生命等に係る被害を防止するため緊急に行う必要があるものに従事することを明記すること。

#### 二 都道府県知事に対する要請等

市町村長は、市町村が行う被害防止施策のみによっては対象鳥獣による被害を十分に防止することが困難であると認めるときは、都道府県知事に対して必要な措置を講ずるよう要請することができるとともに、要請を受けた都道府県知事は、必要な調査を行い、その結果に基づき特定鳥獣保護管理計画の作成等の措置等を講ずるよう努めなければならないものとする。

#### 三 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

国等は、対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 四 捕獲等に関わる人材の確保に資するための措置

国等は、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保に資するため、狩猟免許及び猟銃所持許可等を受けようとする者の利便の増進に係る措置を講ずるよう努めるとともに、当該捕獲等への貢献に対する報償金の交付、射撃場の整備等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 五 鳥獣被害対策実施隊員等に係る銃砲刀剣類所持等取締法の技能講習に係る

## 特例

鳥獣被害対策実施隊員については当分の間、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については平成26年12月3日までの間に、銃砲刀剣類所持等取締法の猟銃所持許可の更新等の申請をした場合には、同法の技能講習に係る規定の適用を除外すること。

## 六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、五については、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

- 一 鳥獣による農林水産業等に係る被害を一層効果的に防止するため、鳥獣被害対策実施隊の設置を促進するとともに、鳥獣保護事業計画等に基づく捕獲隊その他の狩猟者の鳥獣被害対策実施隊への移行・加入を促進すること。
  - 二 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、各都道府県における射撃場の整備・拡充を促進すること。また、鳥獣の捕獲に従事する者の育成及び技術の向上を図るため、必要な施策を検討すること。
  - 三 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する調査を徹底することにより、鳥獣の個体数等の正確な把握に努めるとともに、その調査結果を被害防止対策に活用できるようにすること。
  - 四 シカ・イノシシ等の鳥獣について、周囲の安全を確保した上で、夜間に駆除できる仕組みを更に検討すること。
  - 五 猟銃等の所持許可の運用について、厳に国民の安全の確保や危害の防止等に留意しつつ、実態に即した見直しを検討すること。
- 右決議する。



## 【経済産業委員会】

### 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）要旨

本案は、我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 対象となる事業活動

二国以上に法人を設立し、国際的規模で事業活動を行い、かつ高度な知識又は技術を有する「特定多国籍企業」が、国内に法人を設立して行う新たな研究開発事業及び統括事業（子会社の事業方針を決定する等の事業）を対象とすること。

#### 二 基本方針

主務大臣は、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針を定め、これを公表すること。

#### 三 事業計画の認定

特定多国籍企業は、研究開発事業計画又は統括事業計画を作成し、基本方針に適合するものとして主務大臣の認定を受けることができること。

#### 四 特例措置

- 1 外国為替及び外国貿易法上の対内直接投資等に関する事前届出後30日間投資できないとされる期間を2週間に短縮すること。
- 2 中小企業投資育成株式会社の事業の対象に資本金の額が3億円を超える中小企業を加えること。
- 3 中小企業の研究開発事業の成果に係る特許料及び審査請求料を軽減することができること。
- 4 法人税及び新株予約権の行使による株式の取得に対する課税について、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

#### 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## ( 附帯決議 )

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 関係各府省庁等は、特定多国籍企業誘致の実現に向け各般の施策の実施に当たって緊密に連携するとともに、諸外国との競争に打ち勝つため、必要な予算の確保や税制上の更なる対応をはじめ、一層の優遇措置の拡大等に努めること。
- 二 外国企業の誘致に当たっては、総合特区の活用をはじめ、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど利便性を高め、関係行政機関等の積極的な対応を確保することにより、関連制度間の緊密な連携による相乗効果を生み出しつつ効果的な実施に努めること。
- 三 事業計画の認定に当たっては、我が国事業者の特許発明、技術等が国外へみだりに流出することのないよう措置するとともに、地域経済を支える我が国事業者の健全な発展を阻害するなど地域経済の疲弊につながることをいよう十分に配慮すること。
- 四 我が国の産業空洞化に歯止めをかけ、地域経済や雇用への悪影響を回避するため、円高・デフレの解消に一層の努力を払うとともに、電力システム改革等を通じてエネルギーコストの上昇を極力圧縮し、種々の規制の見直しを進めるなど、産業競争力の回復、強化に向けて総合的な政策対応を早急に講ずること。

## 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、近年の競輪及びオートレース（以下「競輪等」という。）の売上額の継続的な減少による施行者の収支の悪化及び競輪に関する事業仕分けの指摘を踏まえ、今後も競輪等の事業を持続可能なものとするため、競輪等の事業運営及び経営の改善に資するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 交付金制度の改革
  - 1 現行の特定交付金還付制度（平成24年3月31日までの時限措置）は延長せず、廃止すること。
  - 2 施行者から振興法人に対する交付金負担が実質的に軽減されるように、交付金率の引下げを行うこと。

3 施行者は、収支決算において赤字（交付金納付後の営業活動収支ベース）が確定した場合、既に納付した一号及び二号交付金の額を限度として、当該赤字相当額の交付金の還付を受けることができること。

## 二 事業規制の大幅な見直し

1 勝者投票及び勝車投票の的中者に対する払戻率の下限を現行の75%から70%に引き下げ、施行者の自主的判断により払戻率を設定できる範囲を拡大すること。

2 年間開催回数下限規制及び開催の日取り調整に関する経済産業大臣の指示権限を廃止すること。

三 関係者（施行者、振興法人、選手その他の関係者）は連携・共同して、競輪等の活性化に資する方策を検討及び実施するように努めるものとする。また、経済産業大臣は必要に応じ、かかる検討及び実施に関し助言を行うことができるものとする。

四 この法律は、平成24年4月1日から施行すること。ただし、赤字相当額に係る交付金の還付制度については、平成25年4月1日から施行すること。

### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 今回の改正により、赤字施行者に対して赤字相当額の交付金の還付が行われることとなるが、赤字施行者が交付金の還付に甘んじることなく、更なる経営改善努力により速やかに黒字化を果たすよう、適切な指導を行うこと。

二 競輪及びオートレースの事業からの撤退が従業員の雇用や地域経済に及ぼす影響にかんがみ、施行者が振興法人や選手等の関係者と連携して、事業の活性化のための方策を真摯に検討し実施するように促すとともに、事業全体を通じて更なる効率化のための努力を続けるよう、必要な指導・助言を行うこと。

三 払戻率の引下げは、顧客離れによる更なる売上げの減少を引き起こす可能性もあるため、施行者がその引下げを実施するに際しては、引き続き魅力の向上を図るとともに顧客に対するサービスの一層の充実を図るなど、引下げの用途と効果について十分な検討を行うように指導すること。

四 交付金を原資とする補助事業については、将来においても安定的な事業の実施を確保し、機械工業の振興及び公益の増進といった社会的使命を果たすことが可能となるよう、交付金制度の枠組みについて、競馬、競艇などの他

の公営ギャンブル全体とのバランスを勘案しつつ、継続的に見直しを進めるものとする。

五 また、同補助事業については、これまでも審査基準の明確化や透明性の向上等の観点から見直しが行われてきているが、今後とも退職公務員の天下り先の確保に活用されているといった批判を招くことのないように厳正な運営に努めること。

### 災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）要旨

本案は、東日本大震災の被災により被災地等への石油の供給が不足した事態等を踏まえ、石油を始めとしたエネルギーの安定供給を図るため、災害時の石油供給体制を強化するとともに、資源獲得体制を整備するための措置を講じる必要があることから、石油の備蓄の確保等に関する法律、石油需給適正化法及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 災害時の石油の供給に関する体制の構築

- 1 海外からの石油の供給不足時だけでなく、災害による国内の特定の地域への石油の供給不足時にも備蓄石油を放出できるよう、発動要件を見直すこと。
- 2 災害時に直ちに被災者等への石油の供給が行われるよう、石油会社に対して、共同で、地域ごとに、災害時の石油の供給に関する計画をあらかじめ作成させ、災害時には経済産業大臣の判断により、その実施を勧告できるようにすること。
- 3 石油製品の国家備蓄を拡充していくことに併せ、国家備蓄石油のうち石油製品については、その管理を民間石油会社に委託できるようにすること。
- 4 一定の要件に該当するガソリンスタンドを災害時における給油の拠点とするため、石油販売業者に対して、そのガソリンスタンドの給油に係る設備の状況についての届出義務を追加すること。

#### 二 資源開発に係る支援機能の集約化

- 1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の石炭資源開発業務、地熱資源開発業務等を独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に移管し、出資業務等の支援機能を整備すること。
- 2 財政投融资特別会計の投資勘定の資金を、天然ガス等の資源開発への出

資等の業務に対して活用することができるよう、経理の区分を見直すこと。

### 三 施行期日

この法律は、一部を除いて、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## **中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）要旨**

本案は、中小企業の経営力の強化を図るため、中小企業の支援事業を行う者を認定し、その活動を後押しするための措置及び中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 支援事業の担い手の多様化・活性化

既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者の認定を行い、中小企業に対して専門性の高い支援を実現し、また、中小企業基盤整備機構の専門家派遣等による協力及び信用保証の付与による資金調達支援を通じ、当該支援事業を強化すること。

### 二 海外展開に伴う資金調達支援

- 1 日本政策金融公庫の債務保証業務、日本貿易保険の保険業務を拡充し、中小企業の外国関係法人の海外現地金融機関からの資金調達を支援すること。
- 2 中小企業信用保険の保険限度額を増額し、親子ローン等を通じて海外展開を支援すること。

### 三 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## **中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第33号）要旨**

本案は、共済事業の効率的な業務の実施を図るため、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一個の事業協同組合又は協同組合連合会で行うことができるようにするための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一 火災共済協同組合の類型の廃止、事業協同組合又は協同組合連合会が行い

## 得る火災共済事業の範囲の拡大

- 1 火災共済協同組合の類型を廃止し、一定の要件を満たす事業協同組合又は協同組合連合会は、行政庁の認可を受けて、共済金額の総額が30万円を超える火災共済事業を行うことができることとすること。
- 2 1の認可を受けた全ての業種の小規模事業者を対象とする事業協同組合の地区は、都道府県の区域の全部とし、他の火災共済事業を行う事業協同組合の地区と重複してはならないこと。また、1の認可を受けた単一の業種の小規模事業者を対象とする事業協同組合又は協同組合連合会の地区は、全国とすること。
- 3 2のほか、現行の火災共済協同組合に対する規制と同様の規制を課すこと。

## 二 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会に係る改正

- 1 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会は、火災共済事業を行う事業協同組合又は協同組合連合会でもって組織し、全国を通じて一個とすること。
- 2 火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会が行い得る事業の範囲について、現行の行い得る事業に加え、火災共済事業以外の共済事業（再共済・再再共済を含む。）等を行うことができることとすること。

## 三 火災共済に関する事業を行う組合の所管行政庁について、火災共済事業を行う事業協同組合であってその地区が都道府県の区域を超えないものは都道府県知事、火災共済事業を行うその他の事業協同組合、火災共済事業を行う協同組合連合会及び火災共済事業の再共済を行う協同組合連合会はそれぞれの組合の組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣とすること。

## 四 この法律は、平成26年4月1日から施行すること。

## 【国土交通委員会】

### 都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞  
在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全  
確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の措置を講  
じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の目的において、都市の再生を図り、併せて都市の防災に関する  
機能を確保することを明示すること。
- 二 都市再生緊急整備協議会（以下「協議会」という。）は、都市開発事業等  
を通じて、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図  
るための計画（以下「都市再生安全確保計画」という。）を作成することが  
できること。
- 三 都市再生安全確保計画には、大規模な地震が発生した場合の滞在者等の安  
全の確保を図るために必要な退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の施設（以下  
「都市再生安全確保施設」という。）の整備に関する事業等を記載すること。
- 四 協議会は、都市再生安全確保計画に建築物の建築等又は耐震改修に関する  
事項を記載しようとするときは、あらかじめ、建築主事等又は所管行政庁に  
協議し、同意を得ることができることとし、都市再生安全確保計画が公表さ  
れたときは、確認済証の交付等又は耐震改修の計画の認定があったものとみ  
なすこと。
- 五 都市再生安全確保計画に記載された都市再生安全確保施設である備蓄倉庫  
等の床面積は、特定行政庁の認定により、容積率の算定の基礎となる延べ面  
積に算入しないこととすること。
- 六 協議会が公園管理者の同意を得て都市公園に設ける一定の都市再生安全確  
保施設の整備に関する事業に関する事項を記載した都市再生安全確保計画が  
公表された後、2年以内に当該都市再生安全確保施設について都市公園の占  
用の許可の申請があった場合は、当該公園管理者は、その占用の許可をす  
ること。
- 七 土地所有者等は、その全員の合意により、都市再生安全確保計画に記載され  
た事項に係る退避経路の整備若しくは管理に関する協定（退避経路協定）又は  
退避施設の整備若しくは管理に関する協定（退避施設協定）を、市町村長の認  
可を受けて締結することができることとし、当該認可の公告があった後にお  
いて土地所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

八 地方公共団体は、都市再生安全確保計画に記載された事項に係る備蓄倉庫を自ら管理する必要があるときは、当該備蓄倉庫の所有者等との間において管理協定を締結し、当該備蓄倉庫の管理を行うことができることとし、当該管理協定の公告があった後において当該備蓄倉庫の所有者等となった者に対してもその効力があるものとする。

九 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**(附帯決議)**

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 今後想定される首都直下地震等の大規模災害が発生した場合に備え、避難者・帰宅困難者対策に万全を期すとともに、豪雨による水害など大都市特有の災害にも対応するものとなるよう、運用に当たっては十分配慮すること。
- 二 本法に基づく避難者・帰宅困難者対策の効果が十分発揮されるものとなるよう、都市再生安全確保計画の作成に当たっては、関係地方公共団体の条例との整合を図るなど、関係地方公共団体との連携に十分配慮すること。
- 三 帰宅困難者対策の推進に当たっては、新たに建築物の建築を行う場合だけでなく、既存の建築物の活用についても民間事業者の協力を得ながら実現する必要があることを踏まえ、民間事業者の過度な負担とならないよう、引き続き支援制度の検討を進めること。
- 四 大規模災害が発生した場合においては、適切な避難誘導や、安否確認情報、災害情報、運行再開見込み等の交通情報など適切な情報の提供が重要であることにかんがみ、これらに留意した都市再生安全確保計画が作成されるよう、関係者との十分な連携を図ること。
- 五 備蓄倉庫等について容積率規制の緩和を行った場合には、避難訓練の実施等の機会を捉えた定期的なチェックや、地方公共団体による備蓄倉庫の管理協定制度の普及を図ること等により、他の用途に転用されることのないよう、対応に万全を期すこと。

**海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）要旨**

本案は、我が国の対外船舶運航事業者による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、航海命令に際して日本船舶として確實かつ速やかに航行することが可能となる一定の要件を満たす外国船舶を準日本船舶と



して認定し、当該準日本船舶が日本船舶に国籍を変更するために必要となる測度に関する手続の特例を設ける等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣が定める日本船舶及び船員の確保に関する基本方針に、準日本船舶に関する事項を定めることができることを明確化すること。
- 二 国土交通大臣は、対外船舶運航事業者が運航する日本船舶以外の船舶であって、その子会社が所有するもののうち、航海命令が発出された場合に日本船舶に転籍して確実かつ速やかに航行することが可能なものを、あらかじめ、準日本船舶として認定すること。
- 三 航海命令に際し、確実かつ速やかに航海命令による航海に従事できるよう、準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となる船舶のトン数の測度に関する手続の特例を設けること。
- 四 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案 (内閣提出第40号)(参議院送付)要旨

本案は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書等の国際基準に適確に対応しつつ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する対策の一層の強化等を図るため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設、海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 船舶からの二酸化炭素放出規制
  - 1 日本の排他的経済水域を越えて航行する一定の日本船舶(以下「二酸化炭素放出抑制対象船舶」という。)のうち新造船の船舶所有者に対して、二酸化炭素放出抑制指標が適切に算定されていること及び一定の基準に適合していることについて、国土交通大臣の確認を受けることを義務付けること。
  - 2 二酸化炭素放出抑制対象船舶の船舶所有者に対して、二酸化炭素放出抑制航行手引書を作成し、国土交通大臣の承認を受けること、また、承認を受けた手引書を当該船舶内に備え置くことを義務付けること。

3 国土交通大臣は、本邦の港等にある外国船舶のうち、二酸化炭素放出抑制対象船舶に相当する船舶等について、1又は2に相当する措置が講じられていないと認める場合において、当該外国船舶の船長に対し、航行の停止を命ずること等ができること。

## 二 証書の有効期間の延長

海洋汚染等防止証書等について、定期検査に合格した場合であって、直ちにこれらの証書の交付を受けることのできない一定の事由があるときは、従前の証書の有効期間を新しい証書が交付されるまで最大5月延長することができること。

## 三 独立行政法人海上災害防止センターの解散等

1 独立行政法人海上災害防止センターは、平成25年10月1日に解散すること。

2 海上保安庁長官は、解散する同センターの権利及び義務を承継し、緊急時に海上保安庁長官の指示により排出油等の防除措置等を行う法人を、全国に一を限って、指定海上防災機関として指定することができること。

## 四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成25年1月1日から施行すること。

### 船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）要旨

本案は、2006年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働時間に関する規制を船長にも適用する等の船員の労働条件等に関する規定の整備、国際航海に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等の所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 船員の労働条件の改善のため、船舶所有者に対し、雇入契約の締結前に書面を交付して労働条件について説明をすること、契約成立時に雇入契約書を交付すること等を義務付けること。

二 国際航海に従事する日本船舶の船舶所有者に対し、船員の労働条件等についての検査を受けることを義務付けるとともに、検査の結果、一定の要件に適合すると認めるときは、国土交通大臣は、海上労働証書を交付すること。

三 国土交通大臣は、我が国の港に寄港する外国船舶に対し、乗組員の労働条件等についての検査を行い、検査の結果、条約の要件等に適合していないと認めるときは、是正指導や船舶の航行の停止命令又は差止めを行うことがで

きること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 都市の低炭素化の促進に関する法律案（内閣提出第43号）要旨

本案は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないこと。
- 二 市町村は、単独で又は共同して、基本方針に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができること。
- 三 市町村は、低炭素まちづくり計画の作成に関する協議及び低炭素まちづくり計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することができること。
- 四 集約都市開発事業計画（病院、共同住宅その他の多数の者が利用する建築物の整備等に関する事業であって都市機能の集約を図るための拠点の形成に資するものに関する計画）を市町村長が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずること。
- 五 低炭素まちづくり計画に記載された駐車機能集約区域内において建築物の新築等を行おうとする者に対し、条例で、集約駐車施設内に駐車施設を設けなければならない旨等を定めることができること。
- 六 低炭素まちづくり計画に記載された鉄道利便増進事業等を実施しようとする者は、当該事業を実施するための計画を作成し、これに基づき当該事業を実施することとともに、当該計画について国土交通大臣の認定を受けた場合には、鉄道事業法等による許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすこと。

- 七 市町村又は緑地管理機構は、低炭素まちづくり計画に記載された樹木保全推進区域内の一定の樹木等の所有者等と樹木等管理協定を締結し、その管理を行うことができること。
- 八 低炭素まちづくり計画に記載された下水熱利用のための設備を有する熱供給施設の整備等に関する事業の実施主体は、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等の排水施設からの下水の取水等を行うことができること。
- 九 市街化区域等内において、低炭素化のための建築物の新築等をしようとする者が作成する低炭素建築物新築等計画を所管行政庁が認定する制度を創設し、所要の支援措置を講ずること。
- 十 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨**

本案は、我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### **一 海上保安庁法の一部改正**

- 1 海上保安庁の任務に、海上における船舶の航行の秩序の維持を追加し、また、所掌事務に、海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること及び海上における犯罪の予防及び鎮圧に関することを追加すること。
- 2 海上保安官は、船舶の所有者、用船者等その他海上の安全及び治安の確保を図るため重要と認める事項について知っている者と認められる者に対してもその職務を行うために必要な質問をすることができること。
- 3 海上保安官等は、警察官が速やかに犯罪に対処することが困難であるものとして海上保安庁長官及び警察庁長官が告示する離島における犯罪に対処することができること。

#### **二 領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部改正**

- 1 海上保安官は、領海等において現に停留等を伴う航行を行っている外国船舶があり、当該船舶の外観等から合理的に判断して、当該停留等を行う

やむを得ない理由がないことが明らかであると認められるときは、当該船舶の船長等に対し、停留等を伴わない航行をさせるべきことを勧告することができること。

- 2 海上保安庁長官は、1の勧告を受けた船長等が当該勧告に従わない場合であって、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させるべきことを命ずることができること。

### 三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行すること。

#### ( 附帯決議 )

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

- 一 近年の我が国の周辺海域をめぐる警備情勢は厳しさを増していることから、海上保安庁の執行体制を強化するため、海上保安庁の組織・人員、巡視船艇・航空機等について所要の体制整備を行い、海上の安全・治安の確保に万全を期すること。
  - 二 特に、近隣諸国等の海洋活動が活発化しており、今後、不測の事態の発生も懸念される周辺海域については、海上保安庁において、警備情勢に応じて大型巡視船を重点配備する等、現場における監視・警戒体制を強化するとともに、関係省庁と連携して、領海警備に万全を期すること。
  - 三 海上保安業務の遂行に当たっては、周辺諸国等と、現場レベルを含む各レベルでの協力を密にすること。
- 四 海上保安官等が犯罪に対処することができることとなる遠方離島については、変化する治安情勢を踏まえ、遠方離島における犯罪への対処が迅速かつ適切になされることとなるよう、その範囲や警察との連携方策等について、時宜に応じた所要の見直しを行うこと。

#### 特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案 ( 内閣提出第82号 ) 要旨

本案は、欧州連合により講じられるイラン産原油を輸送するタンカーに係る保険契約についての再保険の引受けを禁止する措置により、イラン産原油を含む原油を我が国に輸送し我が国においてのみ取卸しをするタンカー（以下「特定タンカー」という。）について船舶油濁損害賠償保障法第13条第1項に規定

する保障契約の締結等が困難となることに対応して、政府が特定タンカー所有者を相手方として、特定保険者交付金交付契約を締結することができる制度を設ける等の特別の措置について定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 特定保険者交付金交付契約

- 1 政府は、特定タンカー所有者で特定賠償義務履行担保契約を締結しているものを相手方として、特定タンカーごとに、特定保険者が当該特定賠償義務履行担保契約に基づく義務の履行としての金銭の支払をする場合に、政府が当該特定保険者に対しその額に相当する金額の交付金を交付することを約し、特定タンカー所有者が納付金を納付することを約する契約を締結することができること。
- 2 政府は、一会計年度内に締結する特定保険者交付金交付契約に係る担保上限金額の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、特定保険者交付金交付契約を締結すること。

#### 二 船主相互保険組合法の特例

船主責任相互保険組合は、船主相互保険組合法における業務を制限する規定にかかわらず、特定賠償義務履行担保契約に関する業務に係る事業を行うことができること。

#### 三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行すること。
- 2 この法律は、イランをめぐる国際情勢等の変化により、特定タンカーについて再保険の締結が可能であると認められるに至ったとき等には、速やかに廃止すること。
- 3 平成24年度において政府が特定保険者交付金交付契約を締結する場合の担保上限金額の合計額は、9兆1,322億8,767万円を超えない範囲内とすること。

### **離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第20号） 要旨**

本案は、離島の厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図るため、離島振興法の有効期限を10年間延長するとともに、離島振興施策の一層の充実強化を図るための所要の措置を講じようと

するもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定において、離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島の振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明記すること。あわせて、基本理念及び国の責務を規定すること。
- 二 離島振興基本方針及び離島振興計画に定める事項として、就業、介護サービス、自然環境、再生可能エネルギー等に係る事項を追加するとともに、離島振興対策実施地域がある市町村から当該地域について離島振興計画を定める旨の要請を受けたときは、都道府県は当該計画を速やかに定めなければならないこと。
- 三 離島振興の実施体制の強化等を図るため、主務大臣の追加を行うとともに、主務大臣は、毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告すること。
- 四 都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を作成することができることとするとともに、国は、当該事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、都道府県又は離島関係市町村等に対し、交付金等の交付を行うことができること。
- 五 国は、離島振興対策実施地域の振興に必要な財政上の措置や税制上の措置等を講ずることとするとともに、国及び地方公共団体は、離島振興計画の実施に係る予算の明確化について特別の配慮をすること。
- 六 国及び地方公共団体は、離島振興対策実施地域における医療、介護サービス、交通、産業、教育等に係る施策の充実や支援等について適切な配慮をすること。
- 七 政府は、地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、当該離島振興対策実施地域内に区域を限って規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 八 離島振興法の有効期限を10年間延長し、平成35年3月31日限りその効力を失うこと。
- 九 この法律は、一部の規定を除き、平成25年4月1日から施行すること。

## 【環境委員会】

### 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）要旨

本案は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進していくための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を平成35年3月31日まで延長することとする。
- 二 環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととする。
- 三 都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成25年3月31日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。
- 四 この法律は、公布の日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 これまで行われてきた特定支障除去等事業について総点検を行った上で、本法の有効期限である平成34年度末までに特定支障除去等事業が確実に完了できるよう、都道府県等に対し同事業の計画的かつ着実な実行を求めるとともに、当該事業の進捗状況を随時把握しつつ、必要とされる助言・技術的支援等を十分に行うこと。
- 二 特定産業廃棄物に係る支障の除去等に当たっては、不適正処分の行為者のみならず、不適正処分の可能性の調査を十分に行わないまま処分業者に委託した排出事業者等に対する責任追及及び行政代執行費用の求償を強化・徹底して行うよう都道府県等に求めること。
- 三 平成25年3月31日までに都道府県等が環境大臣との実施計画の協議を確実にすることができるよう、特定産業廃棄物に係る支障の除去等に係る情報の提供や、都道府県等議会への説明や住民説明会への支援等必要な措置を講ずること。
- 四 特定支障除去等事業として全量撤去方式以外の支障の除去等を実施するに当たっては、その残置される特定産業廃棄物が中長期的な潜在リスクを有す



る可能性があることに鑑み、同事業の完了後に新たな生活環境保全上の支障が再発することのないよう、都道府県等による安全性の確保に向けた継続的なモニタリングの支援等必要な措置を講ずること。

五 1,4 ジオキサン等の化学物質による環境汚染に係る除去処理技術に関する情報の収集及び提供を行うとともに、有害物質による環境汚染の未然防止を図るため、環境汚染が懸念される化学物質のリスクに関する科学的知見の集積及び周知を的確かつ速やかに行うこと。

六 産業廃棄物の適正処理の確保を図るため、電子マニフェストの普及拡大に向けて、普及率50%以上の数値目標を設定し、その早期達成に向けロードマップを速やかに作成すること。

七 本法が対象としない平成10年6月17日以降の不適正処分事案に係る支障の除去等について、産業廃棄物適正処理推進センターの基金の造成に対し、平成25年度以降も引き続き事業者等の協力が得られるよう努めること。

八 不適正処分事案のうち、都道府県等が特定支障除去等事業として実施計画を策定しないものについても、地域住民から生活環境保全上の支障に係る懸念が表明されている場合が少なくないことに鑑み、都道府県等が、当該支障の除去及び未然防止を図る観点から積極的に立入検査を行い、必要に応じて勧告及び改善命令・措置命令を機動的に発出できる体制の整備に最大限尽力すること。

九 産業廃棄物の適正処理の確保を図るとともに産業廃棄物処理業界への国民の信頼の醸成に資するため、当該業界に対し公益通報者保護制度についての周知に努めること。

### **使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案（内閣提出第66号）要旨**

本案は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めるものとする。

二 使用済小型電子機器等の再資源化のための収集、運搬及び処分（再生を含む。）の事業（以下「再資源化事業」という。）を行おうとする者（収集、運搬又は処分を他人に委託して当該事業を行おうとする者を含む。）は、使

用済小型電子機器等の再資源化事業の実施に関する計画（以下「再資源化事業計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができるものとする。

三 再資源化事業計画の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた再資源化事業計画（以下「認定計画」という。）に記載した使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域内の市町村から使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、引き取らなければならないものとする。

四 認定事業者及び認定計画に記載された委託事業者（以下「認定事業者等」という。）が、使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可は不要とするものとする。

五 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団は、認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務保証等を行うことができるものとする。

六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

#### （附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 国民からの使用済小型電子機器等の収集に当たっては、現状において市町村の回収がその大半を占めることから、市町村が主体となった回収体制の構築のため、国は必要な支援を行うこと。

二 使用済小型電子機器等の収集運搬に当たって違法、脱法行為が行われることがないように、本法及び廃棄物処理法に基づき、国及び地方公共団体が連携して認定事業者及び認定事業者から委託を受けた者に対して適切な指導監督を行う必要があることから、そのための対策を強化すること。

三 地域に根付いた回収業者の有効活用を図るなど、安定的かつ効率的なリサイクルシステムの構築に資する諸施策を充実すること。

四 海外で環境上不適正な処理が行われることのないよう、現行の規制を徹底するとともにその改善方策について検討すること。

五 「アジア3R推進フォーラム」における「東京3R宣言」をはじめとした成果等を踏まえ、我が国の優れたリサイクル技術の活用がアジア全体の環境負荷の低減につながることに鑑み、我が国のリサイクル技術の国際展開を積極的に行うとともに、海外では適正にリサイクルできないが我が国ではリサイクル可能なものは輸入を促進するなど、循環資源の適切な国際移動の円滑化を図ること。

### 原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出、衆法第19号）要旨

本案は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国家行政組織法第3条第2項の規定に基づいて、環境省の外局として、国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資するため、原子力利用における安全の確保を図ることを任務とする原子力規制委員会（以下「委員会」という。）を設置すること。
- 二 委員会に、原子力規制庁（以下「規制庁」という。）と称する事務局を置くこと。また、規制庁に、規制庁長官その他の職員を置き、同長官は、委員長の命を受けて、庁務を掌理すること。
- 三 規制庁の職員については、原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員について、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めないこと。
- 四 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行う業務を委員会に行わせるため、可能な限り速やかに機構を廃止するものとし、このために必要となる法制上の措置を速やかに講じること。
- 五 平時における原子力防災対策の強化として、内閣総理大臣を議長とする原子力防災会議を設置すること。
- 六 重大事故対策の強化、既存の発電用原子炉施設等に最新の知見を適用する制度の導入及び発電用原子炉の運転期間の制限等、原子力安全の確保のために核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の改正を行うこと。
- 七 改正後の原子炉等規制法の規定については、その施行の状況を勘案して速

やかに検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講じられることとすること。

八 原子力災害予防対策の充実、原子力緊急事態における原子力災害対策本部の強化、原子力緊急事態解除後の事後対策の強化及び原子力災害対策指針の法定化等の原子力災害対策特別措置法の改正を行うこと。

九 原子力災害対策本部長の緊急事態応急対策の実施に係る指示の対象事項から、原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項を除くこととすること。

十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### **動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第33号）要旨**

本案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業の適正化並びに動物の適正な飼養及び保管を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養するとともに、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

二 現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であって出生後56日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないこと。なお、出生後の期間については、この法律の施行日から起算して3年を経過する日までの間は「45日」と、その後別に法律で定める日までの間は「49日」と読み替える経過措置を設けること。

三 環境省令で定める飼養施設を設置して動物の譲渡等をする取扱業（第二種動物取扱業）を行おうとする者（第一種動物取扱業の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、都道府県等が犬又は猫の引取り等を行う場合等を除き、同施設を設置する場所ごとに、飼養施設の所在地等を都道府県知事に届け出なければ

ならないこと。

- 四 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができること。
- 五 都道府県等が、犬猫等販売業者から犬又は猫の引取りを求められた場合等には、その引取りを拒否することができること。また、都道府県知事等は、引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者への返還及び飼養希望者への譲渡に努めること。
- 六 愛護動物に対する虐待の例示を加えるとともに、愛護動物の殺傷及び虐待を行った者又は無登録で第一種動物取扱業を営んだ者等に対する罰則を強化すること。
- 七 国は、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及び普及啓発等のために必要な施策を講ずるものとし、その施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、必要な措置を講ずること。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

**地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、承認第5号）要旨**

本件は、原子力規制委員会設置法の規定による原子力安全・保安院の廃止に伴い、現在各地域において産業保安に関する業務を行う組織として同院に置かれている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方支分部局として設置する必要があるので、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

## 【予算委員会】

### 平成23年度一般会計補正予算（第4号）

本補正予算は、歳出面において、義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収等を見込むとともに、その他収入の増収等を見込むなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

また、一般会計予算総則において、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の社債及び借入金に係る債務について、5,000億円の政府保証限度額を定めることとしている。

本補正の結果、平成23年度一般会計歳入歳出予算は次のとおりとなる。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

成立予算	106,398,677 百万円
補正第4号	1,111,790 百万円
計	107,510,467 百万円

#### 歳出

成立予算	106,398,677 百万円
補正第4号	1,111,790 百万円
計	107,510,467 百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

1 租税及印紙収入	1,103,000 百万円
2 政府資産整理収入	3,577 百万円
3 雑収入	5,213 百万円
4 公債金	
(1) 公債金	1,058,000 百万円
(2) 特例公債金	1,058,000 百万円
計	1,111,790 百万円

#### 歳出

1 義務的経費等の追加	140,592 百万円
-------------	-------------

(1) 災害対策費	6,682 百万円
(2) 生活保護費等負担金等	133,910 百万円
2 その他の経費	2,033,080 百万円
(1) 中小企業金融関係経費	741,300 百万円
(2) 高齢者医療・子育て・福祉等関係経費	493,880 百万円
(3) 環境対応車普及促進対策費	299,968 百万円
(4) 国際分担金及び拠出金	187,525 百万円
(5) 食と農林漁業の再生に必要な経費	157,403 百万円
(6) その他	153,004 百万円
3 地方交付税交付金	360,800 百万円
4 既定経費の減額	1,422,683 百万円
計	1,111,790 百万円

#### 平成23年度特別会計補正予算（特第4号）

本補正予算は、一般会計予算補正等に関連して、交付税及び譲与税配付金特別会計、国債整理基金特別会計等7特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、食料安定供給特別会計等3特別会計においては、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

また、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、平成23年度補正予算（特第3号）における165兆円から195兆円へと引き上げることとしている。

特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

##### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
交付税及び譲与税配付金勘定		
成立予算	56,489,501	55,284,909
補正第4号	360,800	360,800
計	56,850,301	55,645,709

##### 2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	209,399,610	197,399,610

補正第4号	1,441,939	1,441,939
計	207,957,671	195,957,671
3 年金特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 福祉年金勘定		
成立予算	9,899	9,899
補正第4号	3,915	3,915
計	5,984	5,984
(2) 児童手当及び子ども手当勘定		
成立予算	1,917,090	1,917,090
補正第4号	—	—
計	1,917,090	1,917,090
4 国有林野事業特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	473,756	473,756
補正第4号	3,069	3,069
計	470,687	470,687
5 社会資本整備事業特別会計		
	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 治水勘定		
成立予算	885,949	885,949
補正第4号	578	578
計	885,371	885,371
(2) 道路整備勘定		
成立予算	2,071,574	2,071,574
補正第4号	4,204	4,204
計	2,075,777	2,075,777
(3) 港湾勘定		
成立予算	242,890	242,890
補正第4号	149	149
計	242,741	242,741
(4) 業務勘定		
成立予算	258,034	258,034



補正第4号	1,080	1,080
計	256,954	256,954

国庫債務負担行為の追加を行うのは、食料安定供給特別会計、国有林野事業特別会計及び社会資本整備事業特別会計である。

### 平成24年度一般会計予算

本予算は、東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むため編成されたものである。

歳出のうち、基礎的財政収支対象経費の規模は、前年度当初予算に対して3.5%減の68兆3,897億円であり、また、歳入のうち、公債の発行額は、前年度当初予算を540億円下回る44兆2,440億円で、公債依存度は49.0%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 歳入

1 租税及印紙収入	42,346,000 百万円
車体課税の見直し、研究開発税制の上乗せ特例の延長、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長、給与所得控除の上限の設定など、所要の措置を講ずることとしている。	
2 官業益金及官業収入	16,683 百万円
3 政府資産整理収入	152,191 百万円
4 雑収入	3,575,057 百万円
5 公債金	44,244,000 百万円
(1) 公債金	5,909,000 百万円
(2) 特例公債金	38,335,000 百万円
計	90,333,932 百万円

#### 歳出

1 社会保障関係費	26,390,129 百万円
(1) 年金医療介護保険給付費	19,084,525 百万円
(2) 生活保護費	2,831,887 百万円
(3) 社会福祉費	3,874,592 百万円
(4) 保健衛生対策費	378,775 百万円
(5) 雇用労災対策費	220,351 百万円

高齢化等に伴って必要となる年金・医療等の経費について、重点化を図

りつつ所要額を確保するとともに、恒久的な子どものための手当（仮称）への移行を図ることとしている。また、経済成長や人材育成、安全・安心社会の実現に資する、ライフ・イノベーションの一体的推進や在宅医療・介護の推進、新卒大学生の現役就職支援などの施策を充実することとしている。基礎年金については、歳出予算（国庫負担36.5%分）と税制抜本改革により確保される財源を充てて償還される交付国債により、国庫負担2分の1を確保することとしている。これらの結果、前年度当初予算額に対して2兆3,177億円減となっている。

2	文教及び科学振興費	5,405,741 百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,557,528 百万円
(2)	科学技術振興費	1,294,285 百万円
(3)	文教施設費	60,109 百万円
(4)	教育振興助成費	2,355,799 百万円
(5)	育英事業	138,020 百万円

基礎学力の向上等を目指して、教育環境を整備し、学校・家庭・地域の連携を支援するとともに、高等教育の振興を図ることとし、科学技術においては、科学技術イノベーションの推進の基盤を成す基礎研究や、最先端の研究開発に対する支援等に重点化を図ることとしている。

3	国債費	21,944,217 百万円
4	恩給関係費	571,246 百万円
(1)	文官等恩給費	18,098 百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	524,734 百万円
(3)	恩給支給事務費	1,751 百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	26,663 百万円
5	地方交付税交付金	16,466,544 百万円

所得税、酒税、法人税、消費税及びたばこ税の収入見込額の一定割合に相当する額11兆517億円から、平成19年度及び20年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）に基づき平成24年度分の交付税の総額から減額することとされている額4,464億円を控除し、特例加算額等5兆8,613億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	127,467 百万円
---	---------	-------------

「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平成11年法律第17号）に基づき、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除によ

る減収額を補填する地方特例交付金として交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて地方公共団体に交付するために必要な経費である。

7 防衛関係費 4,713,782 百万円

「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成22年12月17日閣議決定）、「中期防衛力整備計画（平成23年度～平成27年度）について」（平成22年12月17日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、防衛力の構造改革を行い、即応性、機動性等を重視した動的防衛力の整備を図るとともに、コスト削減への取組など経費の合理化・効率化を行うこととしている。

8 公共事業関係費 4,573,396 百万円

- (1) 治山治水対策事業費 659,555 百万円
- (2) 道路整備事業費 1,020,249 百万円
- (3) 港湾空港鉄道等整備事業費 336,943 百万円
- (4) 住宅都市環境整備事業費 419,742 百万円
- (5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費 126,846 百万円
- (6) 農林水産基盤整備事業費 408,926 百万円
- (7) 社会資本総合整備事業費 1,439,530 百万円
- (8) 推進費等 88,556 百万円
- (9) 災害復旧等事業費 73,049 百万円

平成23年度補正に引き続き、復興のための施策を着実に推進するほか、概算要求組替え基準の下、「選択と集中」やコスト縮減の徹底を通じて引き続き合理化・効率化を図りつつ、国民生活の安全・安心の確保や新成長戦略の実現のため、真に必要な社会資本整備等に重点的に予算を配分することとしている。

なお、地域自主戦略交付金等の拡充に伴い、公共事業関係費から、2,403億円を移行することとしており、移行分を含めると、公共事業関係費は1,606億円減の4兆8,137億円となる。

9 経済協力費 521,558 百万円

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、コスト削減の徹底や予算の縮減・重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10 中小企業対策費 180,164 百万円

資金調達の円滑化に必要な経費、中小企業の海外展開支援、研究開発支援等について資金の重点的な配分を図ることとする一方、事業の執行状況等を踏まえた既存事業の見直し等により支出の抑制を図ることとしている。

11 エネルギー対策費	820,175 百万円
<p>新エネルギーの開発・利用の促進や省エネルギー対策、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策等といった低炭素社会の実現に重点的に取り組むとともに、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むなど、中長期的な観点に立った総合的なエネルギー政策を着実に推進することとしている。</p>	
12 食料安定供給関係費	1,104,115 百万円
<p>「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」（平成23年10月25日食と農林漁業の再生推進本部決定）に基づき、競争力・体質強化を図り、若者が担う農業を目指して、農地の集約化、若者の新規就農を進め、六次産業化を始め、若者が魅力を感じ、安心して創意工夫を活かせる農業への改革を推進することとしている。</p>	
13 その他の事項経費	6,255,398 百万円
14 経済危機対応・地域活性化予備費	910,000 百万円
<p>地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるため、計上することとしている。</p>	
15 予備費	350,000 百万円
計	90,333,932 百万円

### 平成24年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等18特別会計に関するものである。そのうち、平成24年度においては、東日本大震災復興特別会計（仮称）を新設することとしている。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、394兆944億8,900万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、190兆5,253億7,700万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
(1) 交付税及び譲与税配付金勘定	54,482,883	53,694,683

(2) 交通安全対策特別交付金勘定

77,447

72,138

交付税及び譲与税配付金勘定においては、歳入では、一般会計から16兆4,665億4,400万円を受け入れるほか、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として3,500億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計（仮称）から震災復興特別交付税に充てるための財源として5,490億3,000万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から33兆4,172億9,500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として17兆5,427億7,300万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税5,490億3,000万円）、国債整理基金特別会計への繰入として33兆7,600億9,500万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）

歳出（百万円）

209,592,103

197,592,103

平成24年度においては、一般会計から21兆9,442億1,700万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から61兆2,160億8,300万円をそれぞれ受け入れるほか、東日本大震災復興他会計より受入として財政投融资特別会計等から1兆1,220億3,400万円、租税1,462億円、公債金108兆8,561億5,200万円、復興借換公債金3兆4,488億3,500万円、東日本大震災復興株式売払収入として日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の株式の売払収入6,193億2,700万円、日本郵政株式会社の配当金収入196億6,300万円、東日本大震災復興配当金収入として日本たばこ産業株式会社及び東京地下鉄株式会社の配当金収入102億9,900万円、運用収入751億900万円、東日本大震災復興運用収入5,400万円、雑収入1,322億9,400万円、東日本大震災復興雑収入18億3,600万円並びに前年度剰余金として「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第47条の規定により平成23年度において発行予定の公債に係る公債金収入12兆円をそれぞれ受け入れることとしている。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）

歳出（百万円）

2,206,988

1,588,877

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするものの

できる限度額を、平成23年度の実績見込等を勘案して195兆円としている。  
また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により、平成23年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆9,725億200万円を平成24年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

#### 4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	35,328,782	34,780,361
(2) 投資勘定	574,586	574,586
(3) 特定国有財産整備勘定	83,468	43,510

財政融資資金勘定においては、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）の規定により、積立金の全額9,967億円を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

#### 5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,102,350	2,102,350
(2) 電源開発促進勘定	313,533	313,533
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	5,009,499	5,009,499

原子力損害賠償支援勘定においては、「原子力損害賠償支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

#### 6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	23,411,811	23,411,811
(2) 国民年金勘定	5,394,808	5,394,808
(3) 厚生年金勘定	40,284,353	40,284,353
(4) 福祉年金勘定	9,005	9,005
(5) 健康勘定	9,406,113	9,406,113
(6) 子どものための金銭の給付勘定		
	1,527,778	1,527,778

(7) 業務勘定

435,262

435,262

国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ（交付国債により国庫負担する差額相当額を含む。）等を見込むとともに、1兆9,310億3,600万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額のほか、年金受給者の増等による給付費の増加等を見込み、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ（交付国債により国庫負担する差額相当額を含む。）等を見込むとともに、6兆1,622億5,400万円を一般会計から受け入れることとしている。

健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を見込み、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、148億6,000万円を受け入れることとしている。

子どものための金銭の給付勘定（仮称）においては、歳出では、子ども手当について、平成24年2・3月分を支給することとしている。また、子どものための手当（仮称）について、3歳未満の子ども1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの子ども（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、放課後子どもプランの着実な推進を図り、仕事と家庭の両立支援を充実するなど、子ども育成事業（仮称）の推進を図ることとしている。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、1兆2,858億3,200万円を受け入れることとしている。

7 社会資本整備事業特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 治水勘定	816,767	816,767
(2) 道路整備勘定	2,011,635	2,011,635
(3) 港湾勘定	251,217	251,217
(4) 空港整備勘定	320,191	320,191
(5) 業務勘定	251,045	251,045

道路整備勘定においては、歳入では、一般会計からの受入れ、東日本大震

災復興特別会計（仮称）からの受入れ及び国債整理基金特別会計からの受入れのほか、直轄事業に係る地方公共団体の負担金等を受け入れることとしている。歳出では、地域の連携・交流を促進する幹線交通体系の整備、死傷事故率の低減に資する重点的な交通事故対策、快適な通行空間の確保等を図るための無電柱化等を実施することとしている。このほか、「東日本大震災復興基本法」（平成23年法律第76号）に基づく東日本大震災からの復興の基本方針における取組の一環として、三陸沿岸道路の整備等を実施することとしている。

## 8 東日本大震災復興特別会計

歳 入（百万円）	歳 出（百万円）
3,775,376	3,775,376

本会計は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）に基づき、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度から新たに設けられるものである。以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

### 平成24年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

#### 1 沖縄振興開発金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
22,635	18,595

現行の「沖縄振興特別措置法」（平成14年法律第14号）の期限到来後の新たな沖縄振興策の初年度にあたり、沖縄の社会経済の特性等を踏まえ、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の成長力強化等を支援するとともに、東日本大震災や円高等による影響への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、貸付契約額として1,420億円を予定しているほか、沖縄における地場産業振興等のための出資10億円を予定している。

#### 2 株式会社日本政策金融公庫

収 入（百万円）	支 出（百万円）
----------	----------



(1) 国民一般向け業務	202,291	123,627
(2) 農林水産業者向け業務	68,747	65,338
(3) 中小企業者向け業務	152,445	92,015
(4) 信用保険等業務	376,373	1,255,689
(5) 危機対応円滑化業務	151,100	309,533
(6) 特定事業等促進円滑化業務	4,871	4,871

信用保険等業務においては、中小企業信用保険事業で26兆円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金593億円、東日本大震災復興特別会計（仮称）からの出資金392億円、計985億円の出資を受けることを予定している。

危機対応円滑化業務においては、東日本大震災による被災事業者等の経営安定等を図るとともに円高等による影響への対応に資するため、必要とする資金需要に的確に対応することとし、国が指定した金融機関に対する融資事業の規模として2兆7,320億円を計上しており、この原資として、財政融資資金の借入れ1兆6,320億円及び社債の発行による収入1兆1,000億円を予定している。また、利子補給事業における利子補給金の原資として、一般会計からの補給金300万円を予定している。さらに、利子補給事業における利子補給金の原資及び損害担保事業に要する資本に充てるため、一般会計から6,800万円及び東日本大震災復興特別会計（仮称）から306億4,700万円を出資することとしている。なお、別途、一般会計から株式会社日本政策金融公庫補給金等16億900万円を交付することとしている。

### 3 株式会社国際協力銀行

	収 入（百万円）	支 出（百万円）
(1) 国際協力銀行業務	738,393	727,351
(2) 駐留軍再編促進金融業務	575	575

国際協力銀行業務においては、資源・エネルギーの安定供給確保・開発促進への取組、我が国企業の海外投資、インフラ需要の旺盛なアジアを中心とする地域への海外展開の支援、地球環境の保全を目的とする海外における事業促進の支援並びに国際金融秩序安定への取組に重点を置き、2兆2,980億円の事業（2兆2,790億円の出融資及び190億円の証券化に係る貸付債権若しくは債券の譲受等）を行うこととしている。これらの原資として、外国為替

資金からの借入金 1兆3,439億円、財政融資資金からの借入金4,000億円、国際協力銀行業務社債の発行による収入2,615億円、貸付金回収金等2,926億円を予定している。

#### 4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
195,789	105,732

開発途上地域の政府等に対して、8,800億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金569億円、財政融資資金からの借入金4,270億円、国際協力機構債券の発行による収入800億円及び貸付回収金等3,161億円を予定している。

#### 平成24年度一般会計暫定予算

本暫定予算は、平成24年4月1日から4月6日までの期間について編成されたものであり、その概要は次のとおりである。(原則として単位未満四捨五入)

歳入総額118億3,700万円、歳出総額 3兆6,104億9,600万円であって、3兆5,986億6,000万円の歳出超過となっている。

なお、国庫の資金繰りについては、必要に応じ財務省証券を発行することとしている。

#### 歳入

1 租税及印紙収入	8,000 百万円
2 雑収入	3,837 百万円

#### 歳出

1 社会保障関係費	218,657 百万円
(1) 生活保護費	120,837 百万円
(2) 社会福祉費	97,420 百万円
(3) 保健衛生対策費	303 百万円
(4) 雇用労災対策費	97 百万円
2 文教及び科学振興費	1,893 百万円
(1) 科学技術振興費	360 百万円
(2) 教育振興助成費	1,533 百万円
3 国債費	6,817 百万円
4 恩給関係費	146,679 百万円

(1) 文官等恩給費	4,449 百万円
(2) 旧軍人遺族等恩給費	136,278 百万円
(3) 恩給支給事務費	9 百万円
(4) 遺族及び留守家族等援護費	5,943 百万円
5 地方交付税交付金	3,123,972 百万円
6 地方特例交付金	63,734 百万円
7 防衛関係費	14,462 百万円
8 公共事業関係費	1,029 百万円
(1) 治山治水対策事業費	89 百万円
(2) 道路整備事業費	212 百万円
(3) 港湾空港鉄道等整備事業費	75 百万円
(4) 住宅都市環境整備事業費	16 百万円
(5) 公園水道廃棄物処理等施設整備費	270 百万円
(6) 農林水産基盤整備事業費	155 百万円
(7) 災害復旧等事業費	212 百万円
9 経済協力費	858 百万円
10 中小企業対策費	36 百万円
11 エネルギー対策費	34 百万円
12 食料安定供給関係費	465 百万円
13 その他の事項経費	24,861 百万円
14 予備費	7,000 百万円

### 平成24年度特別会計暫定予算

本暫定予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等18特別会計に関するもので、一般会計に準じて、平成24年4月1日から4月6日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算のうち、主な特別会計の歳入歳出は次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

会 計 名	歳 入 (百万円)	歳 出 (百万円)
交付税及び譲与税配付金特別会計		
交付税及び譲与税配付金勘定	4,168,507	3,707,707
国債整理基金特別会計	2,341,883	2,341,883

外国為替資金特別会計	32,298	29,386
労働保険特別会計		
労災勘定	8,114	8,114
雇用勘定	4,218	53,859
徴収勘定	16,982	1,102
年金特別会計		
国民年金勘定	2,572	406
厚生年金勘定	1,016	733
福祉年金勘定	471	471
健康勘定	134	75
子どものための金銭の給付勘定		
	3,261	1
業務勘定	1,351	1,351
社会資本整備事業特別会計		
治水勘定	2,427	2,427
道路整備勘定	5,854	5,854
空港整備勘定	1,945	1,945
業務勘定	1,639	1,639
東日本大震災復興特別会計		9,253

以上のほか、地震再保険、財政投融資、エネルギー対策、食料安定供給、農業共済再保険、森林保険、国有林野事業、漁船再保険及び漁業共済保険、貿易再保険、特許及び自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

#### 平成24年度政府関係機関暫定予算

本暫定予算は、沖縄振興開発金融公庫等4政府関係機関に関するもので、一般会計に準じて、平成24年4月1日から4月6日までの期間について編成されたものである。

本暫定予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

機 関 名	収 入（百万円）	支 出（百万円）
沖縄振興開発金融公庫	58	36
株式会社日本政策金融公庫		
国民一般向け業務	3,678	1,012
農林水産業者向け業務	190	133

中小企業者向け業務	2,127	316
信用保険等業務	4,623	24,266
危機対応円滑化業務	184	2,907
特定事業等促進円滑化業務	0	1
株式会社国際協力銀行		
国際協力銀行業務	3,197	1,163
駐留軍再編促進金融業務	0	0
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門		
	53	360

**【決算行政監視委員会】**

**平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費の予算額9,996億7,409万3,000円のうち、平成22年6月18日から平成22年9月24日までの間において決定された9,996億7,409万3,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、優良住宅取得支援事業に必要な経費、エコポイントの活用による環境対応住宅の普及事業に必要な経費、低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費等62件である。

**平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成22年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から平成22年11月8日までの間において決定された961億8,027万4,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、水俣病被害者の救済に必要な経費、口蹄疫まん延防止対策に必要な経費、家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費等11件である。

**平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成22年7月6日から平成22年12月7日までの間において決定された912億497万9,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額、同特別会計港湾勘定における防災・震災対策に係る港湾事業に必要な経費の増額等3特別会計の12件である。

**平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成22年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から平成23年3月30日までの間において決定された687億3,877万8,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、東北地方太平洋沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費、東北地方太平洋沖地震による被災地域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費等6件である。

**平成22年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成22年度特別会計予備費の予算総額1兆8,497億120万3,000円のうち、平成23年2月4日から平成23年3月18日までの間に決定された29億6,864万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、農業共済再保険特別会計農業勘定及び果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費の2件である。

**平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）**

本件は、平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成23年2月22日から平成23年3月29日までの間において決定された1,520億8,930万9,000円の経費増額につき、特別会計に関する法律第7条第2項の規定に基づき国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額の2件である。

## 【議院運営委員会】

### 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法2号）要旨

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書の給料の改定等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第110号。以下「平成17年改正法」という。）附則第3項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二 平成17年改正法附則第3項の規定による給料の支給期間を平成26年3月31日までとすること。
- 三 この法律は、公布の日の属する月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。
- 四 この法律の施行の日以後最初に受ける期末手当等について特例を設けること。

### 国会議員の歳費及び期末手当の臨時特例に関する法律案（議院運営委員長提出、衆法第11号）要旨

本案は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出の削減が不可欠であることから、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の特例を定めるようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律の施行の日から平成26年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳費については、歳費月額から、歳費月額に12.88%を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二 特例期間においては、各議院の議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、各議院の議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に12.88%を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 三 この法律は、平成24年5月1日から施行すること。



## 国立国会図書館法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出、衆法第17号）要旨

本案の改正点は、次のとおりである。

- 一 国、地方公共団体、独立行政法人等以外の者は、オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、文化財の蓄積及びその利用に資するため、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならないこと。
- 二 館長が、国、地方公共団体、独立行政法人等以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、一による提供を経ずに、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合その他の場合には、一を適用しないこと。
- 三 館長は、オンライン資料を、国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより、国立国会図書館の収集資料として、収集することができること。
- 四 一によりオンライン資料を提供した者に対しては、館長は、その提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付すること。ただし、交付を要しない旨の意思の表明があった場合は、この限りでないものとする。
- 五 原子力損害賠償支援機構法（平成23年法律第94号）により原子力損害賠償支援機構が設立されたことに伴い、同機構に国の諸機関と同様の出版物の納入義務を課すこと。
- 六 この法律は、平成25年7月1日から施行すること。ただし、五については、公布の日から施行すること。
- 七 一のオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずることができること。
- 八 一は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信されたオンライン資料について適用すること。
- 九 オンライン資料の収集のための複製に係る著作権法の一部改正を併せて行うこと。

## 【災害対策特別委員会】

### 災害対策基本法の一部を改正する法律案（内閣提出第81号）要旨

本案は、東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織の充実、地方公共団体間の応援に関する措置の拡充、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 住民等の責務

住民が防災に寄与する取組の例として、過去の災害から得られた教訓の伝承を追加すること。

#### 二 防災に関する組織

- 1 都道府県防災会議の委員に、知事の任命する自主防災組織の構成者又は学識経験者を追加すること。
- 2 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の所掌事務に、当該地域に係る災害に関する情報の収集、災害応急対策の実施方針の作成及び災害応急対策の実施等を規定し、国の非常災害対策本部及び緊急災害対策本部の所掌事務に、災害応急対策の実施方針の作成及び緊急措置の実施を追加すること。

#### 三 防災計画

都道府県防災会議及び市町村防災会議は、地域防災計画の策定に当たり、災害が発生した場合に管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援できるよう配慮するものとする。

#### 四 災害予防

災害予防責任者は、防災教育の実施に努め、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し他の者の応援を受け、又は他の者を応援する事態に備えた相互応援協定の締結等に努めなければならないものとする。

#### 五 災害応急対策

- 1 市町村が被害状況等の報告ができなくなったときは、都道府県は、災害に関する情報収集に特に意を用いなければならないものとする。
- 2 市町村長から他の市町村長及び都道府県知事への応援要求、都道府県知事から他の都道府県知事への応援要求の対象を応急措置から災害応急対策に拡大し、都道府県知事は、応援が円滑に実施されないときは、内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に応援を要求するよう求めることができるものとする。

- 3 市町村長は、被災住民の広域一時滞在について他の市町村長に協議でき、都道府県外広域一時滞在については、都道府県知事に対し、他の都道府県知事との協議を求めることができるものとする。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、必要な物資又は資材の供給について指定行政機関の長又は都道府県知事に必要な措置を要請又は要求できるものとし、指定行政機関の長等は、緊急を要し、要請又は要求を待ついとまがないときは、これを待たずに必要な措置を講ずることができるものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

**(修正要旨)**

- 一 災害の定義に、異常な自然現象の例示として「竜巻」を追加すること。
- 二 防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報の取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること。

**(附帯決議)**

政府は、東日本大震災の教訓を生かした災害対策基本法の第一段の改正となる本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期するべきである。

- 一 過去の災害からの教訓の伝承及び防災に関する教育の実施については、多様な主体による取組を推進するため、国による財政上の措置を含め、可能な限りの支援を行うこと。特に学校教育においては、災害発生時に児童・生徒が自ら適切な行動をとれるよう、自然災害及び避難等に関する正しい知識の習得並びに訓練の実施等に関し配慮すること。
- 一 地理空間情報の活用については、都道府県及び市町村が十分に活用できるものとするため、情報の内容、共有及び利用方法等に留意してシステムを構築するなど、真に災害対策に有用な、実効性のあるものとするとともに、NPOやボランティアなど、災害に関与する団体及び個人を含め、広く国民に対する情報提供にも活用すること。
- 一 応援の要求、広域一時滞在及び物資・資材の供給など、国及び都道府県による関与が充実強化されたものについては、適時適切な応援、被災住民の受入れ及び物資等の供給がなされるよう、その仕組みを十全に機能させること。
- 一 円滑な応援の受入れ及び他者への応援については、災害発生時の初動対応において極めて重要であることから、都道府県及び市町村による広域的な協定の締結及び訓練の実施等が促進されるよう、国としても積極的に取り組む

こと。

- 一 救援物資等を被災地に確実に供給するためには、現在の国及び地方の指定公共機関である運送事業者だけでは運送の対象となる物資が限定されるなど、不十分なことが懸念されることから、指定公共機関の拡大を含め、運送事業者の指定の在り方について検討すること。
- 一 国、都道府県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者及び高齢者など、社会及び地域の実情に応じて多様な主体の参画が確保されるよう、今後とも制度及び運用の改善に努めること。
- 一 今回の改正では、災害応急対策責任者や災害予防責任者など、国や地方の公的立場にある者の役割が強化されたが、東日本大震災では、NPOやボランティアなどが大きな役割を果たしたことから、災害の予防、災害からの復旧及び復興など、災害全般においてかかる主体の果たす役割についても、引き続き検討を進めること。
- 一 これからの災害対策基本法改正に向けて、避難や減災など災害に対する基本的考え方をはじめ、防災会議や災害対策本部など組織の在り方、大規模災害発生時の災害緊急事態の布告の内容やその手続、さらに災害からの復興の進め方に至るまで、現行法のあらゆる問題点について迅速に検討を進め、必要な法案を策定し、提出すること。

### **豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第5号）要旨**

本案は、豪雪地帯対策の一層の推進を図るため、特別豪雪地帯における特例措置の延長等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において人口の減少、高齢化の進展等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪を円滑に実施して豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、建設業者の組織する団体その他の営利を目的としない団体等との連携協力体制の整備その他の地域における除排雪の体制の整備を促進するよう適切な配慮をするものとする。
- 二 国及び地方公共団体は、豪雪地帯において、積雪による空家の倒壊による危害の発生を防止するため、空家について、除排雪その他の管理が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 三 国及び地方公共団体は、豪雪地帯における雪の冷熱をエネルギー源として

活用した施設の整備その他の取組が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

四 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道で国土交通大臣が指定するものの改築を道府県が代行することができる期限を平成34年3月31日まで延長すること。

五 特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限を平成33年度まで延長すること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

## 【沖縄及び北方問題に関する特別委員会】

### 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、これまでの沖縄振興における成果と課題を踏まえ、沖縄の優位性を生かした自立型経済を発展させるための施策を、沖縄が自ら主体的に講じることにより、その潜在力を存分に引き出すことが可能となるよう、沖縄振興特別措置法を改正し、沖縄の自主性を最大限に尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図るための特別措置の充実等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 内閣総理大臣は、沖縄の振興を図るため、沖縄振興基本方針を定めるものとし、これに基づき、沖縄県知事は、沖縄振興計画を定めるよう努めるものとする。国が同意することとされていた分野別計画を廃止すること。
- 二 観光の振興のため、現行の観光振興地域制度に代わり、観光地形成促進地域制度を設けるとともに、通訳案内士法の特例の創設、沖縄型特定免税店制度の拡充、航空機燃料税の軽減措置の拡充等の措置を講ずること。
- 三 沖縄の製造業等の高度化及び事業革新の促進のため、現行の産業高度化地域制度に代わり、産業高度化・事業革新促進地域制度を創設すること。
- 四 沖縄の地理的優位性を生かした国際物流拠点産業の集積を図るため、現行の自由貿易地域及び特別自由貿易地域制度に代わり、国際物流拠点産業集積地域制度を創設すること。
- 五 良好な景観の形成、子育ての支援等、沖縄の振興を図るに当たって必要な配慮規定を創設する等所要の措置を講ずること。
- 六 沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等について、当該事業等の実施に要する経費に充てるための交付金に係る規定を創設すること。
- 七 この法律は、平成24年4月1日から施行するとともに、平成34年3月31日限り、その効力を失うこと。
- 八 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定する酒税及び揮発油税に関する特例の5年若しくは3年の延長、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律に規定する沖縄振興開発金融公庫の統合時期の10年延長等の措置を講ずること。

### （修正要旨）

- 一 国際物流拠点産業集積地域の指定要件として、「国際物流拠点産業の用に供する土地の確保が容易である地域」等を明記するとともに、税関、検疫機

関等に係る業務体制の整備等に関する国の努力義務の規定を設けること。

- 二 新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記すること。
- 三 沖縄県は、沖縄の振興に資する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、基金を設けることができることとし、国は、特段の事情がある事業等であると認めるときは、当該基金の財源に充てるために必要な資金として交付金を交付することができること。
- 四 不発弾等の処理の促進を図るため、その調査、探査、発掘、除去等に関する施策の充実に関する配慮規定を設けること。

#### ( 附帯決議 )

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点に留意し、今後の沖縄振興の推進に遺漏なきを期すべきである。

- 一 政府は、沖縄振興予算における公共事業関係費については、沖縄県及び市町村の自主性を拡大するため、今後、一括交付金の対象となる経費の一層の拡大を検討すること。
- 二 政府は、沖縄県における直轄事業の実施に当たっては、地元企業の受注機会の拡大に十分配慮すること。
- 三 政府は、離島に住所を有する妊産婦の通院及び宿泊に対する支援、離島との航路・航空路による人の往来又は物資の流通の確保に対する支援及び離島の区域外の高等学校に進学した生徒の通学に対する支援については、今後、離島振興法においてこれらの支援に係る規定が設けられた場合は、沖縄県が他の離島に係る財政措置に比べて不利となることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 四 政府は、揮発油税・地方揮発油税の軽減措置に関しては、3年後の期限において、沖縄県の県民生活や企業活動に影響を与えることのないよう、期限の延長その他の必要な措置を講ずること。

#### 沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置を講ずることにより、駐留軍用地跡地の所有者等の生活の安定及び福祉の向上を図りつつ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を促進し、もって沖縄県の自立的発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図ることを目的とし

て、現行の沖縄振興特別措置法第7章と沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の2法に分かれて規定されている駐留軍用地跡地に関する規定を本法律案に一元的に定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化のための特別措置に関する法律」に改めること。
- 二 国は、沖縄県及び関係市町村との密接な連携の下に、駐留軍用地跡地の利用の促進及び円滑化を図る責務を有すること。
- 三 沖縄県知事又は関係市町村の長は、日米安全保障協議委員会又は日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、当該駐留軍用地についての調査及び測量の実施に関してあつせんを要請することができるものとし、この場合において、国は、当該土地についての調査及び測量の実施に関するあつせんに努めるものとする。
- 四 国は、駐留軍用地跡地の所有者等の負担の軽減を図る等のため、土地の所有者等が、土地が引き渡された日以後引き続き当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、引渡日の翌日から3年を超えない期間内で、所有者等の申請に基づき給付金を支給するものとする。
- 五 特定振興駐留軍用地跡地及び大規模振興拠点駐留軍用地跡地の指定等の手続を定めるとともに、特定跡地給付金及び大規模跡地給付金の支給期間は、当該跡地の引渡日の翌日から3年を経過した日から、土地の利用が可能となると見込まれる時期の見通しを勘案して政令で定める期間とすること。
- 六 沖縄担当大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、必要があると認めるときは、駐留軍用地跡地ごとに、当該駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の促進に関し必要な事項について協議するため、駐留軍用地跡地利用協議会を組織することができる。
- 七 この法律は、平成24年4月1日から施行するとともに、平成34年3月31日限り、その効力を失うこと。

#### (修正要旨)

- 一 法律の題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改めることとし、目的規定を修正すること。
- 二 国は、日米合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において当該土地を利用する上での支障の除去に関する措



置を所有者等に引き渡す前に講ずることを明記すること等、返還実施計画等に関する規定を修正すること。

三 給付金の支給に関する規定を修正し、給付金の額について、引渡日の翌日以降当該土地を使用できないことを理由として国から支払を受けた補償金の額を控除しないこととすること。

四 特定振興駐留軍用地跡地及び大規模振興拠点駐留軍用地跡地の指定の規定に換え、拠点返還地の指定の規定を定めること。

五 特定跡地給付金及び大規模跡地給付金について、特定給付金として一本化し、特定給付金の支給の限度となる期間は、当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間とすること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県及び市町村が駐留軍用地跡地の利用推進のための公共事業を行う際には、過大な地方負担を生じさせることのないよう、適切な措置を講ずること。

## 【消費者問題に関する特別委員会】

### 消費者安全法の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、生命身体被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、事故等原因調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、消費者の財産に対する重大な被害の発生又は拡大の防止を図るため、内閣総理大臣による事業者に対する勧告等の措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 消費者安全調査委員会の設置等

- 1 消費者庁に、消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くこと。
- 2 調査委員会は、内閣総理大臣が任命する非常勤の委員7人以内で組織することとし、また、臨時委員及び専門委員を置くことができること。委員は、独立してその職権を行うこと。
- 3 調査委員会は、生命身体事故等（航空・鉄道・船舶事故等を除く。）が発生した場合、必要であると認めるときは、当該生命身体事故等の原因及び被害の原因を究明するための調査（以下「事故等原因調査」という。）を行うとともに、他の行政機関等（運輸安全委員会を除く。）による調査等の結果の評価を行うこと。また、事故等原因調査を行うため必要な限度において、原因関係者等からの報告徴収、事故現場等への立入検査、関係者への質問、物件の提出・留置等の処分をすることができること。
- 4 何人も、調査委員会に対し、事故等原因調査等を行うよう求めることができること。
- 5 調査委員会は、事故等原因調査等の結果に基づき、内閣総理大臣に対し、講ずべき施策・措置について勧告することができるとともに、消費者安全の確保の見地から、講ずべき施策・措置について、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に意見を述べるができること。
- 6 調査委員会は、被害者等に対し、事故等原因調査等に関する情報を、適時適切に提供すること。

#### 二 重大な財産被害に係る措置等

- 1 内閣総理大臣は、多数消費者財産被害事態（消費者の財産上の利益を侵害する不当な取引であって、事業者が示す内容と実際が著しく異なるもの等が行われることにより、多数の消費者の財産に被害を生じ、又は生じさ

せるおそれのあるものをいう。)が発生した場合(他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。)、事業者に対し、取引の取りやめ等の措置を勧告し、正当な理由なく勧告に係る措置をとらない場合は、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生に関する情報を得た場合、関係行政機関の長等に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を提供することができること。

### 三 施行期日

一については平成24年10月1日から、二については平成25年4月1日から、施行すること。

#### (修正要旨)

- 一 調査委員会は、重大事故の被害者等から事故等原因調査等が必要である旨の申出があった場合において、事故等原因調査等を行わないこととしたときは、速やかに、その旨に加え、その理由を、当該被害者等に通知しなければならないこと。
- 二 何人も、事故等原因調査等が必要である旨の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと。
- 三 この法律の施行前に発生した生命身体事故等も、事故等原因調査等の対象となる旨を明記すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費者安全調査委員会は、事故等原因調査等を完了した後に、究明した事故等の原因(事故については、事故に伴い発生した被害の原因を含む。)に変更を生じる可能性のある新たな証拠又は知見が利用可能となった場合において、生命身体被害の発生又は拡大の防止を図るため当該生命身体事故等に係る事故等原因を再度究明することが必要であると認めるときは、事故等原因調査等を改めて行うこと。
- 二 消費者安全調査委員会は、必要な調査等が漏れなく行われるよう、生命身体事故等の中からその対象を選定するため、「公共性」「単一事故の規模」「多発性」「消費者自身による回避可能性」「被害の程度」等の観点を踏まえ、指針を策定すること。
- 三 消費者庁は、消費者安全調査委員会の委員の一部を常勤とすることを検討

すること。

- 四 消費者安全調査委員会が、事故等原因調査に必要な事故現場の検証や生命身体事故等関係者からの事情聴取について、刑事手続との関係で制約されることなく十分に実施することができるよう、必要な措置を講じること。この場合、警察等の捜査機関にあつては、消費者の利益の確保と再発防止を図る観点から、積極的に資料提供に協力すること。
- 五 消費者庁は、多種多様な生命身体事故等に係る事故等原因調査等や、申出制度・情報提供等における被害者支援を消費者安全調査委員会が十全に行えるよう、その事務局機能の充実強化を図ること。
- 六 消費者庁は、消費者の財産被害の発生又は拡大の防止を図るため、消費者安全法に基づく消費者への注意喚起、各大臣に対する措置要求の権限とともに、関係行政機関の長等に対する情報提供、多数消費者財産被害事態に係る事業者に対する勧告及び命令の権限を、積極的かつ実効的に活用すること。
- 七 消費者庁は、多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対し、必要な調査等を迅速かつ十分に行うことができるよう、体制の整備に努めること。
- 八 消費者庁は、財産分野における消費者被害の更なる救済等を図るため、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度、行政による経済的不利益賦課制度及び財産の隠匿・散逸防止策の検討を早急に進めること。

### **特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）（参議院送付）要旨**

本案は、相手方を訪問して物品を購入する取引に伴う被害が増加している状況に鑑み、その取引を公正なものとし、取引の相手方の利益の保護を図るため、物品の訪問購入を行う購入業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 訪問購入の定義

「訪問購入」とは、物品の購入を業として営む者（以下「購入業者」という。）が営業所等以外の場所において、売買契約の申込みを受け、又は売買契約を締結して行う物品（原則として全ての物品）の購入をいうこと。

#### 二 購入業者に対する不当な勧誘行為等の禁止等の規制

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結につい

て勧誘等をしてはならないこと。また、購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結、契約の解除の妨害等のため、不実のことを告げる行為、威迫して困惑させる行為等の不当な行為をしてはならないこと。

### 三 書面の交付

購入業者は、訪問購入に係る売買契約の内容を明らかにする書面等を交付しなければならないこと。

### 四 契約の申込みの撤回等及び物品の引渡しの拒絶

訪問購入に係る売買契約について、当該売買契約の相手方は、書面を受領した日から起算して8日を経過した場合を除き、当該売買契約の申込みの撤回又は解除を行うことができ、また、訪問購入に係る物品の引渡しを拒むことができること。

### 五 訪問購入に係る差止請求権

適格消費者団体は、購入業者に対し、訪問購入に関し、不特定かつ多数の者に対して不実のことを告げる等の行為の停止等を請求することができること。

### 六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 政府は、申込者等が訪問購入に係る売買契約の解除をした場合において当該申込者等が訪問購入に係る物品の占有を確実に回復し又は保持することができるようにするための制度について検討を加え、所要の措置を講ずること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 本改正の趣旨及び内容について、消費者及び事業者等に対し十分な周知徹底を図ること。特に、訪問購入に係るトラブルの相談件数の多い高齢者に対し、分かりやすいガイドラインの作成、説明会の実施等周知、啓発活動を行い、消費者被害の未然防止に万全を期すこと。
- 二 本改正の実効性を確保するため、必要な体制の整備を行うとともに、不招請勧誘の禁止及び物品の引渡しの拒絶等の規定の内容を通達等により明確化すること。また、関係省庁、地方自治体、警察及び消費者団体等の一層の連携強化を図り、購入業者に対する業務の是正又は改善の指示等の措置を厳正

かつ機動的に講ずること。

- 三 消費者被害の未然防止のためには住民に身近な地方消費者行政の充実が必要であることに鑑み、都道府県における本法の執行体制の強化を始めとした地方消費者行政に対する国の支援を早急に講ずること。また、本法に基づく差止請求訴訟を担う適格消費者団体への支援についても適切な措置を講ずること。
- 四 訪問購入に係る規制の対象とならない物品及び不招請勧誘の禁止の規定の適用除外となる取引の態様を政令で定めるに当たっては、規制の隙間が生じないようにするとともに、消費者委員会の意見を十分に尊重すること。また、本法の施行状況を十分に踏まえ、適宜適切な見直しを行うこと。
- 五 訪問購入に係るトラブルの相談件数のうち、電話勧誘によるものが一定割合を占める状況に鑑み、本法の施行状況の検討と併せて、訪問購入に係る不招請の電話勧誘を禁止することの要否について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 六 商品、役務及び取引形態等の多様化及び複雑化に伴い、今後も規制の隙間を狙う新しい商法による消費者被害が発生するおそれがあることを踏まえ、消費者被害の未然防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。

### **消費者教育の推進に関する法律案（参議院提出、参法第26号）要旨**

本案は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与するため、消費者教育の推進に必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 定義

消費者の自立を支援する「消費者教育」、消費者自らの行動が社会や環境に及ぼし得る影響を自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に消費者が参画する「消費者市民社会」について定義すること。

#### 二 基本理念

実践的な能力が育まれること、主体的に消費者市民社会の形成に参画し、

その発展に寄与することができる消費者の育成を支援することなど、消費者教育の七つの基本理念を定めること。

### 三 関係者の責務及び財政上の措置等

消費者教育の推進のための国及び地方公共団体の責務、並びに消費者団体、事業者及び事業者団体の努力について定めること。また、政府は、消費者教育の推進に関する施策の実施に必要な財政上の措置等を講じなければならず、地方公共団体は、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないこと。

### 四 基本方針及び消費者教育推進計画

政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこと。また、地方公共団体は、この基本方針を踏まえ、消費者教育推進計画を定めるよう努めなければならないこと。

### 五 基本的施策

消費者教育を推進するため、学校における消費者教育の機会の確保に必要な施策の推進、大学等における自主的な取組の促進、地域において高齢者・障害者等を支援する民生委員等に対する研修の実施等について定めること。また、事業者及び事業者団体による消費者教育の支援、並びに消費者教育に関する教材の充実、人材の育成、調査研究及び情報の収集・提供等について定めること。

### 六 消費者教育推進会議及び消費者教育推進地域協議会

消費者庁の審議会等として、「消費者教育推進会議」を置くとともに、地方公共団体は、「消費者教育推進地域協議会」を組織するよう努めなければならないこと。

### 七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

### 消費者基本法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第27号）要旨

一 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならないこと。

二 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

## 【郵政改革に関する特別委員会】

### 郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案（武正公一君外 5 名提出、衆法第 6 号）要旨

本案は、郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社には的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「郵政民営化法」「日本郵政株式会社法」「郵便局株式会社法」及び「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法」に係る規定の整備等を行うこと。
  - 1 郵政民営化の目的を、株式会社には的確に郵政事業の経営を行わせるための改革とすること。
  - 2 経営形態を、現行の 5 社体制から 4 社体制に改め、郵便局株式会社を存続会社として郵便事業株式会社を吸収合併し、その商号を「日本郵便株式会社」に変更するものとする。
  - 3 ユニバーサルサービスについて、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対し、郵便業務及び貯金・保険の基本的サービスを、郵便局において一体的に提供する責務を課すものとする。
  - 4 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社（以下「金融 2 社」という。）の株式は、その全部を処分することを目指し、両社の経営状況、郵政事業に係る基本的な役務の確保への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に、処分するものとする。
  - 5 金融 2 社に対する新規業務規制は、引き続き内閣総理大臣（金融庁）及び総務大臣による認可制を基本とするものとする。ただし、両社の株式の 2 分の 1 以上を処分した後は届出制とし、他の金融機関との間の適正な競争関係への配慮、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。
  - 6 日本郵便株式会社に対する任意業務規制は、総務大臣への届出制とし、同業他社への配慮義務、郵政民営化委員会への通知等を義務付けるものとする。
  - 7 郵政民営化委員会による 3 年ごとの郵政民営化の進捗状況についての「総合的な「見直し」」を「総合的な「検証」」に改める、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社に対して情報の公表義務に関する規定を設ける、



社会・地域貢献基金に係る制度を廃止する等とすること。

- 二 「郵便事業株式会社法」及び「日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律」は、廃止するものとする。
- 三 「郵便窓口業務の委託等に関する法律」の題名を「簡易郵便局法」に改める等、29法律を改正するほか、所要の経過措置を設けるものとする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、日本郵政株式会社及び金融2社の株式処分の凍結解除等については、公布の日から施行するものとする。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、郵便局ネットワークについて、利用者ニーズを踏まえ、地方公共団体からの委託等を通じ、地域住民の利便の増進に資する業務を幅広く行うための拠点として、より積極的に活用されるよう努めること。
- 二、郵政民営化法第107条及び第137条の規定に基づき、他の金融機関等との間の競争関係、金融2社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと。
- 三、日本郵政株式会社が金融2社の株式の2分の1以上を処分した後の金融2社の新規業務等に係る届出制が、単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課すとともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。
- 四、簡易郵便局が今後とも、過疎地、離島等におけるサービスの提供に重要な役割を果たし、ユニバーサルサービスの一翼を担っていくことに鑑み、簡易郵便局の置局状況を適切に把握するとともに、置局水準を現行法より後退させることのないよう、必要な措置を講ずること。
- 五、郵政民営化後の日本郵政グループの経営状況をしっかりと検証の上、本法の施行後、郵政民営化委員会の意見も踏まえ、グループ各社及びそれらの経営陣により、適切な経営努力が行われるよう努めること。
- 六、かんぼの宿及びメルパルクについては、本法の公布に伴い、郵政株式処分

停止法が廃止されることから、その事業の継続、譲渡又は廃止が日本郵政株式会社の経営判断に委ねられることを踏まえ、会社の経営に及ぼす影響を勘案しつつ、適切に対処されるよう努めること。

## 【東日本大震災復興特別委員会】

### 福島復興再生特別措置法案（内閣提出第23号）要旨

本案は、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島復興・再生が、その特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置等について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 基本理念

福島復興・再生は、安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現するとともに、直面する課題について、多様な住民の意見を尊重しつつ解決することにより、地域経済の活性化、地域社会の絆の維持及び再生を図ることを旨として、行われなければならないこと。

#### 二 福島復興再生基本方針

政府は、基本理念にのっとり、福島復興再生基本方針を定めなければならないものとし、福島県知事は、内閣総理大臣に対し、基本方針の変更についての提案をすることができること。

#### 三 避難解除等区域の復興・再生のための特別措置

- 1 避難解除等区域復興再生計画に基づいて行う一定の工事等については国土交通大臣等が、生活環境整備事業については内閣総理大臣が、福島県等の要請に基づいて、行うことができること。
- 2 避難解除区域内における機械等の取得、被災者の雇用について、課税の特例を適用すること。
- 3 震災時に避難指示区域に居住していた者の公営住宅入居者資格の緩和等を行うこと。

#### 四 放射線による健康上の不安の解消等安心して暮らすことのできる生活環境実現のための措置

- 1 国は、福島県が行う健康管理調査に関し技術的な助言等の措置を講ずるとともに、福島地方公共団体等が実施する農林水産物等の放射能濃度の測定等の取組を支援するため、必要な措置を講ずること。
- 2 国は、除染等を迅速に実施するとともに、実施に当たり、福島住民が雇用されるよう配慮すること。
- 3 国は、放射線研究等の推進、教育機会及び医療・福祉サービスの確保の措置等を講ずること。

#### 五 原子力災害からの産業の復興・再生のための特別措置

産業復興再生計画の認定により、通関案内士法等の特例、地熱資源開発事業その他の事業に係る許認可及び規制の特例等が適用されること。国は、福島県の諸産業の復興・再生のための施策を講ずること。

六 新たな産業の創出等に寄与する取組の重点的な推進

内閣総理大臣は、再生可能エネルギー源の利用、医薬品及び医療機器の研究開発拠点の整備を通じた新たな産業の創出等に寄与する重点推進計画を認定し、国は、計画による取組を支援する措置を講ずること。

七 復興大臣、福島県知事等で構成する「原子力災害からの福島復興再生協議会」を組織すること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

(修正要旨)

一 法の目的に、原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること。

二 基本理念に、原子力災害からの福島の復興及び再生は、住民一人一人が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われなければならないこと、その施策は、福島の地方公共団体の自主性及び自立性を尊重しつつ、地域のコミュニティの維持に配慮して講ぜられなければならないこと、施策が講ぜられるに当たっては、放射性物質の汚染の状況等に関する正確な情報の提供に特に留意されなければならないことを追加すること。

三 避難解除等区域の復興及び再生のための特別の措置として、避難解除等区域復興再生計画の内容に、将来的な住民の帰還を目指す区域における避難指示の解除後の復興及び再生に向けた準備のための取組を追加するとともに、国が自ら施行することができる工事の対象に、漁港漁場整備事業に関する工事及び地すべり防止工事を追加すること。

四 福島県が行うことのできる健康管理調査の内容として、子どもに対する甲状腺がんに関する検診を例示するとともに、健康増進等を図るための施策を支援するための必要な措置として、財政上の措置を明示すること。

五 農林水産業の復興及び再生のための施策に、地域資源を活用した取組の推進を追加すること。

六 福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置として、次の措置を新設すること。

- 1 国は、避難者及び居住者の雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるものとする。
- 2 国は、原子力発電所の事故に係る放射線による被ばくに起因する健康被害が将来発生した場合においては、保健、医療及び福祉にわたる総合的な措置を講ずるものとする。
- 3 国は、再生可能エネルギーの開発及び導入のために必要な財政上の措置、エネルギーの供給源の多様化のため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 4 国は、復興交付金その他東日本大震災からの復興のための財政上の措置を、府省横断的かつ効果的に活用するものとする。
- 5 国は、子どもをはじめとする住民の健康を守るために必要な事業を実施することを目的として福島県が設置する基金について、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 6 復興大臣は、原子力災害からの福島復興及び再生に関する施策を円滑かつ迅速に実施するため、適切かつ迅速に勧告するものとする。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 福島復興及び再生に関する各種計画の策定に際しては、福島県が中心となって策定するとされているが、地域の実情に応じた細やかな施策を進める観点から、市町村等の意見も十分に反映すること。
- 二 原子力発電所事故による災害という特殊な事情に鑑み、福島県とともに、県内外への避難者が将来の展望を描けるよう復興及び再生の具体的な道筋を明確にするとともに、その進捗状況を随時公開し、政策の立案に活用すること。
- 三 復興及び再生を、迅速かつ着実に進めるため、十分な財源を確保すること。
- 四 人命救助や産業再生の観点から、必要な交通インフラの早期復旧に向け、国による代行等を含めた必要な措置を積極的に講じること。
- 五 農林漁業者が、今後も福島県において生産活動できるよう、各種計画の策定において、格別な配慮をすること。
- 六 産業活性化のため工場等の産業集積を行う際、円滑に事業展開が行えるよう、区域指定等について、特段の配慮をすること。
- 七 健康被害に対する不安を払拭するため、万全な措置を講じること。
- 八 除染等の措置等の実施に当たり、必要な資機材を福島で調達するよう配慮

すること。

九 他の地域との教育格差を防止する観点から、教育環境の改善に配慮すること。

十 平成23年12月に、福島県がいわゆる電源立地地域対策交付金を辞退したことに鑑み、電源開発促進税の課税目的を含めた電源開発促進税制の見直しやエネルギー対策特別会計の見直し等により、当該交付金に代わる財政上の措置を講じること。

### **東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第22号）要旨**

本案は、平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する支援が必要であることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、実施する責務を有すること。

二 政府は、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めなければならないこと。

三 国は、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射性物質による汚染状況の調査の結果を踏まえ、汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

四 国は、支援対象地域（放射線量が避難指示の基準を下回るが一定の基準以上である地域）で生活する被災者を支援するため、医療の確保、子どもの就学等の援助、家庭、学校等における食の安全・安心の確保、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとする。

五 国は、支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援、移動先における住宅の確保、子どもの移動先における学習等の支援、移動先の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとする。

- 六 国は、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者を支援するため、支援対象地域への移動の支援、当該地域における住宅の確保、当該地域の地方公共団体による円滑な役務の提供、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとする。
- 七 国は、政府による避難指示の対象区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者による損害賠償の支払の促進等資金の確保、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援等に関する施策を講ずるものとする。
- 八 国は、被災者の定期的な健康診断の実施等について、必要な施策を講ずるものとする。この場合、子どもである間に一定基準以上の放射線量地域に居住した者（胎児の間に母が当該地域に居住した者を含む。）等の健康診断については、生涯にわたって実施されるよう必要な措置が講ぜられるものとする。
- 九 国は、子ども及び妊婦の医療（東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう。）に係る費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。
- 十 この法律は、公布の日から施行すること。

## 【社会保障と税の一体改革に関する特別委員会】

### 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第72号）要旨

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税法、所得税法、相続税法等について所要の改正を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置について定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 消費税について、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指す観点から、その用途を明確にするため、原則として、その税収を制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てることを規定した上で、現行4%の消費税率を平成26年4月1日から6.3%に、平成27年10月1日から7.8%に引き上げることとするほか、事業者免税点制度等について所要の見直しを行うこと。
- 二 所得税について、所得再分配機能の回復等を図る観点から、課税所得のうち5,000万円を超える部分に対して45%の税率を新たに設け、平成27年分から適用すること。
- 三 資産課税について、資産再分配機能を回復する観点から相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の見直しを行うとともに、資産の現役世代への早期移転を促進する観点から、贈与税の税率構造の緩和及び相続時精算課税制度の拡充を行い、平成27年以後の相続又は贈与について適用すること。
- 四 その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策について、政府は平成24年2月17日に閣議決定した社会保障・税一体改革大綱に示された基本的方向性に沿って具体化に向けて検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならないことを規定すること。
- 五 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、一の消費税率の引上げに係る改正規定の



それぞれの施行前に、経済状況の好転について、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。

六 この法律は別段の定めがあるものを除き、平成26年4月1日から施行すること。

### (修正要旨)

#### 一 題名の変更

題名を「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」とすること。

#### 二 趣旨の修正

1 「により支え合う社会を回復することが我が国が」を「が我が国の」に改めること。

2 所得税及び資産課税の改正に係る規定を削除すること。

#### 三 所得税法の一部改正に係る規定の削除

所得税法の一部改正に係る規定を削除すること。

#### 四 相続税法の一部改正に係る規定の削除

相続税法の一部改正に係る規定を削除すること。

#### 五 租税特別措置法の一部改正に係る規定の削除

租税特別措置法の一部改正に係る規定を削除すること。

#### 六 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置に係る規定の修正

1 低所得者に配慮する観点から、番号制度の本格的な稼動及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合合算制度、給付付き税額控除等の施策の導入について、所得の把握、資産の把握の問題、執行面での対応の可能性等を含め様々な角度から総合的に検討するものとする。

2 低所得者に配慮する観点から、複数税率の導入について、財源の問題、対象範囲の限定、中小事業者の事務負担等を含め様々な角度から総合的に検討するものとする。

3 消費税法改正の施行（平成26年4月）から給付付き税額控除等及び複数税率の検討の結果に基づき導入する施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等につい

て検討を行い、簡素な給付措置を実施するものとする。

- 4 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び下請代金支払遅延等防止法の特例に係る必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 5 扶養控除、年齢23歳以上70歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除、配偶者控除に係る規定を削除すること。
- 6 年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性、課題等を幅広い観点から検討し、実施するものとする。

## 七 その他

- 1 消費税率の引上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するものとする。
- 2 消費税率の引上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、1の措置を踏まえるものとする。
- 3 所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるものとする。
- 4 資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成24年度中に必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）要旨

本案は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復することが我が国が直面する重要な課題であることに鑑み、社会保障制度の改革とともに不断に行政改革を推進することに一段

と注力しつつ経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税についての用途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

#### 一 地方税法の改正に関する事項

- 1 地方消費税の税率を、平成26年4月1日から消費税額の63分の17に、平成27年10月1日から消費税額の78分の22に、それぞれ引き上げること。
- 2 地方消費税のうち引上げ分に相当する額に係る市町村交付金については、各市町村の人口で按分して交付するものとする。
- 3 道府県は地方消費税のうち引上げ分に相当する額から市町村に交付した額を控除した額を、市町村は当該引上げ分に相当する額として道府県から交付を受けた額を、それぞれ制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

#### 二 地方交付税法の改正に関する事項

消費税の収入額に対する地方交付税の率を、平成26年度から22.3%に、平成27年度から20.8%に、平成28年度から19.5%に、それぞれ変更すること。

#### 三 その他

- 1 地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成23年度から32年度までの平均において名目の経済成長率で3%程度かつ実質の経済成長率で2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずることとするほか、この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずること。
- 2 この法律は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行すること。

## (修正要旨)

- 一 地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討するとすること。
- 二 地方消費税率の引上げの規定の施行に関し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずるに当たっては、一の措置を踏まえるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）要旨

本案は、公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を2分の1とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 老齢基礎年金、老齢厚生年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮するものとする。
- 二 被保険者等の所得の分布状況等を勘案して政令で定める基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の請求をできるものとし、老齢基礎年金の額は、7万2,000円に改定率を乗じて得た額と保険料免除期間の月数に応じた額を合算した額を加算したものとする。障害基礎年金及び遺族基礎年金についてもこれに準じた特例の請求をできるものとする。
- 三 受給権者の所得が、平均的な所得に比して高額な所得に相当する一定の金額を超えるときは、老齢基礎年金の額の2分の1を上限に、老齢基礎年金の支給を停止するものとする。
- 四 遺族基礎年金について、被保険者等の子のある配偶者又は子に支給するものとする。
- 五 基礎年金の国庫負担割合2分の1を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成26年度とすること。

- 六 年金積立金管理運用独立行政法人等は、平成26年度以後の各年度において、発行額面金額の総額を20で除して得た額を基準として当該各年度ごとに政令で定める額を限り、平成24年度の基礎年金の国庫負担に係る国債（年金交付国債）の償還の請求をすることができるものとし、政府は、償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならないものとする。
- 七 1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ、報酬の月額が7万8,000円以上である等の要件に該当する短時間労働者について、厚生年金保険及び健康保険の被保険者とする。なお、当分の間、従業員が常時500人以下の事業主に使用される者については、被保険者とししないものとする。
- 八 産前産後休業期間について、申出により、厚生年金保険及び健康保険の保険料等を免除するものとする。
- 九 この法律は、一部を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（平成27年10月1日）から施行すること。

**（修正要旨）**

- 一 低所得である高齢者等への年金額の加算に関する規定、高額所得による老齢基礎年金の支給停止に関する規定及び交付国債の償還等に関する規定を削除すること。
- 二 短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大について、拡大の対象となる者の月額賃金の範囲及び厚生年金保険の標準報酬月額の下限を「7万8,000円」から「8万8,000円」に改めるとともに、本改正の施行期日を「平成28年4月1日」から「平成28年10月1日」に繰り下げること。
- 三 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度を実施するため、同法の公布の日から6月以内に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること。
- 四 高額所得による老齢基礎年金の支給停止について、引き続き検討する旨の規定を追加すること。
- 五 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大する旨の規定について、「平成31年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずる」ものとする。

六 国民年金の第1号被保険者に対する出産前6週間及び出産後8週間に係る国民年金保険料の免除措置について検討が行われるものとする旨の規定を追加すること。

### 子ども・子育て支援法案（内閣提出第75号）要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。
- 二 国及び都道府県は、当該給付及び当該事業が適正かつ円滑に行われるよう必要な各般の措置を講じなければならないこと。
- 三 子ども・子育て支援給付は、子どものための現金給付及び子どものための教育・保育給付とすること。
- 四 子どものための現金給付は児童手当の支給と、子どものための教育・保育給付はこども園給付費、地域型保育給付費等の支給とすること。
- 五 小学校就学前の子どもの保護者が、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、市町村に対し、同給付を受ける資格を有すること等についての認定を申請し、その認定を受けなければならないこと。
- 六 内閣総理大臣は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本指針を定めるものとする。
- 七 市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して教育・保育の提供体制の確保等に関する計画を定めるものとする。
- 八 子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業に要する費用は、市町村が支弁することを基本とし、国及び都道府県は、交付金の交付等の措置を講ずること。
- 九 内閣府に、この法律の施行に関する重要事項を調査審議するため、子ども・子育て会議を置くこと。
- 十 市町村及び都道府県は、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査審議する等のため、審議会その他の合議制の

機関を置くことができること。

十一 この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行すること。

(修正要旨)

- 一 「教育・保育施設」の定義を置き、認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものとする。
- 二 市町村が、資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧を求めること等ができる者を、小学校就学前子ども、子どもの保護者又は扶養義務者に限定すること。
- 三 市町村は、支給認定に係る小学校就学前の子どもが、市町村長が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときは、保護者に対し、施設型給付費を支給するものとする。
- 四 市町村は、支給認定に係る小学校就学前の子どもが、市町村長が確認する地域型保育事業者から地域型保育を受けたときは、保護者に対し、地域型保育給付費を支給するものとする。
- 五 教育・保育施設の確認は、設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこと。また、地域型保育事業者についても、教育・保育施設に準じて、確認に関する規定を整備すること。
- 六 地域子ども・子育て支援事業に、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業を追加すること。
- 七 政府は、平成27年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 八 政府は、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があ

- ると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 九 政府は、公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 十 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。
- 十一 市町村は、児童福祉法第24条第1項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定に係る小学校就学前の子どもが、確認を受けた民間立の保育所から保育を受けた場合は、保育費用を当該保育所に委託費として支払うものとするとともに、当該市町村の長は、保護者等から、当該保育費用をこれらの者から徴収した場合における家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収するものとする。
- 十二 施行日に確認があったものとみなされる対象に、この法律の施行の際現に存する認定こども園を追加すること。

#### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 二 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 三 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 四 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 五 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 六 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。



## 子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）要旨

本案は、子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など56の関係法律についての規定の整備等を行うものである。

なお、この法律は、一部の規定を除き、子ども・子育て支援法の施行の日から施行することとされている。

### （修正要旨）

子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の全部を修正し、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律とすること。

その内容は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など55の関係法律について規定の整備を行うとともに所要の経過措置を定めるもので、そのうち児童福祉法の主な修正点は次のとおりである。

#### 一 子ども・子育て支援法案に対する修正案の提出に伴う修正

- 1 事業所内保育事業を、児童福祉法に規定するよう改正規定の整備を行うこと。
- 2 国、都道府県又は市町村以外の者が家庭的保育事業等を行う際、市町村による認可制とすること。
- 3 保育所及び家庭的保育事業等の認可について、社会福祉法人、学校法人以外の多様な主体が参入する際の基準を規定すること、欠格事由を設けること等の所要の整備を行うこと。
- 4 保育所及び家庭的保育事業等の認可について、都道府県等が条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- 5 その際、保育所の認可に当たっては、都道府県は、児童福祉審議会の意見を聴くとともに市町村に協議しなければならないものとするほか、家庭的保育事業等の認可に当たっては、市町村は児童福祉審議会その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないこととする。

#### 二 市町村が担う保育に対する責任に関する規定の修正

- 1 児童福祉法第24条第1項に基づき、市町村は、児童福祉法及び子ども・

子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働等の事由により、児童が保育を必要とする場合において、2に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならないこととすること。

2 また、市町村は、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じなければならないこととすること。

3 市町村が行う保育の措置について、対象範囲を拡大し、あっせん、要請による円滑な利用が出来ない場合にも対応することで、保育の実施に関する市町村の権限と義務を強化すること。

4 市町村が、待機児童が発生している場合に実施することとされている利用の調整、要請の事務を、当分の間、待機児童の有無にかかわらず実施することとすること。

三 保育所の定義に関する規定を修正し、保育所を、現行通り、小学校就学前の子どもに保育を行うことを目的とする施設にすることなど、所要の規定の整備、修正を行うこと。

#### (附帯決議)

175頁参照

#### 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）要旨

本案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員（以下「公務員等」と総称する。）についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 厚生年金保険の被保険者資格について、公務員等に係る適用除外規定を削除すること。

二 公務員等に係る遺族給付の転給制度を廃止すること。

三 公務員等に係る厚生年金保険の保険料率について、段階的に引き上げることと法律上明記するとともに、公務員については平成30年9月に、私立学校教職員については平成39年4月に公務員等以外に適用される保険料率（18.3%）に統一すること。

四 厚生年金保険の実施機関は、公務員等以外の被保険者等に係る事務については厚生労働大臣、公務員等の被保険者等に係る事務については、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団等とすること。

五 実施機関（厚生労働大臣を除く。以下同じ。）の積立金のうち共通財源として厚生年金保険事業に供する積立金については、平成27年度における実施機関の厚生年金保険の保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）に、平成26年度の末日における厚生年金保険の積立金等の額を平成27年度における政府が負担する厚生年金保険の保険給付に要する費用等（基礎年金拠出金を含む。ただし、公費負担を除く。）で除して得た率（積立比率）を乗じて得た額とすること。

六 追加費用対象期間を有する者の退職共済年金等の額について、原則として、その年金額が控除調整下限額を超えるときは、当該年金額は、追加費用対象期間に係る当該年金額の100分の27に相当する額を控除した金額とすること。

七 公務員等の職域加算額廃止後の新たな年金については、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、職域加算額の廃止と同時に設けること。

八 この法律は、一部を除き、平成27年10月1日から施行すること。

#### （修正要旨）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えること。

#### 社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外5名提出、衆法第24号）要旨

本案は、近年の急速な少子高齢化の進展等による社会保障給付に要する費用の増大及び生産年齢人口の減少に伴い、社会保険料に係る国民の負担が増大するとともに、国及び地方公共団体の財政状況が社会保障制度に係る負担の増大により悪化していること等に鑑み、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第104条の規定の趣旨を踏まえて安定した財源を確保しつつ受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 社会保障制度改革は、自助、共助及び公助が最も適切に組み合わせられるよう留意しつつ、国民が自立した生活を営むことができるよう、家族相互及び国民相互の助け合いの仕組みを通じてその実現を支援していくこと等の事項を基本として行われるものとする。
- 二 政府は、三に定める基本方針に基づき、社会保障制度改革を行うものとし、このために必要な法制上の措置については、この法律の施行後1年以内に、四の社会保障制度改革国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとする。
- 三 今後の公的年金制度について、財政の現況及び見通し等を踏まえ、四の社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること等の改革の基本方針を定めるほか、医療保険制度、介護保険制度及び少子化対策のそれぞれについての改革の基本方針を定めること。
- 四 平成24年2月17日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱その他既往の方針のみにかかわらず幅広い観点に立って、一の基本的な考え方にのっとり、かつ、三に定める基本方針に基づき社会保障制度改革を行うために必要な事項を審議するため、内閣に、社会保障制度改革国民会議を置くこと。

また、社会保障制度改革国民会議は委員20人以内をもって組織すること、委員は優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命すること、委員は国会議員を兼ねることを妨げないこと等、社会保障制度改革国民会議の組織等に関し、必要な事項を定めること。
- 五 政府は、生活保護制度に関し、不正な手段により保護を受けた者等への厳格な対処、生活扶助、医療扶助等の給付水準の適正化、保護を受けている世帯に属する者の就労の促進その他の必要な見直しを早急に行うこと等の措置その他必要な見直しを行うものとする。
- 六 この法律は、公布の日から施行すること。

### **就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外5名提出、衆法第25号）要旨**

本案は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 目的規定の改正

幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記すること。

## 二 幼保連携型認定こども園

- 1 学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する学校教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行うとともに、保護者に対する子育て支援を目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうものとする。
- 2 国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができるものとし、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者である保育教諭等を置かなければならないものとする。
- 3 設備及び運営について、都道府県は条例で基準を定めなければならないものとする。
- 4 国及び地方公共団体以外の者により設置され、都道府県の条例で定める基準を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとする。

## 三 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。その際、都道府県は、市町村に協議しなければならないものとする。

## 四 主務大臣

主務大臣を、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣とすること。

## 五 施行期日等

- 1 この法律は、原則として、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとする。
- 2 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格等について、検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (附帯決議)

175頁参照

## 決議案

### 【本会議】

#### 北朝鮮による「人工衛星」の打ち上げ発表に抗議し発射中止を求める決議案（小平忠正君外14名提出、決議第1号）

去る3月16日、北朝鮮は4月12日から16日の間に人工衛星を打ち上げると発表し、先に合意に至った米朝対話など国際社会の努力に対して逆行する姿勢を頑なにとっている。

北朝鮮は、2009年4月に人工衛星の打ち上げと称して弾道ミサイルを発射しており、さらに今回、打ち上げが強行されれば、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第1718号及び第1874号に違反することは明白であり、国際社会の意思を再三無視した暴挙の繰り返しとなる。

人工衛星であれ弾道ミサイルであれ、北朝鮮のかかる行為は、我が国のみならず北東アジア地域の平和と安定を損なう行為として断じて容認できない。本院は、発射予告に対して断固たる抗議を行うとともに、発射の無条件中止を強く求める。

政府は、発射に備えて、国民の生命・財産を守るための万全の体制を構築し、その運用に遺漏なきを期するとともに、米国、中国、韓国をはじめとする国際社会と連携し、北朝鮮に対して発射の中止を求める働き掛けを最後まで継続し、問題の平和的解決が図られるよう努力すべきである。

右決議する。

#### 北朝鮮による「人工衛星」打ち上げに抗議する決議案（小平忠正君外14名提出、決議第2号）

今4月13日、北朝鮮は我が国をはじめ国際社会からの再三にわたる中止要請にもかかわらず、「人工衛星」打ち上げと称して事実上の弾道ミサイル発射実験を行った。

これは弾道ミサイル計画に関連する全ての活動の停止を規定した国連安保理決議第1695号、並びに弾道ミサイルの発射又はその技術を使用した発射の禁止を規定した第1718号及び第1874号に違反することは明白であり、我が国として断じて容認できない。

さらに今回の発射が、我が国国民をはじめ、韓国、台湾、フィリピンなど東

アジア地域に重大な不安を与えたことは、北朝鮮の孤立化を一層深める結果となっている。

本院は、改めて、北朝鮮に対して、一連の国連決議を遵守するとともに、六者会合共同声明を完全実施するよう強く求める。また、国際社会に対し、これらの国連決議に基づく制裁規定を完全に遵守するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨を体し、我が国の断固たる抗議の意思を北朝鮮に伝えるとともに、我が国独自制裁の徹底を図るべきである。同時に、関係各国と連携しながら、国連安保理において、国際社会の一致した意思を決議等で明確にするよう努力すべきである。

右決議する。

### **日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正君外16名提出、決議第3号）**

1991年のソ連邦崩壊に伴い長い歴史と豊かな伝統を誇るウクライナが独立国として新たに誕生し、翌1992年、日本との間で外交関係を樹立してから本年度20周年を迎えた。まことに慶賀にたえない。

1994年、ウクライナは当時世界第3位といわれた膨大な核兵器を廃棄するという英断を行い、唯一の被爆国として核軍縮・不拡散分野の先頭に立ち、『核兵器のない世界』を目指してきた我が国と協力を進めてきた。また、1986年に発生したチェルノブイリ原子力発電所事故に際し、本院は適切な措置を講ずることを日本政府に求める本会議決議を行い、我が国政府は原子力の安全確保や被災地域を対象とした支援を実施するなど、両国は一貫して友好協力関係を育んできた。

かかる二国間関係を背景とし、昨年の中東大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、ウクライナ政府及びウクライナ国民から多大の支援と心温まるお見舞いを戴いた。これが被災者をはじめとする我が国国民に与えた勇気と感銘は、日ウクライナ関係に新たな一ページを記すものであり、本院は改めてウクライナに対し衷心より感謝の意を表する次第である。

深刻な原子力災害を経験した両国が、事故後の緊急対応・復旧について共有する知見は、単に両国の利益となるにとどまらず、国際社会の公共財ともなり得るものである。かかる観点から本院の中から、「原子力発電所における事故へのその後の対応を推進するための協力に関する日本国政府とウクライナ政府

との間の協定」の締結の必要性が指摘され、今般、協定締結の運びとなったことは誠に有意義かつ画期的なことである。本院は同協定の下で日ウクライナ協力が更に密接かつ強力に進められることを期待する。

ここに本院は、日ウクライナ外交関係樹立20周年に当たり、今後とも日本及びウクライナ両国が信頼関係に基づくパートナーとして、国際社会の平和と発展のために最大限の努力を傾注することを切望してやまないものである。

右決議する。

### **李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議案 (小平忠正君外11名提出、決議第5号)**

島根県の竹島は、我が国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。

しかしながら、韓国は、竹島を不法占拠し、施設構築等を強行してきた。韓国が不法占拠に基づいて竹島に対して行ういかなる措置も法的な正当性を有するものではなく、決して容認できない。

今般8月10日に李明博韓国大統領が竹島に上陸した。我が国はこのことを強く非難するとともに、竹島の不法占拠を韓国が一刻も早く停止することを強く求める。また、我が国政府は、断固たる決意をもって、韓国政府に対し、毅然とした態度をとり、我が国政府が一丸となって、竹島問題について効果的な政策を立案・実施するべきである。

さらに、8月14日、李明博韓国大統領は、天皇陛下の韓国ご訪問について極めて不適切な発言を行った。友好国の国家元首が天皇陛下に対して行う発言として極めて非礼な発言であり、決して容認できないものであり、発言の撤回を求める。

我が国は、韓国を重要な隣国として認識していることは変わらず、韓国国民と親密な友誼を結んでいくことができると引き続き信じている。そのためにも、李明博韓国大統領をはじめとする韓国政府要人及び韓国国民が賢明かつ冷静な対応をすることを強く求める。

右決議する。



**香港の民間活動家らによる尖閣諸島不法上陸に関する決議案（小平忠正君外11名提出、決議第6号）**

尖閣諸島は我が国固有の領土である。これは歴史的にも国際法上も疑いはない。また、現に我が国は尖閣諸島を有効に支配している。したがって、尖閣諸島を巡り解決すべき領有権の問題はそもそも存在しない。

こうした中、香港の民間団体の活動家ら14名が、今月15日、我が国海上保安庁巡視船による警告・制止を振り切って、尖閣諸島沖の我が国領海に侵入した。また、これら活動家のうち7名は、同日夕刻、尖閣諸島魚釣島に不法上陸した。

これらの行為は極めて遺憾であり、本院は、これらの行為を厳しく糾弾するとともに、厳重に抗議する。

これらの違法行為に対し、国内法令に則り厳正な対応を行うのは政府の当然の責務である。政府は、違法行為に対し法に則り厳正に対処するとともに、こうした事態が再発しないよう、中国、香港当局に対し厳重な申し入れを行い、更に、尖閣諸島の有効支配を引き続き確たるものとしていくために、警備体制の強化を含め、あらゆる手立てを尽くすべきである。

同時に、日本にとり、中国及び香港は、幅広い分野で緊密な関係を有し、利益を共有する重要なパートナーである。日中両国は、アジア太平洋地域を始め国際社会における平和、安定、繁栄に向け、戦略的互惠関係を一層強化させていくため共に手を携えていく関係にある。

我が国は、こうした大局を見失わず、同時に、主張すべきを主張し、措置すべきを措置し、領土・領域の保全を全うし、我が国の国益を、冷徹に、断固として守っていくべきである。

右決議する。

## 【委員会決議】

(総務委員会)

### 地方税財政基盤の早期確立及び東日本大震災への対応に関する件

現下の厳しい経済環境の下において地方の疲弊が極めて深刻であることに鑑み、政府は次の諸点について措置すべきである。

- 一 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ地方公共団体の安定的な財政運営に必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、特例措置に依存しない持続可能な制度の確立を目指すこと。
- 二 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、地方公共団体間の格差是正を図る観点に立って、地方消費税の拡充・強化をはじめ、国、地方を通ずる税体系の抜本的な見直しと国、地方間の税源配分の見直しなどを行い、速やかに偏在度が小さく、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。
- 三 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることに鑑み、計画的に、地方財政の健全化を進めるとともに、臨時財政対策債をはじめ、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講ずること。
- 四 地方債制度及びその運用については、平成24年度から民間資金に係る地方債届出制度が導入されることも踏まえ、地方債のリスク・ウェイトを零とする現行の取扱いを堅持するとともに、財政基盤が脆弱な市町村に対しては、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど、地方債の円滑な発行と流通、保有の安全性の確保を図ること。
- 五 地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の今後の活用は、機構の財産が地方公共団体の寄与により形成された経緯を踏まえ、機構及び地方公共団体の意見を尊重して行うこと。
- 六 東日本大震災に係る復旧・復興対策については、被災団体の意向を十分に踏まえ、国、地方の連携の下、機動的・弾力的な対応に万全を期すこと。特に、震災復興特別交付税については、復旧・復興事業の実施等に伴う財政需要の動向に応じ、所要額の確実な確保を図るとともに、適時適切な交付に努

めること。

七 当せん金付証券については、今回の制度改正の円滑な実施に努めるとともに、発売諸経費や事務の一層の効率化を図ること。

八 地域自主戦略交付金については、国と地方の協議の場等を通じ、地方の意見を十分反映させるとともに、これへの移行を契機として国庫補助負担金の総額の削減を行わないこと。

右決議する。

(農林水産委員会)

#### 平成24年度畜産物価格等に関する件

我が国の畜産・酪農は、配合飼料価格の高止まり、畜産物の消費と価格の低迷に加え、東京電力株式会社の原発事故に伴う風評被害の発生という情勢の中で、その経営の悪化、生産基盤の縮小など、未曾有の危機に陥っている。

また、本年4月1日から食品中の放射性物質の新基準値が施行されることに伴い、適切な対応が求められている。さらに、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定への参加の検討やBSEに係る輸入牛肉の月齢制限等の緩和の検討に対して、懸念が広がっている。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成24年度の畜産物価格の決定に当たっては、再生産を確保し将来に希望が持てる価格を実現するとともに、平成24年度当初予算で講じようとする関連対策について、左記事項の実現に万全を期すべきである。

#### 記

一 EPA交渉及びTPP交渉参加に向けた関係国との協議に当たっては、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、平18年12月の本委員会決議「日豪EPAの交渉開始に関する件」及び平成23年12月の本委員会決議「環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加に向けた関係国との協議に関する件」を十分に踏まえて臨むこと。

二 BSEに係る輸入牛肉の月齢制限等については、科学的知見に基づいた検証を十分に行い、拙速な緩和は行わないこと。

三 酪農家の生産意欲を喚起し、生産基盤の回復を実現できるよう、加工限度数量及び補給金単価を適切に決定すること。

四 都府県酪農について、生産基盤の強化のための対策を講じること。また、放射性物質による汚染地域における安全な粗飼料の確保に向けた支援措置を

継続すること。

五 肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家が十分な所得を確保できる水準となるよう適切に決定すること。

六 指定食肉の牛肉安定価格及び豚肉安定価格については、現行価格を基本に適切に決定するとともに、相場の下落時には機動的・弾力的に調整保管を発動すること。

七 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（新マルキン）の毎月払いの継続については、枝肉価格の状況等を踏まえて引き続き適切に決定すること。

八 配合飼料価格安定基金については、配合飼料価格高騰時の補てん財源が不足することのないよう、異常補てん基金の活用などにより、生産者への補てん金を確保すること。

九 飼料穀物については、東日本大震災の経験を踏まえ、災害発生時や飼料穀物の高騰など不測の事態や急激な環境変化の発生時に畜産・酪農家に配合飼料を安定的に供給できるよう、その弾力的な備蓄の在り方について検討を行うこと。

十 原発事故に伴う放射性物質の影響により出荷できない老廃牛の滞留並びに汚染された稲わら、牧草及び堆肥の滞留について、一刻も早く対策を確立すること。

十一 食品中の放射性物質の新基準値が本年4月1日から施行されることに伴い、必要な検査体制を確立するとともに、生産対策、風評被害対策及び東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう措置すること。

また、風評被害の払拭に向けて、牛乳・乳製品や食肉等の消費拡大を推進すること。

右決議する。

（国土交通委員会）

### 離島の振興に関する件

離島は四方を海等に囲まれ、人口の減少が長期にわたり継続し、かつ、高齢化が急速に進展する等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件の下にある。このため、離島における安全で安心な島民の生活を確保し、定住の促進を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺漏なきを期するべきである。

一 今回の改正離島振興法の最大の特徴の一つであるソフト事業支援施策につ

いては、介護、自然環境、再生可能エネルギーをはじめ、交通・情報通信、産業・雇用、医療・福祉、教育、防災・減災の分野といった多岐にわたるものであり、具体的かつ充実した施策の実施に努め、離島住民の定住に資するものとする。例えば、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実等について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。とりわけ新しく創設した離島活性化交付金制度については積極的かつきめ細やかな活用を図ること。

二 改正後の離島振興法第7条の2の規定による離島活性化交付金等事業計画に記載する事業等として、離島漁業再生支援交付金、携帯電話等エリア整備事業、へき地保健医療対策費、医療施設等設備整備費、医療施設等施設整備費、離島流通効率化事業及び離島高校生修学支援事業を盛り込むとともに、離島の妊婦の健康診査の受診及び出産に対する支援等新たな国の離島活性化に資するソフト事業についても盛り込むこと。

また、改正後の離島振興法第7条の4の規定により公表することとする事業等としては、地域公共交通確保維持改善事業及び離島ガソリン流通コスト支援事業を盛り込むこと。

三 離島航路・航空路は離島住民の生活にとって欠かせない生命線であり、いわゆる「海の国道」として重要な役割を担っている航路もあることを踏まえ、必要な支援を行うこと。また、離島航路・航空路の安定的な維持が離島における定住の促進に欠かせないことから、その支援に関して必要となる新たな法制の整備を含め支援のあり方について検討すること。併せて、国と地方の適切な役割分担も踏まえて、離島の道路の国道指定について柔軟な運用を図ること。

四 政府において、災害時多目的船（病院船）を導入・運用する際は、災害時等以外の平時における離島住民の検診・医療等への活用について検討すること。また、災害時の離島の孤立防止等のため、離島における飛行艇の定期的な活用も併せて検討するとともに、ヘリポートの整備を推進すること。

五 学校は離島定住促進の条件として極めて重要な施設であることに鑑み、こうした教育施設の維持及び存続について国は可能な限り支援すること。

六 離島特別区域制度について、政府はその制度の詳細設計を定めた新たな法制の整備を早急に検討すること。その際、既存の復興特別区域制度等を参考とし、厳しい自然的社会的条件の下にある離島の活性化と定住の促進に資する規制の特例措置、金融・財政上の措置などを盛り込むこと。

- 七 政府は、離島振興の成功事例を収集し、離島関係自治体への周知の徹底に努めること。
- 八 本委員会は、附則第5条に規定する「早急に」は、1年以内と認識する。右決議する。

(環境委員会)

#### 原子力規制委員会設置等に関する件

政府は、「原子力規制委員会設置法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 本法律が、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資すること」を目的としていることに鑑み、原子力規制行政に当たっては、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと。
- 二 原子力規制庁の職員の人事については、本法律が原子力利用における安全の確保のための規制の独立性を確保する観点から、全ての職員に原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織へのノーリターンルールを適用することとしていることに鑑み、法施行後5年以内であっても、可能な限りその趣旨に沿った人事を行うこと。
- 三 原子力安全規制の専門技術的事務を担う独立行政法人原子力安全基盤機構の統合は、一体的な原子力安全規制行政の確保に不可欠であることに鑑み、統合のための法制上の措置が可能な限り速やかに行えるよう、関係の行政機関が一体となって取り組むこと。また、その職員の引継ぎに当たっては、現在の給与水準の確保及び専門的な知識及び経験を要する職務と責任に応じ、資格等の取得の状況も考慮した給与の体系の整備その他の処遇の充実のための措置を行うこと。
- 四 原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実のための措置を行うこと。
- 五 東京電力福島第一原子力発電所事故においては、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターが機能しなかった反省に鑑み、原子力防災対策に関し現地での実効性を担保するために、オフサイトセンターを原子力施設から適切に離れた場所に設置すること。また、その場所は、原子力施設近傍の原子力災害を受けない場所に第二オフサイトセンターを新設するので

はなく、県庁等の関係者の参集が容易な交通手段が整い、情報収集や指示・命令の情報伝達を行う通信の確保が図りやすい場所を基本とすること。

六 原子力災害において、避難が遅れた住民の安全の確保が図られるよう、放射線防護のための一次避難が行える施設を整備すること。

七 今回の東京電力福島第一原子力発電所事故から、緊急時の防災は平時から防災に対する備えが重要であるとの教訓を得たことに鑑み、原子力防災会議と原子力規制委員会は平時から緊密な連携関係を構築し、防災体制の一体化を図ること。

八 内閣に置かれる原子力防災会議及びその事務局長、事務局の在り方については、原子力災害を含む大規模災害への対処に当たる政府の組織の在り方についての抜本的な見直しの方向性を踏まえつつ、この法律の施行後三年以内に行われる原子力利用における安全の確保に係る事務を所掌する行政組織に関する検討と併せて、その見直しを行い、必要な措置を講ずること。

九 地方公共団体、住民等が編成する地域の組織と、国、原子力事業者及び関係行政機関等との緊密な連携協力体制を整備するため、フランスにおける原子力透明化法に規定される地域情報委員会制度等、諸外国の事例等を踏まえつつ、望ましい法体系の在り方について検討し、必要な措置を速やかに講ずること。

十 第11条第4項の内部規範を定めるに当たっては、原子力規制委員会は、以下の各点の規定を設けること。

1 委員長若しくは委員個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、その在任中のみならず、その就任前直近3年間についても、寄附者及び寄附金額を公表する旨の規定

2 委員長又は委員が、その在任中、原子力事業者等から寄附を受けてはならない旨の規定

3 委員長又は委員に就任した者が研究を指導していた学生の原子力事業者への就職について、その原子力事業者名、事業者ごとの就職者数等を公表する規定

十一 原子力規制委員会が行う原子力事故の原因の調査に関する事務については、原子力行政において過去に原子力事故やトラブルの隠蔽がされてきたことへの反省に立ち、事故等の規模にかかわらず、国民に対し、速やかに全ての情報を公開することを旨として行うこと。

十二 国家公務員を新規に採用するに当たっては、原子力規制庁に十分な人材

が配置されるよう、一定の採用枠を確保する等の配慮を行うこと。  
右決議する。

### 動物の愛護及び管理の推進に関する件

政府は、動物の愛護及び管理の一層の推進が人と動物の共生する社会の実現に不可欠であることに鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 動物取扱業者による不適正な飼養・保管及び販売が後を絶たない現状に鑑み、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要があれば勧告、改善命令、措置命令及び取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、関係地方自治体を指導すること。
- 二 第二種動物取扱業の導入に当たっては、不適正飼養が疑われる一部の動物愛護団体の施設への立入検査等を着実にを行う一方で、犬猫の殺処分頭数の減少に寄与している多くの動物愛護団体の活動に影響を及ぼさないよう配慮すること。また、地方自治体の判断で動物愛護団体を届出の対象外とする場合には、団体によって不公平な取扱いとならないよう明確な基準等を基に審査を行い、客観性を十分に担保することを地方自治体に徹底させること。
- 三 マイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方については、狂犬病予防法における登録率及び予防注射の接種率の向上に一定の効果が想定されることを踏まえ、同法との連携強化を図りつつ、これを早急かつ積極的に検討すること。なお、マイクロチップの規格及びデータベースで混乱を来たさないよう、官民協働により早期の統一化を目指すこと。
- 四 動物看護師（仮称）については、本法の改正に伴い業務量が増大することが予想される獣医師の補助者として果たすべき重大な役割及び責任に鑑み、資格要件の基準の策定及び技術向上に向けた環境の整備等を関係府省間で十分な連携を図りながら行うとともに、将来的な国家資格又は免許制度の創設に向けた検討を行うこと。また、動物看護師を含む動物取扱責任者の資格要件についても早急に整理すること。
- 五 動物の死体については、我が国の伝統的な動物観や近年における動物愛護の精神の浸透を踏まえて取り扱うよう努めること。また、動物葬祭業に対する法規制の在り方についても、火葬・埋葬施設等の需要の拡大とともに問題事案が増加する中で一部の地方自治体が条例で規制を行っている現状に鑑み、



動物の生命尊重を目的の一つに掲げる本法の中に組み入れる選択肢も含めて早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

- 六 犬猫の引取り数の減少が殺処分頭数の減少に寄与することに鑑み、引取りの要件を厳格化し、引取りを繰り返し求める者や不妊去勢手術を怠ってみだりに繁殖させた者からの引取りを拒否できるようにするなど、引取り数の更なる減少を目指すこと。また、飼い主の所有権放棄により引き取られた犬猫も譲渡対象とし、インターネットの活用等により譲渡の機会を増やすこと等を通じて、殺処分頭数をゼロに近づけることを目指して最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。
- 七 実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。
- 八 飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努力するよう、各地方自治体を指導すること。
- 九 動物愛護推進員の多寡が東日本大震災における被災動物への対応に大きな差異をもたらした教訓を踏まえ、現在は未委嘱の地方自治体に対して推進員の早急な委嘱を促すこと。なお、委嘱に際しては、動物愛護管理に係る施策の担い手となり得る獣医系大学又は動物専門学校等の卒業生も積極的に活用することを推奨するとともに、動物愛護推進員が動物取扱業者等による不適正飼養等の事案に積極的に関与できるようにすること。
- 十 被災動物への対応については、東日本大震災の経験を踏まえて、動物愛護管理推進計画に加えて地域防災計画にも明記するよう都道府県に働きかけること。また、牛や豚等の産業動物についても、災害時においてもできるだけ生存の機会を与えるよう尽力し、止むを得ない場合を除いては殺処分を行わないよう努めること。
- 十一 犬猫等収容施設の拡充、飼い主のいない猫の不妊去勢手術の促進、動物

愛護推進員の活動の強化等動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、地方自治体に対する財政面での支援を拡充すること。  
右決議する。

(決算行政監視委員会)

**「行政監視に基づく事業の見直しに関する決議」のフォローアップに基づく決議**

本委員会は、予算の計上及び執行の適正について徹底した検証を行うために行政監視に関する小委員会を設置し、昨年11月16日及び17日に同小委員会において有識者の意見を求めつつ集中的に討議して評価を行った結果、革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築、医療費レセプト審査事務、公務員宿舍建設・維持管理等に必要な経費並びに原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出について、改善を求めべき事項を指摘し、予算編成及び執行に十分に反映させるなどの対応を求めるとともに、反映状況につき講じた措置について、本委員会に対し6箇月以内に報告するよう求める決議を12月8日に行ったところである。

今国会に設置した行政監視に関する小委員会において、去る6月13日に報告を聴取し、8月2日に集中的に討議してその内容を精査したところ、政府の対応、また、これを説明する資料の提出について十分でないものがあった。改善が不十分な点があったことは極めて遺憾である。

よって、本委員会は、これらの事項を今後も質疑等で適宜取り扱い、行政監視を行っていくため、政府に対し、以下について速やかに対応するよう求める。

一 革新的ハイパフォーマンス・コンピューティング・インフラの構築

決議では、スーパーコンピュータ「京」の技術選択の過程、特に当初のスカラ・ベクトル混合型からの方針転換について国民に明確に説明することを求めたが、今回の討議においても十分に説明されたとは言い難い。改めて国民に向けて論理的かつ合理的な説明を行うよう求める。

また、決議では、スーパーコンピュータ「京」の完成後のスーパーコンピュータの開発戦略を早急に検討して公表することを求めたが、文部科学省の回答は平成26年3月頃の最終報告に向けて検討中というもので、スピード感を欠いている。検討を加速するよう求める。

二 医療費レセプト審査事務

決議では、社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会のレセブ

ト審査事務の質の向上とコスト削減について、競争による改善が期待できないのであれば、統合に向けた検討を進めることを求めたが、今回の討議においては厚生労働省が中途半端な対応をしていることが明らかになった。競争原理が働かない障壁を取り除く努力を真剣に行うことを求める。

また、昨年の小委員会において統合効果に否定的な試算が提出されたことに対して、決議において、既存の統合コスト試算を抜本的に見直し、統合による長期的なコスト削減効果を明確に示すことを求めたところ、厚生労働省からは統合効果に肯定的な新たな試算が提出されたが、その結果、当初の試算が不適切であり、結果として、議論を一方向に誘導するものであった。このような問題について責任が明確になる体制を整備し、再発の防止に努めるよう求める。

誤ったレセプトを多数提出する医療機関については、指導を徹底し、なおも改善が見られない場合にはその名称を国民に公表することも検討するなど、医療費請求のより一層の適正化を図るよう求める。

また、労災医療費のレセプト審査事務の支払基金等への委託についての検討を求めたが、厚生労働省は、「労災診療費のレセプト審査事務に関する検討会」の報告書で「国が直接一括して審査する現在の方式が妥当」としたことを受け、「現在の方式の中で業務改善を行い、更なる経費の縮減に努めていく」と回答しているが、今回の討議において、検討会が業務改善等についての議論を尽くしていないことが明らかになった。検討会を再開するなどして、その具体策を十分に検討することを求める。

### 三 公務員宿舎建設・維持管理等に必要な経費

決議では、公務員宿舎について、職務上、真に公務員宿舎を必要とする職員のためのものであるかどうかを精査し仕分けすることを求め、財務省からは五類型に限定し、各省庁が当該類型に基づいて戸数を精査した旨の回答があったが、今回の討議においては、残存させる宿舎が五類型のいずれに該当するかについての議論があった。五類型の意義及び各類型に該当する戸数の根拠について、国民の理解を得られるように説明する努力が必要である。

また、真に保有すべきとされた戸数に係る予算縮減に関しては、老朽化宿舎についてコスト比較等を行うことにより建替を抑制するとしているが、宿舎保有のコストについて、金利想定や賃料水準を見直すことにより、国民負担を極小化することを求める。

### 四 原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出

決議では、原子力関連予算の独立行政法人及び公益法人への支出の妥当性及び有効性を検証し、特に天下りや利権を生み出すことについては厳しく検証して、独立行政法人及び公益法人の整理統廃合を進めることを求めたが、今回の討議においても、法人の整理統廃合を実行しようとする姿勢が各省庁に見られなかった。決議において求めた原子力関連予算の力点の移動に対応して既存組織の業務内容を見直し、スクラップ・アンド・ビルドを行うことを求める。決議以降の事業見直しの予算への反映状況を、審議対象としたすべての独立行政法人及び公益法人について明らかにするよう求める。

また、核燃料サイクル計画については、再処理工場の立地を受け入れた地域に配慮しつつ、再検証を行うよう求めたが、高速増殖炉の実用化、高レベル放射性廃棄物の最終処分と引き上げ時期について、現実的な見通しを、当該地域に適宜説明することを求める。

右決議する。

( 災害対策特別委員会 )

#### **豪雪地帯対策の充実強化に関する件**

平成18年豪雪の被害、また、平成22年度及び今冬の大雪被害に見られるように、近年、我が国における豪雪被害は、多くの犠牲者をはじめとする甚大な人的被害及び社会的、経済的被害をもたらしており、豪雪地帯における市民生活は極めて厳しい状況にある。豪雪地帯における安全で安心な市民生活を確保し、地域経済の発展を図ることは喫緊の課題であり、政府は、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期するべきである。

- 一 豪雪地帯における生活は、地域が主体となり、住民の助け合いの精神によって営まれていることから、除排雪における町内会、自治会等の地縁による団体の果たす役割は極めて重要であり、除雪機械の購入費などを含む、かかる団体が実施する除排雪に要する費用に対する市町村による補助について、国としても必要な財政上の措置を講じること。
- 一 道路の防雪施設整備については、地域の実情に応じて国による補助が行なわれており、また、雪崩の発生を予防するための雪庇の排除についても、費用の一部を国が補助できるとされているが、近年、大雪による道路交通の麻痺という問題が頻発していることから、地方自治体が交通を確保できるよう、また、雪崩の被害を未然に防ぐことができるよう、国として必要な財源を確保し、更なる制度の拡充を検討すること。

- 一 農道は農作業のみならず、日々の生活のための道路としても利用されており、その除排雪は住民の生活にとって極めて重要であることから、豪雪地帯において地方自治体が行う農道の除排雪についても、地方の負担の軽減を図ること。
  - 一 近年の我が国の豪雪被害に鑑み、必要な施策を適時適切に行うために、豪雪地帯対策特別措置法による施策の効果について、3年後を目途として検証し、その結果を当委員会に報告するとともに、その結果に基づいて必要な措置を講じること。
- 右決議する。

## 通過議案概要一覧

( は内閣提出、 は衆法又は参法 )

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第16号)	地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、内閣総理大臣の認定を申請することができる地域再生計画の記載事項として特定地域再生事業に関する事項を追加するとともに、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定める等の措置を講ずるもの。	2/ 3	8/29
	構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第17号)	経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革の推進等に関する提案の募集の期限及び構造改革特別区域計画の認定申請の期限を延長するとともに、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等について定めるもの。	2/ 3	8/29
	内閣府設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第31号)(修正)	宇宙開発利用に関する施策を一体的に推進するため、宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する総合調整等の事務を内閣府の所掌事務に追加するとともに、内閣府の所掌事務をより円滑に遂行する体制を整備するため、他省の副大臣及び大臣政務官を内閣府の副大臣及び大臣政務官に兼職することができるようにする等の措置を講ずるもの。 なお、原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案の法律としての施行期日の経過に伴う所要の修正を行った。	2/14	6/20
	不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第37号)	近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る罰則の法定刑を引き上げる等の措置を講ずるもの。	2/21	3/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争及び暴力的要求行為等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置について規定するとともに、国家公安委員会の認定を受けた都道府県暴力追放運動推進センターが指定暴力団等の事務所の付近住民等から委託を受けて当該事務所の使用等の差止めを請求するための制度を導入するほか、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化する等の措置を講ずるもの。	2/28	7/26
	新型インフルエンザ等対策特別措置法案(内閣提出第58号)	新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置その他新型インフルエンザ等に関する事項について特別の措置を定めるもの。	3/9	4/27
	死因究明等の推進に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第12号)	我が国において死因究明及び身元確認の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進しようとするもの。	5/18	6/15
	警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律案(内閣委員長提出、衆法第13号)	警察等が取り扱う死体について死因又は身元を明らかにすることを通じて、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保するため、当該死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めるもの。	5/18	6/15

委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第9号）	東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を5年間延長するもの。	(2011) 11/ 1	6/20
	東日本大震災に対処するための平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第1号）	平成23年度の第2次補正予算及び第4次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、その一部を、同年度内に交付しないで、平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするもの。	1/24	2/ 8
	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置の要件の変更と延長、固定資産税及び都市計画税における住宅用地に係る据置特例の廃止及び平成24年度の評価替えに伴う税負担の調整、税負担軽減措置等の整理合理化等所要の措置を講ずるもの。	1/31	3/30
	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	平成24年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、普通交付税及び特別交付税の総額の特例並びに震災復興特別交付税の額の決定に関する特例を設け、あわせて当せん金付証券の当せん金の最高金額に係る倍率制限を緩和する等の措置を講ずるもの。	1/31	3/30
	消防法の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）（参議院送付）	火災被害の軽減に向けて火災予防対策の実効性の向上を図る等のため、高層建築物等における防火管理体制の拡充を図るとともに、検定に合格していない消防用機械器具等に係る回収命令の制度を創設する等の措置を講ずるもの。	3/ 2	6/19



委員会名	議案名	概要	提出	成立
総務	地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出第60号）（修正）	議会の招集手続及び会期制度並びに再議及び専決処分等の制度の見直し等の措置を講ずるとともに、直接請求に必要な署名数要件の緩和を行い、あわせて国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合の制度の見直し等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を行うもの。なお、百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化、政務調査費の名称の変更等、普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加等を内容とする修正を行った。	3/ 9	8/29
	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律案（稲見哲男君外 4 名提出、衆法第 1 号）（修正）	平成23年 9 月30日付けの人事院勧告に鑑み、一般職、内閣総理大臣等特別職及び防衛省職員の給与の改定を行うとともに、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、人件費を削減するため、平成26年3月31日までの間、国家公務員の給与を減額する特例措置を講ずるもの。なお、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとする修正を行った。	2/22	2/29
	過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（総務委員長提出、衆法第16号）	東日本大震災の発生後における過疎関係市町村の実情に鑑み、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を 5 年間延長するもの。	6/ 7	6/20
	大都市地域における特別区の設置に関する法律案（逢坂誠二君外 8 名提出、衆法第28号）	道府県の区域内において関係市町村を廃止し、特別区を設けるための手続並びに特別区と道府県の事務の分担並びに税源の配分及び財政の調整に関する意見の申出に係る措置について定めるもの。	7/30	8/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	日本放送協会の平成24年度予算である。収支予算は、一般勘定事業収支については、事業収入及び事業支出とも6,489億円となっており、受信料については、昭和43年以降、初めてとなる値下げを本年10月から実施するとしている。 事業運営に当たっては、東日本大震災を踏まえ、いかなる災害時にも対応できるよう安全・安心を守るための公共放送の機能を強化するとともに、完全デジタル移行後の放送と通信の融合時代にふさわしい新たなサービスを開発し、国際・国内放送の充実、受信料公平負担の徹底のための営業改革と理解促進に努めるとしている。	2/14	3/30
法務	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第79号)(修正)	一般の政府職員の給与に関する臨時特例が定められることに伴い、裁判官の報酬及び検察官の俸給に関する臨時特例を定めるもの。 なお、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定等を行うこと等の修正を行った。	(2011) 6/3	2/29
	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第177回国会閣法第80号)(修正)		(2011) 6/3	2/29
	裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、第179回国会閣法第12号)(修正)	最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができるようにするもの。 なお、政府は法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、この法律の施行後1年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずる規定を追加する等の修正を行った。	(2011) 11/4	7/27
	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第7号)	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を30人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し、効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を30人減少するもの。	1/27	8/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律案（法務委員長提出、衆法第4号）	東日本大震災の被災者が裁判その他の法による紛争の解決のための手続及び弁護士等のサービスを円滑に利用することができるよう、日本司法支援センターが、総合法律支援法に規定する業務のほか、東日本大震災の被災者について東日本大震災法律援助事業を行うもの。	3/16	3/23
外務	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第18号)(修正)	在クック日本国大使館及び在南スーダン日本国大使館を新設し、在ポートランド日本国総領事館及び在ハンブルク日本国総領事館を廃止するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額等を改定し、住居手当の一括支給に関する制度を導入するもの。 なお、法律案の施行期日等に関する修正を行った。	2/ 3	8/29
	欧州復興開発銀行を設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第8号)(参議院送付)	欧州復興開発銀行の業務の地理的範囲を地中海の南部及び東部の諸国に拡大すること等について定めるもの。	4/17	9/ 6
	偽造品の取引の防止に関する協定の締結について承認を求めるの件(条約第9号)(参議院送付)	偽造品等の知的財産権侵害物品の拡散を防止するため、知的財産権に関する効果的な執行の枠組み等について定めるもの。	4/17	9/ 6
	2006年の海上の労働に関する条約の締結について承認を求めるの件(条約第10号)(参議院送付)	船員に関する既存の条約等を統合し、国際的に広く受け入れられるべき労働基準を設定するとともに、その実効性を高めるため、寄港国検査等の措置について定めるもの。	4/17	9/ 6
	1994年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第38表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件(条約第11号)(参議院送付)	WTO協定に含まれている我が国の譲許表に関し、特定の医薬品及びその中間原料の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正について定めるもの。	4/17	9/ 6

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第3号)	東日本大震災からの復興を図ることを目的として実施する事業に関する経理を明確にするため、東日本大震災復興特別会計を設置し、その目的、管理及び経理等について定めるもの。	1/24	3/30
	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第4号)	中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るため、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限を平成25年3月31日まで1年間延長するもの。	1/27	3/30
	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第5号)	銀行等をめぐる経済情勢の変化等を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による銀行等が保有する株式等の買取り等の業務の期限を平成29年3月31日まで延長する等の措置を講ずるもの。	1/27	3/30
	保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第6号)	保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上を図り、保険契約者等の保護を行うため、子会社の業務範囲の特例、保険契約の移転に係る規制の見直し、保険募集の再委託制度の導入、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限延長等を行うもの。	1/27	3/30
	租税特別措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第8号)	新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される特に喫緊の課題に対応するため、給与所得控除の上限設定、環境関連投資促進税制の拡充、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の拡充・延長、地球温暖化対策のための課税の特例の創設等の措置を講ずるもの。	1/27	3/30
	関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定関税率等の適用期限の延長等の措置を講ずるほか、貿易円滑化のための税関手続の改善、税関における水際取締りの強化等を図るもの。	1/31	3/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
財務金融	株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)(修正)	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の有効期限を延長することに伴い、株式会社企業再生支援機構が支援決定を行うことができる期限を平成25年3月31日まで延長等するもの。 なお、同機構による再生支援の申込みをすることができる事業者から、大規模な事業者として政令で定める事業者を除くこと等の修正を行った。	3/ 2	3/30
	金融商品取引法等の一部を改正する法律案(内閣提出第67号)(参議院送付)	我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、総合的な取引所の実現に向けた制度の整備、一定の店頭デリバティブ取引についての電子情報処理組織の利用の義務付け、企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の見直し、課徴金制度の見直し等の措置を講ずるもの。	3/ 9	9/ 6
文部科学	著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出第64号)(修正)	著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、著作物の利用等をより円滑に行えるようにするための措置を講ずるほか、著作権等を侵害する行為を防止又は抑止するための技術的保護手段の範囲を拡大する等の措置を講ずるもの。 なお、違法に配信されているものであることを知りながら、有償の音楽・映像を私的使用目的で複製する行為について罰則を設けること等の修正を行った。	3/ 9	6/20
	古典の日に関する法律案(文部科学委員長提出、衆法第30号)	古典の日(11月1日)を設けること等により、様々な場において、国民が古典に親しむことを促し、その心のよりどころとして古典を広く根づかせ、もって心豊かな国民生活及び文化的で活力ある社会の実現を図ろうとするもの。	8/24	8/29
	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律案(参議院提出、参法第21号)	文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進するもの。	6/14	6/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第60号）（修正）	常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止するとともに、違法派遣の場合に派遣先が派遣労働者に労働契約の申込みをしたものとみなすことなど派遣労働者の保護及び雇用の安定のための措置を講ずるもの。 なお、常時雇用される労働者以外の労働者派遣や製造業務への労働者派遣を原則として禁止する規定を削除すること等の修正を行った。	(2010) 4/6	3/28
	現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	平成23年度末までの暫定措置とされた雇止めによる離職者に係る所定給付日数の特例及び個別延長給付を2年間延長するとともに、失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を2年間延長するもの。	1/27	3/28
	児童手当法の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）（修正）	平成24年度から、中学校修了前の子どもを養育している者に対し、子どものための手当を支給することとし、平成24年6月分以降については、所得が一定額以上である者の手当額を減額するもの。 なお、手当の名称を児童手当とし、所得が一定額以上である者に対する手当支給を当分の間の特例給付とする等の修正を行った。	1/27	3/30
	国民健康保険法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）（修正）	国民健康保険制度の安定的な運営を確保するため、国民健康保険の財政基盤強化策を恒久化するとともに、財政運営の都道府県単位化の推進、都道府県調整交付金の割合の引上げ等の所要の措置を講ずるもの。 なお、平成24年4月1日となっている施行期日を公布の日に変更する修正を行った。	2/3	4/5

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
厚生労働	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第65号）（修正）	高年齢者の安定した雇用の確保等を図るため、継続雇用制度の対象者の限定を可能とする仕組みの廃止、継続雇用での雇用確保先の対象拡大等の措置を講ずるもの。 なお、厚生労働大臣は、心身の故障のため業務の遂行に堪えない者等の継続雇用制度における取扱いを含めた事業主が講ずべき高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針を定めるものとする修正を行った。	3/ 9	8/29
	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第68号）（修正）	「障害者自立支援法」の題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改めるほか、障害者及び障害児の定義の見直し、地域生活支援事業の拡充等を行おうとするもの。 なお、指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする等の修正を行った。	3/13	6/20
	労働契約法の一部を改正する法律案（内閣提出第71号）	有期労働契約が通算5年を超えて反復更新された場合、労働者の申込みにより無期労働契約に転換させる仕組みを導入する等の所要の措置を講ずるもの。	3/23	8/ 3
	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第8号）	施設で就労する障害者等の自立を促進するため、国及び独立行政法人等において、予算の適正な使用に留意しつつ、就労施設等から物品等を調達するよう努めなければならないものとするもの。	4/18	6/20
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第21号）	ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を5年延長し、平成29年8月6日までとするもの。	6/15	6/20

委員会名	議案名	概要	提出	成立
厚生労働	カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第31号）	カネミ油症患者に関する施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定について定めるとともに、カネミ油症患者に関する施策の基本となる事項を定めることにより、カネミ油症患者に関する施策を総合的に推進するもの。	8/24	8/29
	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法の一部を改正する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第34号）	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法に基づく給付金の支給の請求の状況等に鑑み、給付金の請求期限の延長等の措置を講ずるもの。	8/29	9/7
	母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法案（厚生労働委員長提出、衆法第38号）	子育てと就業との両立が困難であること等の母子家庭の母及び父子家庭の父が置かれている特別の事情に鑑み、国等による民間事業者に対する協力の要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への努力など、その就業の支援に関する特別の措置を講ずるもの。	9/5	9/7
	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案（参議院提出、参法第35号）	移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢 <sup>しよう</sup> 造血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血 <sup>さい</sup> 供給事業について必要な規制及び助成を行おうとするもの。	8/28	9/6



委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案(内閣提出第20号)(修正)	我が国農林漁業が成長産業となるようにするため、農林漁業者が行う新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社農林漁業成長産業化支援機構に関し、その設立、業務の範囲、支援基準等を定めるもの。 なお、機構の目的の見直し、農林漁業者等の意向を反映させるための手続の追加、対象事業者と対象事業活動支援団体との区別の明確化、農林水産大臣が定める支援基準の明確化、機構の支援決定等における農林水産大臣の関与の強化を図ること等の修正を行った。	2/ 7	8/29
	競馬法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)	近年の競馬の売上額の継続的な減少に伴う競馬主催者の厳しい事業収支の状況に鑑み、競馬の振興を図るため、払戻金の金額の算出方法を改めるとともに、地方競馬主催者に対する必要な支援の延長の措置を講ずるもの。	2/24	6/20
	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律案(内閣提出第50号)(参議院送付)	国有林の有する公益的機能を十全に発揮させるため、国有林及び民有林の一体的な整備及び保全を推進する制度を創設するとともに、国有林野事業特別会計において企業的に運営してきた国有林野事業について、一般会計において実施することとする等の所要の措置を講ずるもの。	3/ 2	6/21
	特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第3号)	しばしば台風の来襲を受け、雨量が極めて多く、かつシラス等特殊な火山噴出物等に覆われている特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良に関する事業への特別な助成等を引き続き実施するため、法律の有効期限を平成29年3月31日まで5年間延長するもの。	3/15	3/23
	養ほう振興法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出、衆法第23号)	近年の養蜂を取り巻く環境の変化、農作物等の花粉受精において養蜂が果たす役割の重要性等に鑑み、養蜂の振興を図るため、養蜂業者に課されている養蜂の届出義務を養蜂業者のほか蜜蜂の飼育を行う者にも課するとともに、蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置、蜜源植物の保護及び増殖に関する施策等について定めるもの。	6/19	6/20

委員会名	議案名	概要	提出	成立
農林水産	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第11号）	鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保等の措置を講ずるもの。	3/22	3/27
経済産業	特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法案（内閣提出、第177回国会閣法第26号）	我が国において新たに研究開発事業及び統括事業を行おうとする特定多国籍企業の活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定及び特定多国籍企業が作成する事業計画の認定について定め、認定を受けた計画に基づく事業の実施について、法人税負担の軽減等の特例措置を講じようとするもの。	(2011) 2/14	7/27
	自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案（内閣提出第21号）	近年の競輪及びオートレース（以下「競輪等」という。）の売上額の継続的な減少による施行者の収支の悪化及び競輪に関する事業仕分けの指摘を踏まえ、今後も競輪等の事業を持続可能なものとするため、競輪等の事業運営及び経営の改善に資するための措置を講じようとするもの。	2/7	3/30
	災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	東日本大震災の経験を踏まえ、石油をはじめとしたエネルギーの安定供給を確保するためには、災害時の石油供給体制等の整備を一層強化する必要があることから、災害時の石油・石油ガス（LPガス）の供給に関する体制の構築に係る措置及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の資源開発に係る支援機能の集約化・整備のための措置を講じようとするもの。	2/10	8/29
	中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）（参議院送付）	中小企業の経営力の強化を図るため、既存の中小企業支援者、金融機関、税理士法人等の中小企業の支援事業を行う者を認定し、中小機構によるソフト支援などその活動を後押しするための措置を講ずるとともに、ものづくり産業のみならず、高付加価値型産業も世界に発信可能な潜在力を有する中で、中小企業の海外展開を促進するため、日本政策金融公庫及び日本貿易保険を活用した中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずるもの。	3/2	6/21

委員会名	議案名	概要	提出	成立
経済産業	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第33号）	共済事業の効率的な業務の実施を図るため、火災共済事業を含めた全ての共済事業を一個の事業協同組合又は協同組合連合会で行うことができるようにするための措置を講じようとするもの。	8/28	9/6
国土交通	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞在者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等について定めるもの。	2/7	3/30
	海上運送法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）（参議院送付）	我が国の外航船社による安定的な国際海上輸送の確保を一層推進するため、あらかじめ、我が国外航船社が運航する外国船舶のうち、航海命令に際し日本船舶に転籍して確実にかつ速やかに航行することが可能なものを準日本船舶として認定することとし、当該準日本船舶が日本船舶に転籍するために必要となるトン数の測度（国による船舶の大きさの測定）に関する手続の特例等について定めるもの。	2/21	9/6
	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）（参議院送付）	1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書等の国際基準に適確に対応しつつ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する対策の一層の強化等を図るため、一定の船舶に対する二酸化炭素放出抑制航行手引書の作成及び備置き等の義務付け、独立行政法人海上災害防止センターの解散に伴う指定法人に関する制度の創設、海洋汚染等防止証書等の有効期間の特例の見直し等について定めるもの。	2/21	9/6
	船員法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）	2006年の海上の労働に関する条約の締結に伴い、船員の労働条件等に関する規制の見直しを行うとともに、国際航海等に従事する一定の日本船舶及び我が国に寄港する一定の外国船舶に対する船員の労働条件等についての検査に関する制度の創設等について定めるもの。	2/21	9/6

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	都市の低炭素化の促進に関する法律案（内閣提出第43号）	都市の低炭素化を図るため、国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置について定めるもの。	2/28	8/29
	海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	我が国周辺海域における情勢の変化等に対応して、海上保安官等が一定の離島における犯罪に対処できることとするとともに、領海等において停留等を伴う航行を行うやむを得ない理由がないことが明らかであると認められる外国船舶に対し、立入検査を行わずに勧告及び退去命令を行うことができることとする等の所要の措置について定めるもの。	2/28	8/29
	特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法案（内閣提出第82号）	欧州連合によるイランに対する制裁措置により、イラン産原油を我が国に輸送する特定タンカーの運航が停止する事態を回避するため、特定タンカー所有者が、一定の損害賠償義務の履行を担保する契約を保険者と締結している場合、政府は、これにより支払われる金額を保険者に交付することができる契約を、特定タンカー所有者との間で締結することができること等、特別の措置について定めるもの。	6/11	6/20
	離島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第20号）	離島の厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図るため、離島振興法の有効期限を10年延長するとともに、目的規定を整備し、基本理念及び国の責務に係る規定並びに離島活性化交付金等の交付に係る規定を定め、基本的施策の充実等を図るもの。	6/15	6/20

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）（参議院送付）	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を引き続き計画的かつ着実に推進していくため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の有効期限を平成35年3月31日まで延長する等の措置を講ずるもの。	2/21	8/10
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案（内閣提出第66号）	使用済小型電子機器等の再資源化の促進による生活環境の保全及び国民経済の健全な発展を図るため、主務大臣による基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等の措置を講ずるもの。	3/9	8/3
	原子力規制委員会設置法案（環境委員長提出、衆法第19号）	平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故を契機に明らかとなった原子力利用に関する政策に係る縦割り行政の弊害を除去し、並びに一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務を一元的につかさざるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する原子力規制委員会を、環境省の外局として設置するもの。	6/15	6/20
	動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第33号）	動物取扱業の適正化を図るため、現行の動物取扱業を第一種動物取扱業とし、出生後56日未満の犬又は猫の引渡し等を制限すること等により第一種動物取扱業に係る規制を強化し、及び第二種動物取扱業についての届出制度を創設するとともに、動物の適正な飼養及び保管を図るため、動物の所有者について終生飼養の責務を追加し、終生飼養の責務の趣旨に照らして都道府県等が犬又は猫の引取りを拒否できることとし、及び愛護動物に対する殺傷罪等の罰則を強化する等の措置を講ずるもの。	8/28	8/29

委員会名	議案名	概要	提出	成立
環境	地方自治法第156条第4項の規定に基づき、産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署の設置に関し承認を求めの件（内閣提出、承認第5号）	原子力規制委員会設置法において、原子力安全・保安院が廃止されることに伴い、現在、産業保安に関する業務を行う組織として同院に設置されている産業保安監督部及び那覇産業保安監督事務所並びに産業保安監督部の支部並びに産業保安監督署を経済産業省の地方機関として設置することについて、国会の承認を求めるもの。	6/15	6/20
予算	平成23年度一般会計補正予算（第4号） 平成23年度特別会計補正予算（特第4号）	歳出面において、義務的経費の追加等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入やその他収入の増収等を見込むこと等を内容とするもの。 この結果、平成23年度一般会計第4次補正後予算の総額は、一般会計第3次補正後予算に対し歳入歳出とも1兆1,118億円増加し、107兆5,105億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/24	2/8
	平成24年度一般会計予算 平成24年度特別会計予算 平成24年度政府関係機関予算	東日本大震災からの復興、経済分野のフロンティアの開拓、分厚い中間層の復活、農林漁業の再生、エネルギー・環境政策の再設計の5つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むために編成されたもの。 一般会計予算の規模は、90兆3,339億円となっている。 特別会計予算は、18の特別会計について予算を計上し、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/24	4/5 (注)

(注) 憲法第60条第2項の規定により本院の議決が国会の議決となったものである。

委員会名	議案名	概要	提出	成立
予算	平成24年度一般会計暫定予算 平成24年度特別会計暫定予算 平成24年度政府関係機関暫定予算	平成24年4月1日から4月6日までの期間について編成されたものであり、歳出面において、経常的経費のほか、既定施策に係る経費について行政運営上必要最小限の金額を計上する一方、歳入面において、税込及びその他収入の収入見込み額を計上する。 一般会計暫定予算は、歳入総額118億円、歳出総額3兆6,105億円であり、歳出超過に係る国庫の資金繰りについては、財務省証券を発行できることとする。 また、特別会計及び政府関係機関の暫定予算について、それぞれ一般会計に準じて編成している。	3/29	3/30
決算行政 監視	平成22年度一般会計経済危機対応・地域活性化予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	一般会計経済危機対応・地域活性化予備費予算額9,996億7,409万3千円のうち、平成22年6月18日から平成22年9月24日までの間において決定された使用額は、優良住宅取得支援事業に必要な経費、エコポイントの活用による環境対応住宅の普及事業に必要な経費、低炭素型雇用創出産業立地推進事業に必要な経費等62件、計9,996億7,409万3千円。	(2011) 4/12	8/22
	平成22年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成22年5月11日から平成22年11月8日までの間において決定された使用額は、水俣病被害者の救済に必要な経費、口蹄疫まん延防止対策に必要な経費、家畜伝染病予防費の不足を補うために必要な経費等11件、計961億8千万円余。	(2011) 4/12	8/22
	平成22年度特別会計予算総則第7条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第177回国会、内閣提出）	特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成22年7月6日から平成22年12月7日までの間において決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における防災・震災対策に係る道路事業に必要な経費の増額、同特別会計治水勘定における防災・震災対策に係る河川事業及び砂防事業に必要な経費の増額、同特別会計港湾勘定における防災・震災対策に係る港湾事業に必要な経費の増額等3特別会計12件、計912億円余。	(2011) 4/12	8/22

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算行政 監視	平成22年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2) (承諾を求めるの件) (第 177回国会、内閣提出)	一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成23年3月14日から平成 23年3月30日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋 沖地震による被災地域の緊急支援に必要な経費、災害救助費等負担金 の不足を補うために必要な経費、東北地方太平洋沖地震による被災地 域において自衛隊の部隊が実施する救援活動等に必要な経費等6件、 計687億3千万円余。	(2011) 5/20	8/22
	平成22年度特別会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (承諾を求めるの件)(第177回国 会、内閣提出)	特別会計予備費予算総額1兆8,497億120万3千円のうち、平成23年2 月4日から平成23年3月18日までの間において決定された使用額は、 農業共済再保険特別会計農業勘定及び果樹勘定における再保険金の 不足を補うために必要な経費2件、計29億6千万円余。	(2011) 5/20	8/22
	平成22年度特別会計予算総則第 7条第1項の規定による経費増額 総調書及び各省各庁所管経費増額 調書(その2) (承諾を求めるの件) (第177回国会、内閣提出)	特別会計予算総則第7条第1項の規定により平成23年2月22日から 平成23年3月29日までの間において決定された経費増額は、交付税及 び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方 譲与税譲与金に必要な経費の増額2件、計1,520億8千万円余。	(2011) 5/20	8/22
議院運営	国会議員の秘書の給与等に関す る法律の一部を改正する法律の一 部を改正する法律案(議院運営委 員長提出、衆法第2号)	平成23年人事院勧告に係る政府職員の給与改定に準じて、国会議員の 秘書に経過措置として支給される給料の改定等を行うもの。	2/23	2/29
	国会議員の歳費及び期末手当の 臨時特例に関する法律案(議院運 営委員長提出、衆法第11号)	我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、 一層の歳出の削減が不可欠であることから、平成24年5月1日から平 成26年4月30日までの間、各議院の議長、副議長及び議員の受ける歳 費及び期末手当を各々12.88%減額するもの。	4/26	4/27



委員会名	議案名	概要	提出	成立
議院運営	国立国会図書館法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出、衆法第17号)	国立国会図書館が私人の提供するオンライン資料を収集するための制度を設けようとするほか、原子力損害賠償支援機構の設立に伴い、国立国会図書館への出版物の納入義務等に関する規定の整備を行おうとするもの。	6/8	6/15
災害対策	災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出第81号)(修正)	東日本大震災の教訓を生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織の充実、地方公共団体間の応援に関する措置の拡充、広域にわたる被災住民の受入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する措置等を定めるもの。 なお、災害の定義に竜巻を追加すること、防災に関する制度の在り方についての全般的な検討の対象に、防災上の配慮を要する者に係る個人情報取扱いの在り方、災害からの復興の枠組み等が含まれる旨を明記すること等の修正を行った。	5/18	6/20
	豪雪地帯対策特別措置法の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第5号)	豪雪地帯の現状に鑑み、豪雪地帯における除排雪の体制の整備、空家に係る除排雪等の管理の確保及び雪冷熱エネルギーの活用の促進を図るとともに、特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の整備の特例並びに公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例措置の適用期限の延長を行うもの。	3/16	3/28
沖縄北方	沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第24号)(修正)	「民間主導の自立型経済の発展」という沖縄振興の基本方向を大きく前に進めるため、沖縄振興計画の策定主体を県へ変更、一括交付金の交付など、県の主体性をより尊重した内容とするとともに、財政・税制面を中心とした国の支援措置を拡充するもの。 なお、新たな公共交通機関の在り方についての調査及び検討の対象として、「鉄道」及び「軌道」の「整備」を明記すること、沖縄県が設置する基金への積立てを可能とすること等の修正を行った。	2/10	3/30

委員会名	議案名	概要	提出	成立
沖縄北方	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第25号)(修正)	これまで二法に分かれていた沖縄県における駐留軍用地跡地に関する規定を一元的に定め、法律の有効期限を10年間延長するとともに、給付金制度の拡充、地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設等の所要の措置を講ずるもの。 なお、法律の題名を「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に改め、法律の基本理念を新たに規定する等の修正を行った。	2/10	3/30
消費者問題	消費者安全法の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)(修正)	消費者庁に消費者安全調査委員会を設置し、事故等原因調査等を行うために必要な権限等について定めるとともに、多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告等の措置について定めるもの。 なお、重大事故に関し事故等原因調査等を行わないこととした場合の理由の通知等について修正を行った。	2/14	8/29
	特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)(参議院送付)	物品の訪問購入を行う業者について、不当な勧誘行為の禁止等の規制を設けるとともに、取引の相手方による契約の申込みの撤回を認める等の措置を講ずるもの。	3/ 2	8/10
	消費者教育の推進に関する法律案(参議院提出、参法第26号)	消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めるもの。	6/19	8/10
	消費者基本法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第27号)	政府から国会に対し、毎年、政府が講じた消費者政策の実施状況を報告しなければならないこととするもの。	6/19	8/10
郵政改革	郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案(武正公一君外5名提出、衆法第6号)	郵政民営化について、内外の社会経済情勢の変化等に鑑み、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社の再編成、郵政事業に係る基本的な役務の確保のための措置その他株式会社への的確に郵政事業の経営を行わせるための措置を講ずるもの。	3/30	4/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
震災復興	福島復興再生特別措置法案（内閣提出第23号）（修正）	<p>原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生が、その特殊な諸事情を踏まえて行われるべきものであることに鑑み、福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興・再生のための特別措置等について定めるもの。</p> <p>なお、法の目的に、福島の復興及び再生が、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて行われるべきものであることを追加すること、福島の復興及び再生に関する施策の推進のために必要な措置として、国は、住民の健康を守るために福島県が設置する基金について、必要な財政上の措置を講ずる等の措置を新設すること等の修正を行った。</p>	2/10	3/30
	東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案（参議院提出、参法第22号）	平成23年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所事故による被災者に対する支援が必要であることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めるもの。	6/14	6/21
社会保障・税	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案（内閣提出第72号）（修正）	<p>経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うとともに、所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充等を行うほか、その他の税制の抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置等について定めるもの。</p> <p>なお、所得税法、相続税法及び租税特別措置法の一部改正規定を削除するとともに、税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置及び消費税率の引上げに当たっての措置に関し、規定の追加を行う等の修正を行った。</p>	3/30	8/10

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
社会保障 ・ 税	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出第73号）（修正）	<p>経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、地方における社会保障の安定財源の確保及び地方財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、地方消費税の税率の引上げ及び引上げ分の地方消費税についての用途の明確化を行うとともに、消費税に係る地方交付税の率を変更する等の措置を講ずるもの。</p> <p>なお、地方消費税率の引上げに当たっての措置に関し、規定の追加を行う等の修正を行った。</p>	3/30	8/10
	公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案（内閣提出第74号）（修正）	<p>公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の年金額の加算、高所得者の年金額の調整、受給資格期間の短縮、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の措置を講ずるもの。</p> <p>なお、低所得者等の年金額の加算に関する規定等を削除すること、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大の対象となる者の月額賃金の範囲を「78,000円以上」から「88,000円以上」に改めること、低所得である高齢者等に対する福祉的措置としての給付に係る制度の実施に必要な法制上の措置が講ぜられるものとする旨の規定を追加すること等を内容とする修正を行った。</p>	3/30	8/10
	子ども・子育て支援法案（内閣提出第75号）（修正）	<p>我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども及び子どもを養育している者に必要な子ども・子育て支援に係る給付その他の支援が総合的に提供されるよう、子ども・子育て支援給付を創設する等の措置を講ずるもの。</p> <p>なお、「教育・保育施設」を認定こども園、幼稚園、保育所とし、市町村は、小学校就学前子どもが、市町村長が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときは、当該子どもの保護者に対し、施設型給付費を支給すること等の修正を行った。</p>	3/30	8/10

委員会名	議案名	概要	提出	成立
社会保障 ・税	子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第77号）（修正）	子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴い、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を廃止するほか、児童福祉法など56の関係法律についての規定の整備等を行うもの。 なお、本案の全部を修正し、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」とする修正を行った。	3/30	8/10
	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第78号）（修正）	民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置等を講ずるもの。 なお、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案等に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えた。	4/13	8/10
	社会保障制度改革推進法案（長妻昭君外5名提出、衆法第24号）	社会保障制度改革について、その基本的な考え方その他の基本となる事項を定めるとともに、社会保障制度改革国民会議を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進しようとするもの。	6/20	8/10
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案（和田隆志君外5名提出、衆法第25号）	小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行う幼保連携型認定こども園等に関する制度を拡充しようとするもの。	6/20	8/10

【参考】 閉会中審査議案概要一覧

( 〃は内閣提出、 〃は衆法又は参法)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第60号）	国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等を行うもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第74号）	国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため幹部人事の一元管理等に係る所要の措置を講ずるとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため再就職等規制違反行為の監視機能を強化する等の措置を講じ、併せて、自律的労使関係制度の措置に伴う人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の措置を講ずるもの。
	国家公務員の労働関係に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第75号）	国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、非現業国家公務員に協約締結権を付与するとともに、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの。
	公務員庁設置法案（内閣提出、第177回国会閣法第76号）	国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの。
	国家公務員法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、第177回国会閣法第77号）	国家公務員法等の一部を改正する法律、国家公務員の労働関係に関する法律及び公務員庁設置法の施行に伴い、人事官弾劾の訴追に関する法律を廃止するとともに、関係法律の規定の整備を行うもの。
	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第30号）	利用料金を自らの収入として収受する公共施設等の整備等に関する事業を実施する民間事業者に対する金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給その他の支援を行うことにより、我が国において特定事業を推進することを目的とする株式会社民間資金等活用事業推進機構に関し、その設立、業務の範囲、財政上の措置等を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案（内閣提出第32号）	行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が、個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用して、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を行うことができるようにするとともに、これらの者に対し申請、届出その他の手続を行う国民が、手続の簡素化による負担の軽減及び本人確認の簡易な手段を得られるようにするために必要な事項を定める等とするもの。
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出第33号）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の規定の整備等を行うもの。
	地方公共団体情報システム機構法案（内閣提出第35号）	地方公共団体が共同して運営する組織として、住民基本台帳法、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による事務等を地方公共団体に代わって行うこと等を目的とする地方公共団体情報システム機構を設立することとし、その組織、業務の範囲等に関する事項を定めるもの。
	独立行政法人通則法の一部を改正する法律案（内閣提出第79号）	独立行政法人について、公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって国が自ら主体として行う必要のないものが、その特性に応じた国の適切な関与の下に国以外の法人によつて的確に行われることとなるよう、国の関与の在り方を見直し、中期目標行政法人及び行政執行法人に区分するとともに、その名称を行政法人とする等の所要の措置を講ずるもの。
	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第80号）	独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備を行うもの。
	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する法律案（井上信治君外3名提出、第173回国会衆法第11号）（自民・公明）	地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びに地域住民等の役割を明らかにするとともに、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する施策の基本となる事項を定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>国家公務員法の一部を改正する法律案（井上信治君外 6 名提出、第174回国会衆法第32号） （自民・公明・みんな）</p>	<p>職員団体の業務の実態にかんがみ、公務に対する国民の信頼の確保を図るため、職員団体と当局との交渉の内容を公表するとともに、勤務時間中に職員団体の業務に短期間従事することができる制度を廃止するもの。</p>
	<p>国家公務員法等の一部を改正する法律案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第 5 号） （自民・みんな）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき内閣による人事管理機能の強化等を図るため、人事の一元的管理に関する規定を創設し、内閣官房の所掌事務及び内閣人事局の設置に関する規定の整備等を行うとともに、国家公務員の退職管理の一層の適正化を図るため、官民人材交流センター及び再就職等監視委員会の廃止、再就職等規制違反行為の監視等を行う民間人材登用・再就職適正化センターの設置に関する規定の整備、他の役職員についての依頼等の規制違反に対する罰則の創設等を行うもの。</p>
	<p>幹部国家公務員法案（河野太郎君外 6 名提出、第176回国会衆法第 6 号） （自民・みんな）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法を踏まえ、行政の運営を担う国家公務員のうち幹部職員について適用すべき任用、分限等の各般の基準を定めるもの。</p>
	<p>国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（野田毅君外 2 名提出、第177回国会衆法第 31号） （自民）</p>	<p>国民の祝日として、主権回復記念日を加え、同記念日を 4 月28日とするもの。</p>
	<p>行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案（長妻昭君外15名提出、衆法第 7 号） （民主・国民）</p>	<p>集中改革期間における行政改革について、集中改革期間以後においても行政構造が社会経済情勢の変化等に対応して自律的かつ持続的に改善され又は刷新されていく体制を構築することを目指して、総合的かつ集中的に実行するため、その基本理念、国及び地方公共団体の責務、基本方針、工程表その他の重要事項を定めるとともに、行政改革実行本部及び行政構造改革会議を設置するもの。</p>
	<p>地方自治法第156条第 4 項の規定に基づき、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出、第177回国会承認第 6 号）</p>	<p>国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を行うため、管区国家公務員局及び沖縄国家公務員事務所を設置することについて、国会の承認を求めるもの。</p>



委員会名	議 案 名	概 要
総務	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第59号）	地方公共団体に対する義務付けを規定している関係法律を改正する等の所要の措置を講ずるもの。
	電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第61号）	電波の公平かつ能率的な利用の促進を図るため、一定の要件を満たす電気通信業務用基地局について、その免許の申請を行うことができる者を入札又は競りにより決定する制度を創設しようとするもの。
	地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案（平井たぐや君外4名提出、衆法第32号）（自民・みんな・日本）	地方公務員の政治的中立性を確保するため、地方公務員についても、国家公務員と同様にその政治的行為を制限する措置を講ずるもの。
	大都市制度に関する提案に係る手続に関する法律案（逢坂誠二君外5名提出、衆法第36号） （民主・みんな・国民）	指定都市又は特別区及びこれを包括する都道府県による大都市制度に関する提案に係る手続について定めるもの。
法務	刑法等の一部を改正する法律案（第179回国会内閣提出第13号、参議院送付）	初入者等について刑の一部の執行を猶予することを可能とする制度を導入するとともに、地域社会の利益の増進に寄与する社会的活動を行うことを保護観察の特別遵守事項に加えるなどするもの。
	薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律案（第179回国会内閣提出第14号、参議院送付）	刑事施設における処遇に引き続き保護観察処遇を実施することにより、薬物使用等の罪を犯した者が再び犯罪をすることを防ぐため、これらの者に対する刑の一部の執行猶予に関し、その言渡しをすることができる者の範囲及び猶予の期間中の保護観察等について刑法の特則を定めようとするもの。
	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	法律事務の国際化、専門化及び複雑多様化によりの確に対応するため、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人を設立することを可能にするもの。
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第62号）	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に伴い、我が国において子の返還等に関する援助を行う中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子が常居所を有していた我が国以外の条約締約国に子を返還するために必要な裁判手続等について定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
法務	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、第173回国会衆法第5号） （自民・公明）</p>	<p>児童ポルノをみだりに所持すること等を一般的に禁止するとともに、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持等を処罰する罰則を設け、あわせてインターネット事業者について児童ポルノの所持、提供等の行為の防止措置に関する規定の新設等を行うもの。</p>
	<p>児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案（辻恵君外2名提出、第177回国会衆法第23号） （民主）</p>	<p>みだりに児童ポルノを有償でかつ反復して取得すること等を処罰する罰則を設けるとともに、児童ポルノの定義を明確化し、あわせて心身に有害な影響を受けた児童の保護等に関する施策を推進するための規定の新設等を行うもの。</p>
	<p>刑法の一部を改正する法律案（高市早苗君外3名提出、衆法第14号） （自民）</p>	<p>日本国に対して侮辱を加える目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損する行為についての処罰規定を整備するもの。</p>
外務	<p>投資の促進及び保護に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）</p>	<p>我が国とパプアニューギニアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの。</p>
	<p>投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とコロンビア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）</p>	<p>我が国とコロンビアとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの。</p>
	<p>脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とジャージー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）</p>	<p>我が国とジャージーとの間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの。</p>
	<p>租税に関する情報の交換及び個人の所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とガンジー政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第4号）</p>	<p>我が国とガンジーとの間で、租税に関する情報交換を行うための枠組み及び課税権の配分等について定めるもの。</p>

委員会名	議 案 名	概 要
外務	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	我が国とポルトガルとの間で、二重課税の回避を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの。
	租税に関する相互行政支援に関する条約及び租税に関する相互行政支援に関する条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	締約国の税務当局間における租税に関する情報交換、外国租税債権の徴収共助及び送達共助の枠組み等について定めるもの。
	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	監護の権利の侵害を伴う国境を越えた子の連れ去り等が生じた場合に原則として常居所を有していた国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組み、国境を越えた親子の接触の実現のための協力等について定めるもの。
財務金融	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第63号）	特別会計の設置、管理及び経理に関する基本理念を創設するとともに、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講ずるもの。
文部科学	教育公務員特例法の一部を改正する法律案（下村博文君外3名提出、第174回国会衆法第4号） （自民・みんな）	公立学校の教育公務員が政治的行為の制限に違反した場合について、罰則を設けるもの。
	東日本大震災に対処するための私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関する特別の助成措置等に関する法律案（参議院提出、第177回国会参法第21号）	東日本大震災に対処するため、私立の学校等の用に供される建物等の災害復旧等に関し、私立の学校等の設置者に対する特別の助成措置、地方公共団体に対する特別の財政援助等について定めるもの。
厚生労働	国民年金法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第15号）	国民年金の第3号被保険者に関する記録の不整合に対処するため、届出の行われた不整合期間について、老齢基礎年金等の受給資格期間に算入することができる期間とみなすほか、当該不整合期間に係る特定保険料を納付することを可能とする等の措置を講ずるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出、第179回国会閣法第16号）	労働安全衛生対策をより一層充実するため、メンタルヘルス対策の強化を図り、電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡等の制限の対象に追加するとともに、職場における受動喫煙防止のために必要な措置を講ずること等について定めるもの。
	国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）（内閣修正）	交付国債の発行により平成24年度の基礎年金国庫負担割合を2分の1とするとともに、老齢基礎年金等の年金額の特例水準を解消する等の所要の措置を講ずるもの。 本法律案については、7月31日、平成24年度及び25年度の「国庫負担割合約36.5%と2分の1の差額」を負担するための財源を年金特例公債にする等の内閣修正が行われた。
	年金生活者支援給付金の支給に関する法律案（内閣提出第83号）	高齢者や障害者等の生活を支援するため、年金収入等が一定の基準以下の老齢基礎年金の受給者等に対し、福祉的な給付として年金生活者支援給付金を支給しようとするもの。
	アレルギー疾患対策基本法案（江田康幸君外2名提出、第177回国会衆法第32号）（自民・公明）	アレルギー疾患対策を総合的かつ計画的に推進するため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、アレルギー疾患対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めるもの。
	医薬品等行政評価・監視委員会設置法案（長妻昭君外3名提出、衆法第35号）（民主）	信頼できる医薬品等行政を確立するために必要な体制を構築することにより、医薬品等の安全性の確保を図るため、厚生労働省に、医薬品等行政評価・監視委員会を設置するもの。
農林水産	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案（内閣提出第36号）	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することにより農山漁村の活性化を図るため、市町村の認定を受けて再生可能エネルギー発電設備の整備を行う者について、農地法等に基づく手続の簡素化等の措置を講ずるもの。
	農業等の有する多面的機能の発揮を図るための交付金の交付に関する法律案（加藤紘一君外4名提出、第174回国会衆法第35号）（自民）	農業、森林並びに水産業及び漁村の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮を図るため、農林水産業者等に対して交付金を交付するもの。

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案（宮腰光寛君外6名提出、第177回国会衆法第10号） （自民）	農業の担い手の育成及び確保に係る制度を見直すこと等を通じて施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の施策の基本となる事項を定めるもの。
経済産業	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第174回国会閣法第49号）	公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、排除措置命令等の行政処分を行おうとする際の意見聴取のための手続を整備する等の措置を講ずるもの。
	経済社会課題対応事業の促進に関する法律案（内閣提出第28号）	エネルギーの利用の制約への対応、生産年齢人口の減少下における就業者数の維持又は増加その他我が国の経済社会の持続的な発展のための新たな課題への対応に資する事業を行うことを促進するため、当該事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置並びに当該事業に係る製品及び役務の需要の開拓を図るための措置を講ずるもの。
	エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第69号）	我が国経済の発展のため、エネルギー需給の早期安定化を図る事を目的として、蓄電池やエネルギー管理システム（BEMS・HEMS）の活用等により電力需要ピーク時の系統電力の使用を低減する取組を行った場合に、これを評価できる体系にすることにより、事業者が電力需要のピーク対策に取り組みやすくするとともに、建築物や機器等のエネルギーの消費効率の向上に資する機器を新たにトップランナー制度の対象に追加し、住宅、建築物分野の省エネ対策を強化する措置を講ずるもの。
	脱原発基本法案（山岡賢次君外12名提出、衆法第39号） （生活、社民、改会、減税、大地）	脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発のための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保するための措置を講ずるもの。
	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（内閣提出、承認第4号）	平成24年4月14日から平成25年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置並びに北朝鮮と第三国の間の貨物の移動を伴う貨物の売買、賃借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、国会の承認を求めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	交通基本法案（内閣提出、第177回国会閣法第33号）	交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、交通に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体、事業者等の責務を明らかにするとともに、交通に関する施策の基本となる事項等について定めるもの。
	不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	不動産特定共同事業の活用を一層推進するため、一定の要件を満たす者が届出により特定の不動産特定共同事業を営むことを可能とするとともに、その業務の委託を受ける不動産特定共同事業者についての必要な規制等について定めるもの。
	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全確保に関する法律案（内閣提出第53号）	国際海陸一貫運送コンテナの自動車運送の安全を確保するため、受荷主等、本邦発荷主、運送取次事業者、運送事業者等に対しコンテナ情報の伝達を義務付けるとともに、貨物自動車運送事業者等及び運転者が当該運送に関し遵守すべき事項等について定めるもの。
	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律案（内閣提出第54号）	民間の能力を活用した空港の運営等を推進するため、国土交通大臣がその基本方針を定めることとするとともに、国土交通大臣又は地方公共団体が管理する空港について公共施設等運営権を設定して運営等が行われる場合における関係法律の特例を設ける等の所要の措置を定めるもの。
	ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案（内閣提出第70号）	ダム事業の廃止等に伴い水没しないこととなる地域等のうち、生活環境及び産業基盤の整備等が他の地域に比較して低位にあり、当該ダム事業の廃止等に伴い振興を図る必要がある地域について、国土交通大臣による特定地域振興基本方針の策定、都道府県による特定地域振興計画の作成及びこれに基づく特別の措置等について定めるもの。
	北海道観光振興特別措置法案（佐田玄一郎君外4名提出、第174回国会衆法第11号）（自民）	北海道知事による観光振興計画の作成及びこれに基づく観光の振興を図るための特別の措置等北海道における観光の振興に関し必要な事項を定めるもの。
	離島航路航空路整備法案（武部勤君外4名提出、第174回国会衆法第34号）（自民）	離島航路航空路の整備を促進するため、離島航路航空路の整備について、基本理念を定め、国、関係地方公共団体及び離島航路航空路事業者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定、整備計画の作成、離島航路航空路事業者への補助等について定めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
国土交通	地下水の利用の規制に関する緊急措置法案（高市早苗君外13名提出、第176回国会衆法第17号） （自民）	地下水が、国民共通の貴重な財産であり、公共の利益に最大限に沿うように利用されるべき資源であるとの観点から、地下水の利用に対する規制が総合的に講ぜられるまでの間の緊急的な措置として特定の地域内における地下水の利用について必要な規制をするもの。
	国土強靱化基本法案（二階俊博君外10名提出、衆法第15号） （自民）	国土の強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土の強靱化に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、並びに国土の強靱化基本計画の策定その他国土の強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めるとともに、国土強靱化戦略本部等を設置するもの。
	南海トラフ巨大地震対策特別措置法案（二階俊博君外16名提出、衆法第26号） （自民・公明）	南海トラフ巨大地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ巨大地震緊急対策区域の指定、南海トラフ巨大地震に関する地震観測体制の整備、緊急対策推進基本計画及び緊急対策実施計画の作成、緊急対策実施計画に係る特別の措置、特定緊急対策事業推進計画の認定及び特別の措置、緊急集団移転促進事業の実施に係る特別の措置等について定めるもの。
	雨水の利用の推進に関する法律案（参議院提出、参法第29号）	近年の気候の変動等に伴い水資源の循環の適正化に取り組むことが課題となっていることを踏まえ、その一環として雨水の利用が果たす役割に鑑み、雨水の利用の推進に関し、国等の責務を明らかにするとともに、基本方針等の策定その他の必要な事項を定めるもの。
	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第3号）	特定船舶の入港禁止措置についての平成18年7月5日の閣議決定のうち、北朝鮮船籍の全ての船舶の入港禁止の期間について、平成25年4月13日まで1年延長する変更をしたため、特定船舶入港禁止法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施について国会の承認を求めるもの。

委員会名	議 案 名	概 要
環境	地球温暖化対策基本法案（内閣提出、第176回国会閣法第5号）	地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量削減に関する中長期目標を設定し、地球温暖化対策の基本事項等を定めるもの。
	低炭素社会づくり推進基本法案（野田毅君外4名提出、第174回国会衆法第7号）（自民）	低炭素社会づくりに関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進するため、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、中長期的な目標の設定、低炭素社会づくり国家戦略の策定等の低炭素社会づくりに関する施策の基本となる事項を定めるもの。
	気候変動対策推進基本法案（江田康幸君提出、第174回国会衆法第15号）（公明）	気候変動対策を推進するため、同対策に関し、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、独立行政法人等、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、気候変動対策の基本となる事項等を定めるもの。
安全保障	国際平和協力法案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第24号）（自民）	国際平和協力活動及び物資協力、これらの実施の手續その他の必要な事項を定めるもの。
	国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案（中谷元君外4名提出、第174回国会衆法第25号）（自民）	国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送の職務に従事する警察官、海上保安官若しくは海上保安官補又は自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の国際緊急援助活動等を行う者若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命等の防衛のためやむを得ない場合に武器を使用することができることとするもの。
	自衛隊法の一部を改正する法律案（小野寺五典君外7名提出、第174回国会衆法第31号）（自民）	外国における災害、騒乱その他の緊急事態に際して、より広範に対応できるよう、生命又は身体の保護を要する邦人について、その避難のために必要な輸送及び輸送の際の警護並びにこれらの措置を実施する際の権限について定めるもの。



委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成21年度一般会計歳入歳出決算 平成21年度特別会計歳入歳出決算 平成21年度国税収納金整理資金受払計算書 平成21年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入107兆1,142億4千万円余、歳出100兆9,734億2千万円余であり、差引き剰余は6兆1,408億1千万円余。 特別会計の決算額は、21の特別会計があって歳入合計377兆8,931億1千万円余、歳出合計348兆600億3千万円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額50兆4,845億8千万円余、一般会計の歳入への組入額等は49兆7,737億2千万円余であり、資金残額は7,108億5千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,771億9千万円余、支出合計1兆5,300億9千万円余。
	平成21年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より5兆58億円余増加し、107兆3,748億4千万円余。
	平成21年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成21年度末現在額は、平成20年度末現在額より52億6千万円余減少し、1兆834億2千万円余。
	平成22年度一般会計歳入歳出決算 平成22年度特別会計歳入歳出決算 平成22年度国税収納金整理資金受払計算書 平成22年度政府関係機関決算書	一般会計の決算額は、歳入100兆5,345億6千万円余、歳出95兆3,123億4千万円余であり、差引き剰余は5兆2,222億2千万円余。 特別会計の決算額は、18の特別会計があって歳入合計386兆9,849億1千万円余、歳出合計345兆740億円余。 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額51兆3,859億9千万円余、一般会計の歳入への組入額等は50兆7,222億2千万円余であり、資金残額は6,637億6千万円余。 政府関係機関の決算額は、3つの機関があって収入合計1兆2,044億9千万円余、支出合計1兆4,063億1千万円余。
	平成22年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より6兆1,808億9千万円余減少し、101兆1,939億4千万円余。
	平成22年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等に無償で貸し付けている国有財産の平成22年度末現在額は、平成21年度末現在額より236億1千万円余減少し、1兆598億円余。

委員会名	議 案 名	概 要
決算行政 監 視	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億7,454万4千円のうち、平成23年8月19日から平成23年12月20日までの間において決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染事業等に必要な経費等8件、計4,505億8千万円余。
	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成23年4月19日から平成24年1月23日までの間において決定された使用額は、災害救助費等負担金の不足を補うために必要な経費等5件、計612億5千万円余。
	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)	特別会計予算総則第17条第1項の規定により、平成23年4月18日から平成23年12月9日までの間において決定された経費増額は、地震再保険特別会計における再保険金に必要な経費の増額等2特別会計11件、計4,825億円余。
	平成23年度一般会計東日本大震災復旧・復興予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計東日本大震災復旧・復興予備費予算額5,656億7,454万4千円のうち、平成24年2月10日に決定された使用額は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による被害に係る応急の対策に関する事業に必要な経費1件、403億8千万円余。
	平成23年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成24年2月24日から平成24年3月27日までの間において決定された使用額は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等4件、計135億4千万円余。
	平成23年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)	特別会計予備費予算総額1兆484億9,234万2千円のうち、平成24年3月27日に決定された使用額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費1件、16億円。
	平成23年度特別会計予算総則第17条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)	特別会計予算総則第17条第1項の規定により、平成24年3月27日に決定された経費増額は、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定における大雪に伴う道路事業に必要な経費の増額1件、113億2千万円余。

委員会名	議 案 名	概 要
倫理選挙	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、第176回国会閣法第4号）	最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するもの。
	政治資金規正法及び政党助成法の一部を改正する法律案（大口善徳君提出、第173回国会衆法第3号） （公明）	政治資金収支報告書の虚偽記載等があった場合において、政治団体の代表者が当該政治団体の会計責任者の「選任」又は「監督」のいずれか一方について相当の注意を怠ったときは、50万円以下の罰金に処することとするもの。
	政党助成法の一部を改正する法律案（林幹雄君外4名提出、第174回国会衆法第2号）（自民・公明）	政党の解散時における政党交付金の返還を免れる脱法行為を防止するため、政党が解散を決定した日後は、政党交付金による支出又は支部政党交付金による支出として寄附をすることができないこととするもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外4名提出、第174回国会衆法第18号）（自民）	近時におけるインターネット等の普及に鑑み、選挙運動期間における候補者に関する情報の充実、有権者の政治への参加の促進等を図るため、インターネット等を利用する方法による選挙運動を解禁するもの。
	衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案（細田博之君外2名提出、衆法第27号） （自民）	一票の較差を是正するため、いわゆる「一人別枠方式」を廃止し、小選挙区の改定案作成に当たっての特例（0増5減、作成基準等）を定めるもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外3名提出、衆法第29号） （自民・公明）	都道府県の議会の議員の選挙区について、郡の存在意義が大きく変質している現状等に鑑み、一定の要件の下で、市町村を単位として条例で選挙区を定めることができるようにするとともに、指定都市の区域においては、2以上の区域に分けた区域を選挙区の単位とするもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（村田吉隆君外2名提出、衆法第37号） （自民）	近年における選挙の実情に鑑み、選挙運動用自動車の規格制限の簡素化等、候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一、選挙運動費用収支報告書の提出期限の延長等及び投票をした旨を証する書面の交付の禁止等の措置を講ずるもの。
	公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、参法第36号）	参議院選挙区選出議員の選挙について、一票の較差を是正するため、各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるもの（4増4減）。